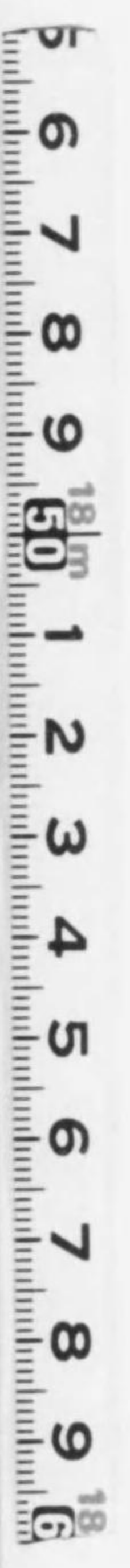


370  
232



始



新 239  
234  
0

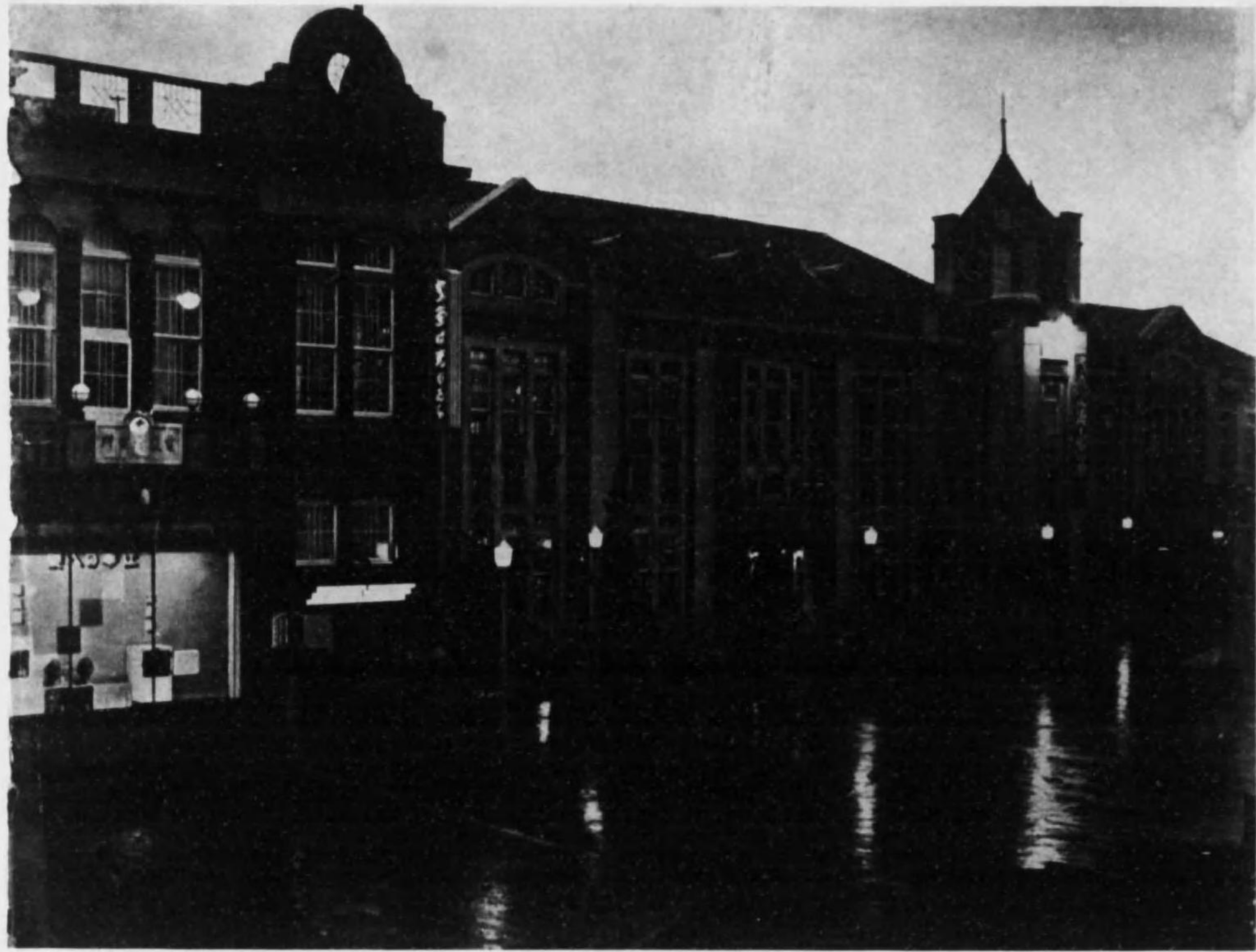


五十年史

伊豫鐵道電氣株式會社



發行所寄贈本



(店 本) 社會式株氣電道鐵伊

伊鐵道氣株社會

伊鐵道氣株社會

## 序

明治二十年九月十四日伊豫鐵道會社が松山の地に弧々の聲をあげてから本年は五十年に當ります。願れば我國の過去五十年は凡ゆる方面から見ても寔に目まぐるしい進展振りであります。この間にあつて我社が克く遅るゝことなく地方文化に寄與し得た事は眞に欣ばしき次第であります。

今憶ひを創業の昔に致しますれば、想像も及ばぬ幼稚な技術と科學知識の乏しさと事業への無理解の中に資金難の辛酸を嘗め只管地方文化の爲に盡瘁せられた先輩諸士に無限の感謝を捧ぐるものであります。

鐵道と云はず電氣と云はず我社が僻陬の地にありながら全國の先驅をなして他に誇り得る蔭には云ひ知れぬ苦難が潜み、私財を擲つて身を亡し貴き生命を堵して文化の犠牲となり或は酬はれぬ努力世に顯はれぬ恩人の數限りなき事を想ふものであります。事蹟は時の経過と共に忘れられ功績は日と共に疎んぜられんとするの憾があります。

茲に我社が五十年の歡びを迎ふるにあたり事業史を綴つて遍く感謝の言葉に代へんとするものであります。

昭和十一年九月十四日

伊豫鐵道電氣株式會社

取締役社長

太

宰

孫

九

## 序

我伊豫鐵道電氣株式會社は茲に創立五拾周年を迎ふることとなつた、私は創立のとき偶々役員の末班を冒してより、爾來歲月の流るゝまゝに常に其經營に參與し、今日に至りて靜に顧みて過ぎ來りし行程を思ふとき、誠に限りなき感慨に打たるゝ次第である。

我國民が内には頻りに國會の開設を絶叫するも帝國議會未だ開けず、外には切りに國權の回復を要求するも外人は依然治外法權を有し稅權亦幕末條約の拘束を受け、我島帝國の世相國狀は凡て貧弱にして外侮を免れざるを憤慨しつゝある間に於て我會社は成立したのである。

其時代に於て我國の經濟機構は混沌として産業の發展亦見るべきものなく、輕便鐵道と云ふ詞さへ我會社の提唱するまでは世に之を用ゆるものはなかつた。株式會社、合資會社若くは取締役、監査役などの名詞は、明治廿六年の商法頒布により始めて作り出されたものにて、之れまでは之を稱呼することなく、我會社の如きも單に會社と云ふて株式會社と稱することなく、役員も亦社長の外は幹事、委員など、唱へたものであつて、今更ら振り返つて當時を想へば之れこそ眞に隔世の感に堪へぬわけである。

この時代に於て先輩小林信近君の主唱により、我國に未だ曾てなき輕便鐵道を發企し、之を敷設したのであるから其事業は誠に微々たるものとは云へ當代の驚異でなくてはならぬ。然るに之れが益々成功して斯業發達の先驅となり、次いで文化の結晶たる電氣事業を兼營擴充する

こととなり、恰かも稚き苗木の生々として育成するように、年を歷るに従ひ其根幹は益々鞏固に、其成果は愈々充實して實業報國の使命に任じ、一般社會に渺なからざる貢獻をなしつゝ、終に今日あるを得たのである。

併しながら我會社の過去は決して安穩泰平にして無事息災の歲月ではなかつた、或は厄難に陥り或は壓迫に悩まれて、今之を想ひ出すだに戰慄に堪へず肌粟を生ずるようなことも因より少くなかつた。けれども何の幸か我等は生れて近世聖代の恩寵を負ひ社會文化の惠澤に浴し其餘慶を辱めざること依りて、創立の當時は何人も夢想だにせざりし飛躍進展を招來したことは眞に衷心より祝福し且つ感謝する處である。而して今は亡き多くの先輩僚友の犠牲的努力と隠れて現れざる多數社友の献身的奮闘に對し、私は深く敬意を捧ぐるものである。

此五十年の歲月は我等個人の爲めには殆ど一生を通ずるものにて決して短いものでないが、永久に限りなき斯業の壽命より之を見れば僅に第一期の試練を歷たものに過ぎぬ。是に於て私は更らに極りなき將來の多幸なる進展を期待し、此過去の記録が其根本資料として大に裨益する處あるべきを信ずるものである。

昭和十一年九月

# 五十年史目次

## 緒 誌

### 第一編 總 說

#### 第一章 創業時代

##### 第一節 發 企

輕便小鐵道布設方の儀に付願・小鐵道建設並に營業許可に付命令書

##### 第二節 成 立

松山鐵道會社創立の趣旨・松山鐵道會社創立規則・松山鐵道會社豫算並運送規則・伊豫鐵道會社定款・總會議事規則

#### 第二章 諸會社合併

##### 第一節 道後鐵道並に南豫鐵道株式會社

成立―道後鐵道布設趣意書・松山郡中間鐵道の趣意書・合併釋緯・道後鐵道合併契約證書・南豫鐵道合併契約證書

##### 第二節 伊豫水力電氣株式會社

成立―調停條件・河水引用願・電力事業御許可願・起業目論見書・設計書・伊豫水力電氣株式會社定款・合併釋緯・合併契約書・貸借對照表・損益計算書・資本切下げ資産整理償却内譯表・合併勘定書

第三節 南海電氣株式會社	四七
成立 合併經緯・合併契約證書 貸借對照表・損益計算書・合併助定書	
第四節 松山電氣軌道及松山電氣興業株式會社	五一
成立 特許狀・命令書・松山電氣興業設立趣意書・起業目論見書	
合併經緯・契約條件・合併條件 貸借對照表・損益計算書・合併助定書	
第五節 愛媛水力電氣株式會社	五三
成立 協約書・命令書・定款 合併經緯・合併に關する知事裁定書・合併契約書	
貸借對照表・損益計算書・合併助定書	
第六節 川上水力電氣株式會社	六六
成立 起業目論見書・電氣事業經營命令書 合併經緯・合併契約書 貸借對照表・損益計算書・合併助定書	
第七節 廣見川水力電氣株式會社	七三
成立 起業目論見書 合併經緯・假契約書 貸借對照表・損益計算書・合併助定書	
第八節 宇和水電株式會社	九八
成立 南豫水力電氣合併・宇和製水合併・備多水力電氣合併・津大水電製材合併・鮎返電氣合併	
合併經緯・契約書 對借對照表・損益計算書・增加資本金助定書・合併助定書・貸借對照表	
第九節 周桑電氣株式會社	一〇九
第十節 燧洋電氣株式會社	一一一
成立 合併契約書・合併認可書・命令書・御請書 銅山川電力關係 貸借對照表・損益計算書・償却内譯書	
合併助定書	
第十一節 小田水力電氣株式會社	一二三

### 第三章 組織の變遷

第一節 定款	三六
伊豫鐵道電氣株式會社定款	
第二節 職制	三三
伊豫鐵道會社職制 伊豫鐵道電氣株式會社職制 電氣營業所系統表	
第三節 社員及従事員	四二
株主 株主數増減一覽表 従事員 従事員増減表・各課別従事員増減表	

## 第二編 建設

### 第一章 鐵道及軌道

第一節 線路	四九
創業線建設・高濱延長線・平井河原線・舊道後鐵道會社線・森松線・舊南豫鐵道會社線・橫河原延長線・道後線軌間擴張並に動力變更・舊松山電氣軌道會社線・軌道線・江ノ口道後・軌間擴張・線路中心線一部變更並に一部複線敷設・城北線建設・連絡線(古町―松山建設・軌道線・古町―荻町建設・高濱線電化複線建設・橫河原線並に森松線軌間擴張・軌道大手町線建設・西堀端裁判所前間軌道複線建設・線路表・停車場表・軌道電氣設備數量表・電線路・信號保安裝置・踏切保安裝置・鐵道並に軌道表	
第二節 車輛	一〇〇

開業當時の車輛・線路の延長と車輛の増加・道後南豫南鐵道の合併・私設鐵道法制定・貴賓車・火災のため諸車輛焼失と新車建造・車輛の整備改良・業績の向上に伴ふ車輛の増加・市内電車の變遷・高瀬線電化と車輛・汽車々輛表・電車々輛表

第二章 電氣

氣

第一節 發電計劃

第二節 水力發電設備

水力發電所開發の概要  
各水力發電所概要

(運輸中のもの) 面河・第一黒川・第二黒川・第三黒川・第一湯山・第二湯山・第三湯山・白川・龍山・加茂  
鈍川・船渡・惣川・横林・野村  
(休止中のもの) 船返・廣見川・曾都・御内・清瀨・櫻川・黒塚川・鴨川 (廢止のもの) 長谷・惠雲  
(工事中のもの) 第三面河(未着手のもの) 第二面河・第四黒川・第二加茂・四萬十川第一・四萬十川第二・  
四萬十川第三・樽原川第四・仁井田川

第三節 火力發電設備

藤原・藏敷・宇和島・惠雲・三島・高瀬・大浦・中村・今治・三島第二  
發電所開發系統圖

第四節 送電設備

伊豫水力時代と伊豫鐵道の初期・愛媛水力系・宇和水電系・雄洋電氣系・諸會社合併後の伊豫鐵道電系  
送電線路一覽

第五節 變電設備

伊豫水力時代並に伊豫鐵道の初期・松山・郡中・中山・内子・新谷・和氣・北條・菊間・小原・大洲・三坂・  
川津南 愛媛水力系一西條・三津屋・今治・新居濱 電氣鐵道用變電所一木屋町・六軒屋 宇和水電系  
一三間・宇和島・卯之町・八幡濱 雄洋電氣系 諸會社合併後の伊豫鐵道電系一廣田・丹原・朝美・石井・  
三島・川之石・出目・御莊・中村・三瓶・平野臨時・西條海岸・壬生川假・宇和島 計劃中の變電所一長瀬  
變電所一覽表

第六節 配電設備

電氣方式並に電壓・配電線路の構造・供給時間・特殊配電法・配電網の擴大・各期末配電線路延長・晝夜間線  
の普及・無休配電と動力休業日

第七節 四國電力統制

協議事項・統制送電連絡契約書・決議録・運用細則・覺書・追加契約書・統制送電連絡線路圖・四國地方發電  
所開發計劃圖

第三章 土地建物

沿革及將來の計劃・土地建物業の概要・梅津寺溫泉場・梅津寺遊園地・梅津寺海水浴場・新川海水浴場・道後  
グラウンド・白猪ノ湖觀勝地・縣立圖書館

第三編 營業

第一章 鐵道軌道、運送取扱業

第一節 鐵道軌道營業の推移

創業當時・線路の延長・道後南豫南鐵道の合併・線路延長他社線合併過程に於ける業績・皇太子殿下行啓



高瀬開港・道後線電化前の事情・道後線の電化・松山電氣軌道との抗争・松山電氣軌道の合併・鐵道の黄金時代・松電合併後の線路の整理・古町荻町間軌道開業・高瀬線の電化・高瀬線電化前後の鐵道業績・松電合併後の鐵道業・鐵道軌道最近の營業狀況・大手町線の開通

第二章 鐵道省及汽船會社との提携……………四一三

第三節 鐵道軌道沿線の主なる名所、行事……………四一六

梅宗・道後温泉湯新藤・隻手藥師蘇日・お札流し・梅津寺遊園地・新川海水浴場・石手寺水代薄儀史・初子祭

第四節 運送取扱營業……………四一九

第五節 旅客貨物運賃の變遷……………四二三

運賃の變遷・旅客運賃・貨物運賃

第六節 鐵道軌道業績の變遷……………四六五

鐵道業績・軌道業績

第二章 電氣供給事業……………四九〇

第一節 營業の沿革……………四九〇

營業開始・盛大なる開業式・最初の電燈供給規程・電力供給開始・最初の電力供給規程・博覽會出品・躍進する電燈の需用・日露戰役の影響・最初の電燈争議・戦後の經營と大擴張・才賀社長就任・大口需用起る・電氣扇の供給・炭素電球よりタンゲステン電球へ・危機正に到る・井上社長就任と社内改革・飛躍的發展を遂ぐ・松電との競争・八東社長就任・本社の頹落・本社の再興及開業三十年・松電との營業協定・專屬供給區域の分割・合併時代の展開・需用家親善施設の觸手・不況緊縮時代・大口電力緊縮時代・稀有の大洪水・中村風水害

中村區域保護・農事電化の實踐・湧湯電化への先鞭・ラヂオの普及・勸誘小史

第二節 供給規程……………五五五

電燈供給規程―最初の供給規程・十六燭光以下十錢値上げ・不特定燈の廢止・高瀬線電線に電球損料制・郡中電線も高瀬線に準ず・供給規程の統一・第一黒川發電所落成後の改正・規程大改正の影響・松電との競争料

金・都市供給料金の統一・愛水合併後の改正・字和水電合併による規程統一・面河發電所完成後の改正・丙種燈新設・現行電燈供給規程・定額電燈料金變遷表・從量電燈料金變遷表・臨時燈料金變遷表

電力供給規程―最初の電力規程・明治四十二年十一月改正・大正四年八月改正・大正十一年六月改正・昭和三年十二月改正・定額電力變遷表・現行電力供給規程・定額電力料金變遷表・從量電力料金變遷表

家庭電氣供給規程―現行規程・エリミネーター供給規程

第三節 供給區域……………六〇五

第四節 事業成績……………六〇七

電氣營業損益・電燈需用家數・電燈數・電力及家庭電氣需用家數・電力馬力數・家庭電氣契約キロ數・一需用家當り燈數・定額電燈平均燭光數

第四編 計理

第一章 資金……………六三三

第一節 伊豫鐵道時代……………六三三

第二節 伊豫水力電氣時代……………六三六

第三節 伊豫鐵道電氣時代……………六三九

第四節 資金の内容……………六四三

第二章 株式	六三七
第三章 株金の拂込	六四一
第四章 社債	六四六
第一節 伊豫鐵道時代	六四六
第二節 伊豫鐵道電氣時代	六四六
第五章 建設費	六四九
第一節 伊豫鐵道時代	六四九
第二節 伊豫水力電氣時代	六五一
第三節 伊豫鐵道電氣時代	六五二
第四節 新伊豫鐵道電氣時代	六五四
第五節 固定資産の變遷	六五五
第六章 資産及負債の分析	六六〇
第一節 資産勘定の分析	六六〇
第二節 負債及資本勘定の分析	六六四
第七章 利益配當の變遷	六六九
第八章 財務諸表	六七三

### 第五編 從事員訓練並に社内自治共榮機關

第一章 從事員訓練	六七九
第一節 私立伊豫鐵電青年學校	六八〇
第二節 電氣工手の訓練	六八八
第三節 電氣營業從事員の訓練	六八九
第四節 新規採用電氣工手 <small>(主として屋內線)</small> 訓練	六九〇
第五節 新規採用電氣工手 <small>(主として屋外線)</small> 講習	六九三
第六節 優良工手講習	六九四
第七節 新入社員の指導	六九五
第八節 運輸從事員訓練	六九五
第二章 社内自治共榮機關	六九七
第一節 健康保險組合	六九七
第二節 社友會	七〇三
第三節 電友會	七二九
第四節 家族救濟會	七三二

第六編 關係會社

第一章 檮原水力電氣株式會社 ..... 一七

第二章 弘形電氣株式會社 ..... 二〇

第三章 松山自動車株式會社 ..... 二六

第四章 松山合同運送株式會社 ..... 三三

第五章 四國水電株式會社 ..... 三六

附 錄

歷代役員 ..... 一

合併各社の役員 ..... 五

歷代幹部社員 ..... 九

永年勤続社員 ..... 二

殉職社員 ..... 三

年表 ..... 七

伊豫鐵道會社 ..... 一七

伊豫鐵道電氣株式會社 ..... 二七

圖表 ..... 五

社線交通畧圖

送電系統一覽圖

電氣需用増減表

鐵道乘客貨物増減表

軌道乘客貨物増減表

我社の生立

〔目次終り〕

## 五十年史緒誌

我が明治廿年九月十四日其創立總會を開催してから本年は恰も五十年に相當するのである。そして當初愛媛縣下の一隅松山市三津濱町間四哩餘、二呎六寸の小鐵道として資本金僅に四萬圓を以て生れたる小會社が、今日資本金參千九拾八萬七千圓の電氣事業を主たる目的とする會社と成育し、供給區域愛媛縣下一圓並に徳島縣の一部四市三十二ヶ町百九十八ヶ村に跨り、地方鐵道四十キロ五、軌道六キロ二を經營し従業員數約貳千貳百名を擁し、其事業の消長は縣下經濟界に重大なる影響を及ぼすのみならず、大衆の生活にも至大の關係を有するに至つた事を思へば我社の責務も重且大なるを痛感する次第である。

我社創業當時鐵道に關する知識は一般に極めて幼稚であり、我鐵道は實に本邦輕便鐵道の嚆矢と稱せられてゐるのであるが、水力電氣事業も亦斯界の最古に屬するものである、即ち其濫觴である。伊豫水力電氣株式會社創始時代なる明治廿年より卅年前後にありては本邦電氣事業界も其播種期で水力發電所の如きは實に珍らしく全國を通して漸く二、三を數ふるに過ぎなかつたのである。故に我鐵道の成功は全國各地に鐵道起業の機運を促進し、又我水力發電所第一湯山の竣成は本邦電氣事業勃興の助けをなしたとも稱せらるべく、共に私に誇りとしてゐる次第で、本邦鐵道並に電氣事業史上特筆せらるべき存在である。されば其反面創業の難苦は實に深刻で、到底筆舌の盡す能はざる所であり、今日に於ては想像も及ばぬものがある。而かも幸ひ創業者の眞摯なる努力と卓抜なる手腕はよく當時の難局を打開し經營能く時宜に適し従業員又よく忠實職務に盡し、加ふるに聖代國運隆昌の餘澤を享けて常に優秀の成績を擧げ、傍ら縣内割據の電氣事業を統一整理しつゝ文化の發展と民衆の福祉に寄與し、今日茲に創業五十年を迎ふるに至つた事は誠に欣喜に堪へざる次第である。以下序を追ふて社業發展の跡を偲び又以て將來時潮に普處するに資せんとするものである。

第一編 總說

第一編 總說

第一編 總說

## 第一編 總 說

### 第一章 創業時代

#### 第一節 發 企

我社は鐵道によつて興り電氣を以て發展し今日を築き上げたのであるが、過去を顧れば變轉電に限りないものがある。

我社創立當時は我國の鐵道は官線でさへも新橋横濱間十八哩が明治五年に開通し、十年に京都―神戸線、十三年京都―大津線、十五年小樽―札幌内線、十七年敦賀―長濱線の數線が漸く開通を見てゐた位のものあつた。

私設としては日本鐵道會社が明治十四年上野―青森間百五十哩の鐵道敷設大計劃を立て、十五年六月に至つて川口・熊谷間の起工を見たのであるが、私設鐵道とは云ひながら政府の特別な保護を受け、その建設設計等は鐵道局の手に依つたもので、事實上民營の鐵道は明治十八年十二月開業した大阪―堺間鐵道（今の南海鐵道）があるばかりであつた。然しながら技術の未だ幼稚な時代に前例のない軌間二呎六吋の狭軌で、所謂輕便鐵道を出願許可されたものは我伊豫鐵道を以て嚆矢とする。

明治初年頃の鐵道建設に關する技術は殆ど外國人技師の設計監督によるもの多く、邦人で其の全般に亘つて知悉せるものはなかつた。其後漸く明治十一年京都・大津間の官設線の建設に際して土工のみが邦人の手に移り、これより漸次邦人の手によつて完成し得るに至つたのである。

斯の如く鐵道技術とその知識の幼稚な時代に、夢想だもしなかつた輕便小鐵道を、而も僻陬の地より企圖し出願した事は當時の驚異であつた。

抑々伊豫鐵道が如何なる動機に依つて生れ、創業の父小林信近氏が輕便小鐵道に着目するに至つたかは「我社の三十年」及井上前社長「伊豫鐵道思ひ出ばなし」に詳述されてゐるが改めて當時の苦心を述べ事とした。

小林氏は人格徳望共に備はり先見の明と創業の才を備へ、風姿また端麗にして寔に地方代表的の名士であつて地方の新しい仕事、文明の事業は殆ど氏の主唱し計劃したものであつた。而してその事業中最も偉大なる功績を遺したものは鐵道事業と電氣事業であつた。

小林氏が交通運輸の改善に着目し始めたのは既に久しい以前からの事である。明治六年家祿奉還の士族に對し政府は産業資本の爲め官林の拂下をなし小林氏外一、二人の人は共同して上浮穴郡袖川村に於て官林三百餘町歩の拂下げを受け、槍を製材して之を大阪方面に積出してゐたのであるが、松山・三津濱間一里半は坦々たる道路がありながら雨後の泥濘に逢ふとその運搬費が三津濱・大阪間百里に近い海上の運賃よりも遙かに高いことを體驗し、更に阪神間の鐵道枕木を納入するに當つて熟々交通機關改善の必要なるを痛感し、鐵道に非常なる關心を持つに至つたのである。

然しながら地方に鐵道を知る者は勿論なく、簡易にして便利なる交通機關に就ては知識を求むる道がなかつた。

そこで仙臺地方の木道馬車を調査し、或は東京の鐵道馬車を深く研究したのであるが何れも、求むる處のものではなかつた。偶々明治十五年四月内務省土木局の臨時報告に「佛蘭西のドービル鐵道略説」を見出し、續いて「佛蘭西新發明小形輕便鐵道略説及報告書」と題する小冊子を手するに及び一讀欣然として愈々小鐵道の研究に乗り出し、英人技師ダイヤツク氏を横濱に訪ふて、地方の實情を述べ設計其他の指導を受け、東京に在る獨人ヘアーゼ氏に就いて技術上の研究を遂げ、茲に始めて小鐵道の敷設に自信を得、佛蘭西のドービルよりも更に進んだ軌間二呎六吋の小鐵道がこの地方に適する事を知り、當時獨逸製品の代理店である東京製鐵會より機關車、客車、其他の見積を徴し漸く實行の目標を立て、假りに松山鐵道會社の名を以て小鐵道敷設を願ひ出たのである。

然しながら當時は鐵道に關する法規も備はらず又會社に關する法律の定つたものもなく唯鐵道は鐵道局の管掌する處で、此輕便鐵道出願は同局に於て田舎者の狂人妄想として取扱はれ、願書は却下せられ眞面目に受けられなかつたが、同氏の熱誠と人格手腕は遂に認めらるゝ處となり、明治十九年十二月廿八日縣知事關新平氏の名を以て許可の指令に接したのである。

輕便小鐵道布設方ノ儀ニ付願

本縣松山市街ヨリ三津港ニ達スル行路其里程僅ニ壹里半許ニ過ギズ候得共當市街ハ應下ノ地即チ愛媛縣ノ首區ニシテ裁判所及警所等モ設置セラレ候ニ付テハ旅客貨物ノ運搬日ヲ追フテ多額ニ騰リ人力車牛車等ノ往來最モ煩雜ナルニ至レリ然ルニ該道路ノ地質ハ元來粘土ナルヲ以テ雨中ハ泥濘ノ爲メニ濕墜ノ極メ乾燥ノ後ハ各所ニ凸凹ヲ生ジ屢々之ガ修繕ヲ加ヘラル、モ數日ヲ輕レバ復依然タル舊形ニ復シ到底其改良ヲ見ルノ期ナシ是レ車ニ土質不良ノ故ノミナラズ牛車ノ爲メ其破壞ヲ促ス事尤モ甚シキハ既ニ十日ノ觀ル所ニ有之然レドモ牛車ナルモノハ他ノ車馬ニ比スレバ多量ノ貨物ヲ運搬シ從テ稍々廉價ナルヲ以テ其實利尙相償ハザルモ直ニ潰斥スベカラザルノミナラズ次第ニ其多キヲ加フルハ亦理勢ノ止ムベカラザル所ニシテ實ニ遺憾ノ極メ居候處近頃聞タ處ニ據レバ輕便小鐵道ノ發見者アリ該鐵道ノ儀ハ既ニ一昨年御許可相成タル阪界間小鐵道杯ヨリモ該路ノ幅員等一層擴張願ル輕便ニシテ其布設ノ如キモ巨額ノ費用ヲ要セズト依テ其方法及効驗等ヲ調査スルニ恰モ該道路ニ適當セル要具ニシテ之ヲ實施スルニ至ラバ交通至便ヲ得テ運賃亦大ニ低廉シ且ツ道路破壞ノ患害ヲ一掃シ所謂一舉兩全ノ策ト奉存候而シテ其代價ノ如キモ製造事業ノ進歩ト銀貨下落ノ原因ニ依リ之ヲ四五年前ニ比スレバ又一層ノ廉價トナリ加之今回高知縣ニ達スル新道開鑿ノ盛舉アルニ遭遇シタレバ旁以テ鐵路ヲ布設シ運輸快通ノ便ヲ得ルハ頗ル恰當ノ時機ト奉存候依而我々有志申合松山市街查町ヨリ三津港迄別紙略圖ノ通り新道ヲ設ケ右小鐵道布設仕度奉存候間右布設ノ儀御許可被成降度此段奉懇願候 以上

明治十九年一月廿三日

- 温泉郡柳井町貳拾八番地士族 有志總代發起人 野 間 大 作
- 同 郡河原町參拾壹番地士族 同 山 内 清 平
- 同 郡湊町四丁目五拾參番地士族 同 小 林 信 近
- 温泉郡湊町三丁目外二十一ヶ町戶長 上 田 正 功

温泉郡小唐人町貳丁目外二十四ヶ町戸長

秋山 静

受媛縣令 關 新平殿

前書願出之趣相違無之依奥書付進達候也

明治十九年一月廿五日

風早和氣温泉久米郡長

肝付 兼弘

書面願之趣開届候條別紙命令書之通相心得請書可差出書

明治十九年十二月廿八日

受媛縣知事 關 新平

受媛縣伊豫國温泉郡松山和氣郡三津ヶ濱間小鐵道建設並ニ營業許可ニ付命令書

- 第一條 今般許可スル處ノ小鐵道建設ハ温泉郡松山町二丁目參拾九番地ヨリ和氣郡三津ヶ濱字松原橋ニ至リ而シテ運輸之業ヲ營ム者トス
- 第二條 官有ノ土地ニシテ鐵道線路ニ當ル地所及鐵道ニ必要ナル倉庫停車場建築ノ用ニ供スベキ地所及同上ノ用ニ供スベキ官有ノ家屋ハ相當ノ代價ヲ以拂下ゲ又ハ無償ニテ之ヲ會社ニ貸付ノ證讓ヲナス事モアルベシ而シテ伐拂ヲ要スベキ官有ノ樹木等ハ相當代價ヲ以拂下ゲベシ
- 第三條 民有ノ土地家屋ニシテ第二條同様ノ用ニ供スベキ者ハ公用土地買上規則ニ據リ買取スル事ヲ許可スベシ
- 第四條 小鐵道ノ線路ニ當ル地所及鐵道ニ必要ナル倉庫停車場ニ屬スル土地ハ租稅ヲ免除ス
- 第五條 小鐵道及停車場並ニ倉庫敷地ノ幅員鐵軌ノ重量器械車ノ製方橋梁ノ架設停車場ノ位置及建築ノ方法等總テ精密ナル圖面及仕様書ヲ出シ當應ノ許可ヲ受テ建築ニ着手シ若クハ變更スベシ最モ其認可ヲ得トスル場合ニ於テハ左ノ各項ヲ區別シ添付スベシ
  - 一、圖面中斷地並ニ近傍ノ地形ヲ略記ス官民有ノ別ヲ明ニシ其所屬國郡町村名番地字地種等ヲ記載スベシ
  - 一、官有地ハ左ノ項ヲ登記スベシ
  - 國郡町村名番地字及地積

但一字毎ニ區別シ其數所ニ涉ル者ハ總員ヲモ附記スベシ

家屋ハ築桁行ノ間數坪數

但シ平屋造リ或ハ二階造リニシテ瓦或ハ柿屋根ノ別ヲモ附記スベシ

樹木ハ種類目通尺度及員數

但各地々名字ヲモ記入スベシ

一、民有地ハ左ノ項ヲ登記スベシ

國郡町村名番地字地種及地積

但シ所有者毎一字限リ區別シ其所有人名及總員ヲモ附記スベシ

家屋ハ位置及ビ所有者ノ住所姓名並其建物ノ種類等

第六條 松山鐵道會社營業保證シテ營業年限中軌材鐵器諸器具停車場倉庫並ニ附屬ノ諸家屋及ビ之ニ屬スル敷地トモ當應ヘ差出シ置クベシ故ニ營業年限中他ヘ賣却シ或ハ抵當トナシ金銀其他ノ借用ヲナシ或ハ他ヘ貸與スルヲ許サズ

第七條 第一條ニ掲グル小鐵道ニ係ル一切ノ工事ハ本書下付ノ日ヨリ滿十ヶ月以内ニ着手シ爾後滿壹ケ年間ニ落成スベキ者トス若シ工業半途ニ廢シ滿一ヶ月ヲ過ギ再興セザルトキハ本件ノ許可ヲ無効トナシ第六條ノ營業保證品ヲ當應ニ於テ公費シ該金ヲ以原形引直シノ費用ニ充テ剩餘アル者ハ之ヲ還附シ其不足アル者ハ連ニ償ハシムベシ

第八條 小鐵道營業期限中滿三ヶ月間休業スルトキハ當應ニ於テ該鐵道ヲ他ノ克ク運用ニ耐ユル者ニ貸付セシムル乎或ハ特ニ其業ヲ休止セシムル事アルベシ若シ滿六ヶ月ヲ過ギ其營業ノ再舉スル能ハザルトキハ營業ヲ停止シ第六條ノ營業保證品ヲ當應ニ於テ公費シ該金ヲ以テ其敷地等原形引直シノ費用ニ充テ其過金アル者ハ之ヲ返附シ尙不足ヲ生ズルトキハ會社ニ於テ負擔スベキモノトス

第九條 小鐵道運送ノ爲メ舊來ノ道路橋梁溝渠運河等ヲ他所ニ移設シ或ハ一時他所ニ假設スルヲ要スベキトキハ第五條ノ手續ニ準據シ當應ノ許可ヲ得テ之ニ着手堅牢ニ竣工シ當應ノ認定ヲ受ケシヨリ滿一ケ年ヲ經過ノ後ノ費用ハ會社負擔ノ限リニアラズ

但シ移設假設ノ爲メ官民所有ノ土地並家屋ニ係ル者ハ第一第三兩條ノ例ニ據ルヲ得ベシ



- 第十條 汽車橋斷ニ係ル道路ニ對シ鐵道築造ノ間又ハ之ガ修理ヲ加ヘントスル場合ニ於テハ最寄警察署ノ認可ヲ得ルニテラザレバ道路ノ往來ヲ止ムル事ヲ許サズ
- 第十一條 小鐵道營業許可ノ期限ハ滿十七ヶ年トス
- 第十二條 内國人ノ外株主タルコトヲ許サズ
- 第十三條 全線路落成ニ至ラズト雖漸次落成シタル部分ハ當應ノ認可ヲ受ケ運輸ノ業ヲ開始スルヲ得ベシ
- 第十四條 會社ハ線路ノ安全ヲ保持センガ爲メ線路ニ沿ヒ完全ノ堤防若クハ橋樑ヲ設ケ守衛ノ番人ヲ置キ充分整備ヲナスベシ
- 第十五條 小鐵道ノ橋斷スル道路ハ悉ク踏切道ヲ設ケベシ而シテ其通行ノ業キ道路ハ通車時間中番人ヲ附シ之ガ通行人ヲ制止シ負傷者等ノナカラン事ヲ注意スベシ
- 但シ踏切道ノ職員及橋樑番人ヲ要スベキ道路ハ當應ノ指揮ニ從ヒ費用ハ會社ノ自辨タルベシ
- 第十六條 乘客及荷物ノ運送貨並ニ一車ニ乘込ベキ人員走車ノ速度及發着時間度數其他共總テ通車ニ關スル諸規則ヲ定メ若クハ之ヲ改正セントスルトキハ之ヲ許記シ當應ノ認可ヲ得テ履行スベシ
- 第十七條 官廳或ハ官廳ヨリ人民ニ許可シ公益ノ爲メニ該鐵道其他敷地及其近傍ニ於テ道路溝渠運河ヲ設ケルトキハ會社ニ於テ之ヲ但拒スルヲ得ズ
- 第十八條 官廳或ハ官廳ヨリ人民ニ許可シ他日該鐵道ニ他ノ鐵道ヲ連絡シ又ハ橋斷シ若クハ支線ヲ付ス等ハ會社ニ於テ之ヲ拒ム事ヲ得ズ
- 第十九條 鐵道敷地ノ原水ヲ疏通スルニ要ナル箇所ハ溝渠或ハ樋管等ヲ設ケベシ
- 但シ設置ノ構造ハ當應ノ指揮ニ從ヒ該費用ハ會社ノ自辨タルベシ
- 第二十條 小鐵道ノ營業ニ係ル稅納方官廳ヨリ命令スル事アルトキハ相當ノ金額ヲ納ムベキ者トス
- 第二十一條 營業年限滿期ニ至ルトキハ鐵道ハ悉皆取揚ヒ原形ニ復シ豫備貸付セシ處ノ官有土地並ニ家屋共原狀ヲ以テ還納スベシ然レドモ政府之都合ニ因リテハ更ニ營業ヲ許可スル事アルベシ
- 但シ會社ニ於テ滿期後六十日ヲ經過スルモ之ガ引直結了セザルトキハ第八條ニ照シ當應ニ於テ處分スベシ
- 第二十二條 鐵道新築ニ關スル工事ハ變テ認可シタル仕様書ニ準據執行シ且常ニ線路諸器械等ヲ始メ營業上ニ係ル諸般ハ鐵道局ニ於テ之ヲ監査スベシ若シ營業人命令書ニ違ヒ或ハ修理等ヲ怠リ爲メニ危險又ハ妨礙ヲ生ズルヲ認ムルトキハ之ガ施行實踐ヲ督責シ若シ正當ノ事由ナクシテ事ゼザルベシ

- ルニ於テハ其要旨ヲ遵テ其線路ノ一部分若クハ全部ノ營業ヲ休止セシムベシ此場合ニ於テハ之ガ損失ハ補償セザルベシ
- 但休止ヲ命ゼシ場合ニ於テ正當ノ事由ナク滿三ヶ月間ヲ經過スルモ尙其執行ヲ怠タルカ若クハ其指定シタル方法ニ違背スルトキハ其營業ヲ停止スベシ此際ニ際シテハ第八條ニ準據處分スベシ
- 第二十三條 當應ハ凡ソ鐵道ニ關スル事務發明ニ係ル者ト否トフ間ハズニシテ公衆ノ安全若クハ便益上ニ於テ要ナルナリト認ムル者ハ其會社ニ向テ其設備若クハ修正ヲ命ズル事アルベシ
- 第二十四條 小鐵道敷地内ニ於テ路線ニ沿ヒ官廳ヨリ電線ヲ架設シタルトキハ會社ハ無料ニテ官廳ノ設備セル架柱ノ一部分ヲ使用シ鐵道用ノ電話ヲ架スルヲ得ベシ
- 第二十五條 停車場内若クハ鐵道敷地内ニ於テ會社ハ電信郵便兩局ノ需メニ應ジ土地或ハ家屋之一部分ヲ無料ニテ兩局ノ用ニ供スベシ
- 第二十六條 郵便物(郵便條例ニ掲載セル各種郵便物及將來開設セントスル小包郵便物ヲ總稱ス)及郵便事務上必要ナル器具並ニ郵便物運送又ハ運送監督ノ吏員ハ無料ニテ之ヲ輸送シ郵便物多數ニシテ運送局ノ需メアルトキハ貳輛以下ノ運送車ヲ定期列車ト同時ニ發出スベシ若シ三輛以上ヲ要スルトキハ定價半額ヲ受領スルヲ得ベシ
- 第二十七條 鐵道事務ニ關シテ往復スル吏員ハ無料車ヲ請タスベシ
- 但シ之等ノ吏員ハ各自所屬ノ官衙ト會社トノ間ニ於テ豫約シタル常業切符ヲ帶ブル者ニ限ルベシ
- 第二十八條 公務ヲ以テ往來スル陸海軍人軍馬其他軍用品並警察官ハ總テ其半價ヲ以テ乘用輸送ヲナスベシ
- 但シ公務タル事ヲ證明スベキ通券ヲ帶ブルモノニ限ルベシ
- 第二十九條 會社ハ當應ヨリ預托シタル機車ヲ以テ警固吏及囚人ヲ輸送スルハ無料タルベシ
- 但會社ノ客車ヲ用フレバ普通貨金ヲ支拂フベシ而シテ機車ハ官費ヲ以テ製造シ會社之ヲ保管スベシ
- 第三十條 非常ノ事變兵亂等ノトキニ當テハ會社ハ官廳ノ命ニ應ジ官廳ニ鐵道ヲ自由ニ使用セシムル義務アル者トス
- 第三十一條 社員以下雇夫ニ至ル迄凡ソ會社ノ營業上ニ關シ他ニ損害ヲ負ハシメタルトキハ會社之ガ賠償ノ責ニ任ズベシ
- 第三十二條 明治五年第四百六十六號布告鐵道規則第六條ノ諸傳染病者車中ニテ見當リシトキ及第八條中不具ノ行狀ヲナス者其他乘客ノ劇症ニ罹リタル者等アルトキハ停車場近傍ノ警察署若クハ巡査派出所ヘ直チニ届出或ハ告訴スベシ

第三十三條 會社ハ毎月ノ乘客及荷物ノ運送高ト其會計ノ精算及ビ方法等ヲ翌月初旬ニ當應ヘ報告スベシ又一年毎ニ其報告書ヲ作り翌年一月中ニ當應ヘ差出スベシ

第三十四條 此命令書ニ掲グル條件ノ外法律規則ニ因リ定リタル條件及將來定ムル處ノ諸件ハ總テ之ニ遵フベシ

第三十五條 此命令書中ノ條件及會社創立定款中條項ニ違背スル手若クハ之ヲ遵守スルヲ怠リ鐵道ノ公益ヲ妨害スル者ト認定スルトモハ營業期限內ト雖ドモ之ガ營業ヲ停止シ第八條ニ準ジ處分スベシ

明治十九年十二月二十八日

愛媛縣知事 關 新 平

### 第二節 成立

斯くて漸く會社創立につき官廳の許可を得たのであるが、資本の募集は亦更に一大難事であつた。西南役後襲來した本邦財界の不況不振は久しきに亘りて回復に向はず、殊に松山地方は藩政率遺により生活の基礎を失ひたる士族は、日々窮乏に陥り行く状態に不景氣を極めてゐたのであつた。この時小林信近氏は同志の山内清平、水谷九十郎、野間大作氏等と計り之が救済資金として卒族に投産金の貸下げを政府へ嘆願したのであるが、熱誠以て事に當り終にこれが開届けらる事となつた。よつて此の金を直ちに各人に配分する時は雲散霧消する虞があるので、これを以て鐵道會社の株を持たせば一面安全な利殖の方法となると共に、會社も亦有力な資金の求め口を得た譯である。鐵道發起人に名を連ねた人々が悉く士族にして投産金請願に關係があるのもこの理由からであらう。

然し乍ら、あてにならないのは人の懐にある金である。投産金を以て株を引受けるものは一株五圓とし、一般株主は一株十圓として募集したが、卒族の投産金で之に應諾したものは僅かに二十株、その總額僅百圓であつた。發企人が如何に名文の趣意書を示し、頻りに鐵道の利便を説き、事業の有利なことを述べても實際鐵道を知る者なく、事業の成立さえも危まるゝ程であるから富豪有志も之に應ずるものはなく、最初から豫定した投産金は既に斯の如く發企人は思はぬ苦難に陥つたのである。勿論當時は株式を以て利殖を計る等

の考へは薄く、殆んど發企者の熱誠情直に動かされて寄附に應ずると云ふ風のものであつたから假令其の事業が有利だと考へられたにしろ一諾直ちに之に應ずるものはなかつたのである。

此の時の發企者の苦心は想像に餘るものがある、其後に至つて公莊惟聰、八束喜藏、藤岡勘左衛門、鈴木安職、仲田健三郎の諸氏及び縣知事藤村紫朗氏等の義侠的な援助があつて漸く株式申込額四萬三千五百五圓に達したのであるが、拂込を了したものは三萬七千五百十五圓であつた。茲に於て兎も角も資本金を四萬圓と定め明治二十年九月十四日愛媛縣會議事堂で創立總會を開いたのである。この總會は異論百出し既に出願許可せられてゐる線路の變更及び之に要する豫算の増額等數日間亘り論議せられたものである。尙假に出願した松山鐵道會社の名を伊豫鐵道會社と改め、茲に意義深き我社の誕生を見たのである。

當時の創立趣意書及起業計劃書其他は次の通りである。

#### 松山鐵道會社創立ノ趣旨

人文開明ノ歩ヲ進ムニ從ヒ人民ノ交通貨物ノ運搬等漸次繁劇ニ趨クハ理勢ノ然ラシムル所ナリ況ヤ當松山ハ愛媛縣ノ中央ニ位シ既ニ縣廳設所及ビ營所ヲ設置セラレ加フルニ今較高知縣ニ通ズル國道開鑿ノ感擧アリ其交通運搬ノ日ニ月ニ増加スル復タ昔日ノ松山ヲ以テ見ルベキニ非ザルナリ然ルニ其海門即チ三津港ニ至ルノ行路ハ其里程僅カニ壹里半許ニ過ズト雖モ雨後泥濘ノタメニ車馬ノ往來ヲ澁滞シ乾燥ノ後ハ各所ニ凹凸ヲ生ジテ車行ヲ阻碍シ其不便不利ノ爲メニ地方ノ福祉ヲ妨害セラル、モノ蓋シ鮮少ナラザルナリ是レ余輩小鐵道布設ノ急務ナルヲ感ジ爰ニ其事業ヲ企テ地方有志ノ賛成ヲ希圖スル所ナリ而シテ今更鐵道ノ便益ヲ囑々スルハ贅言ニ似タリト雖モ世人大事業ニ從事ハ單ニ政府ノ專有ノ如ク一任シ或ハ國道ノ大線路ニ必要ニシテ其ノ他ノ地方ニ利用スベカラザルモノ、如ク見做スノ傾キナキヲ免レズ爰ニ内務省土木課臨時報告書ヲ披抄シ以テ同感者ノ參考ニ供セントス

運輸ノ大ナルモノハ海路アリ運河アリ鐵道アリテ其方殆ンド全備セリト雖モ運輸ノ小ナルモノニ至ツテハ簡便ナル良法ナク農工之レガ爲メニ利ヲ失フ

港ナカラズ此缺ヲ補フハ經濟上ノ一問題ナリシガドコトビル鐵道ノ發明アリシ時ヨリ當時他ニ求ムルヲ要セザル如ク此鐵道ノ來歴ヲ尋ムルニ法朗西ノセータ、エ、ワヅ、縣ニ石山アリテ其ドコトビル氏ニ屬スルモノハ一日ニ三百メートル立方一萬七千方切出シ得ベシ之ヲセトメ河マデ陸送シ船ニ載スルニ方ヲテ一噸二百六十噸貨八噸ナリ故ニ僅カニ運賃ヲ減少シ得レバ大ニ利益ヲ生ズル事必然ナルヲ以テドコトビル氏多年意ヲ爰ニ用ヒ數種ノ運輸法ヲ試ミ遂ニ千八百七十五年明治二至ヲテドコトビル小鐵道ヲ發明セリ此發明ニ係ル鐵道ハ幅四十センチメートル一尺三寸二分ニシテ鐵軌一

メートル三寸ノ重量僅カニ四キログラム一貫六即チ一尺ニ付三百二十二文目ナリ現今ハ幅五十センチメートル一尺六十分ノ重量僅カニ四キログラム一貫七即チ一尺ニ付三百二十二文目、五百六十四文目、七百六十六文目ナリ

ドコビル鐵路ノ發明ハ石材ノ運搬ニ係ルト雖モドコビル氏ハ直ニ之ヲ四百五十町歩ノ官菜畑ニ敷設シ官菜肥料等ヲ運搬シ砂糖製造ノ用ニ供シ大ニ便益ヲ得タリ爰ニ至ツテ遂ニ一ノ鐵路製造所ヲ建設シ普ク四方ノ需用ニ應ジ世界ノ便益ヲ興セリ

英吉利ノウエールス州ニフエスチニヨリ石壁山ナルモノアリ千八百三十二年ニ始メテ幅二尺ノ鐵路ヲ敷設シ馬車ヲ以テフエスチニヨリボルトマドソク港マデ五里半許ノ間ニ石壁ヲ運送セリ然ルニ此石壁山ノ開タルニ隨ヒ近隣ノ農村モ漸々繁盛シ大ニ地方ノ面目ヲ改メ遂ニ千八百六十四年ヨリ尋常ノ鐵路ノ如ク蒸氣車ヲ用ヒ各種ノ商品ヲ運送シ旅人ノ用ニモ供シ今日ニ至ツテハ一里ノ收獲高二萬三千四百圓ニシテ純益一萬〇九百圓ノ多キニ及ビ頗ブル著名ナル一小鐵路トハナレリ

ドコビル鐵路ノ旅人ニ供スルモノハフエスチニヨリ鐵路ノ如ク幅二尺ニ過ギズ而シテ鐵軌一尺ノ重量五百六十目或ハ七百六十六文目ニシテ二噸半或ハ四噸ノ機關車ヲ用ユ故ニドコビル鐵路ノ運輸力ハフエスチニヨリ鐵路ニ及バザル勿論ナレドモ之ヲ敷設スルノ之ヲ撤去スル頗ル容易ニシテ運輸未ダ盛ナラザルニ際シ之ヲ用ユルハ益多ク害少ナシ

余輩獨逸人ハアビー氏ニ就ヒテ之ヲ質問スルニ小鐵道ノ便益ヲ説クハ本條ヨリ異ナルナシ然レドモ永存道ニ用ユルハドコビルノ輕便ヲ取ランヨリ通常小鐵路ノ安全ニ依ルニ如カズトス且我政府當局者ノ論モ亦タ然リトシ余輩モ亦タ其感ヲ同セリ此ヲ以テ今般敷設スル所ハ通常小鐵路ヲ用ヒシナリ以上數項ヲ閱覽セバ小鐵道ノ便益ニシテ小運輸ニ必要ナルハ余輩ノ體説ヲ談タズシテ知ルベシ而シテ其營業者ニ係ル損益ノ如キハ別紙豫算書ニ就イテ講究セバ蓋シ自得セラル、所アルベシ諸君宜ク奮起左袒以テ協力アラン事ヲ希フ

明治十九年 月 日

發起人總代

小林 信 近  
山 内 清 平  
水 谷 九 十 郎

### 松山鐵道會社創立規則

- 第一條 本社ノ資本金ハ四萬圓トシ所有金ヲ以テ加入スル者ヲ甲種トシ元卒族拜借金ヲ以テ加入スル者ヲ乙種トス
- 第二條 株金ハ甲種ハ一株拾圓乙種ハ一株五圓トシ一株毎ニ券狀一枚ヲ交付ス  
但甲種ハ株主ノ留ニ依リ數株ヲ合テ一枚ノ株券ヲ發スルコトヲ得
- 第三條 株金募集法左ノ如シ  
第一期 金高十圓 餘額注文ノ節  
但株主募集次第直ニ注文之見込  
第二期 金高十圓 餘額注文ノ節  
但注文ノ日ヨリ七ヶ月以内ニ到着ノ見込  
右每期拂込ノ期日ハ遅クモ二十日以前ニ報告スベシ萬一期日ニ至リ拂込ヲ怠ル時ハ更ニ臨時募集ヲナスニ付前納金ノ半額ハ之ヲ損害費ニ充テ残り半額ハ追テ精算ノ上返附ス
- 第四條 株金ハ總テ第五十二國立銀行ヘ預ケ込ミ同行ノ受取書ヲ以テ創立事務所ヘ納附シ創立事務所ニ於テハ假リニ領收證ヲ交付シ追テ本券狀ト引換ヲナスベシ
- 第五條 當社ノ株主タラント欲スルモノハ左ノ申込書ヲ送附スベシ

小判紙

印紙

松山鐵道會社加入申込書

一號 株

甲種

但此金額何程也

右ハ貴社創立規則ヲ承認シタル上前記株數ヲ引受加入致候也



表		織物類	總、襪、反古	藍、玉	材
壹丸六十二付	壹丸九十二付	壹丸九十二付	壹丸九十二付	壹丸九十二付	壹丸九十二付
金貳錢五厘	金貳錢五厘	金貳錢五厘	金貳錢五厘	金貳錢五厘	金貳錢五厘
石炭	石炭	石炭	石炭	石炭	石炭
壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付
金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘
油	油	油	油	油	油
壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付	壹ダースニ付
金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘
灰	灰	灰	灰	灰	灰
壹俵二斗ニ付	壹俵二斗ニ付	壹俵二斗ニ付	壹俵二斗ニ付	壹俵二斗ニ付	壹俵二斗ニ付
金壹錢	金壹錢	金壹錢	金壹錢	金壹錢	金壹錢
砂	砂	砂	砂	砂	砂
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
土炭	土炭	土炭	土炭	土炭	土炭
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
炭	炭	炭	炭	炭	炭
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
石	石	石	石	石	石
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
炭	炭	炭	炭	炭	炭
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
土炭	土炭	土炭	土炭	土炭	土炭
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
炭	炭	炭	炭	炭	炭
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
石	石	石	石	石	石
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘
炭	炭	炭	炭	炭	炭
拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付	拾貫目ニ付
金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘	金壹錢貳厘

表 錢貨客乘		上	中	下
大	小兒	等	等	等
拾	四	金拾	金五	金貳
人	十二才以上	錢	錢	錢
五	以下	五	五	五
厘	厘	厘	厘	厘
無	無	無	無	無
四	四	四	四	四
歲	歲	歲	歲	歲
未	未	未	未	未
滿	滿	滿	滿	滿
貨	貨	貨	貨	貨

一旅客日用缺可ラザル旅具即チ小包制販ノ類ニテ自ラ手ニ携ヘ得ルモノハ無貨其他ノ手廻リ荷物ハ量目五貫目以下ハ五厘以上壹貫目毎ニ壹厘ヲ増ス但シ壹人ニ付拾貫目ニ限ルベシ

表 入出輸船舶		十八年六月調	十九年二月平均
輪	輪	貳萬六千石	貳千七百七拾七個
入	出	貳萬二千二百五拾石	貳千四百五拾貳個
合	計	四萬貳千八百五拾石	五千貳百貳拾九個
計	計	七步積	六萬貳千七百四拾八個
一ヶ	一ヶ	千四百九拾九萬七千六百貫目	
年	年		
總	總		
計	計		

表 數現馬車		牛車	荷車	馬
復往	同	同	同	同
拾	百	百	百	拾
四	輛	輛	輛	輛
五	壹	壹	壹	四
千	萬	萬	萬	百
六	貫	貫	貫	貫
百	目	目	目	目
貫	目	目	目	目
目	目	目	目	目
計	計	計	計	計
一ヶ	一ヶ	一ヶ	一ヶ	一ヶ
年	年	年	年	年
分	分	分	分	分
計	計	計	計	計

松山鐵道會社豫算

- 金九千〇八十五圓八十一錢
- 金六百七十三圓〇二錢
- 金五百五十圓
- 金八百四十五圓六十四錢
- 金六千六百八十三圓
- 金三千七百七十五圓
- 金三千三百七十圓
- 金七百六十五圓七十錢
- 金八百三十五圓
- 金二百五十七圓
- 金八十三圓六十錢
- 金四百六十三圓八十錢
- 金百八十二圓八十錢
- 金三十八圓五十錢
- 金百二十圓
- 金三千六百圓
- 金千二百八十一圓二十八錢
- 金千六百八十九圓十九錢
- 金五千二圓九十五錢

一ヤード二十封  
軌條長一萬六千二百尺及布設費共  
分離線直右左共千二百尺及布設費共  
迴旋臺貳臺  
栗スリーバ長五尺幅六寸八千七百本  
四噸半機關車貳輛組立費共  
上中等聯帶客車貳輛同上  
下等客車四輛同上  
手荷物車壹輛同上  
有蓋貨物車壹輛同上  
覆付貨物車壹輛同上  
十八立方土砂運搬車壹輛同上  
車輛並鋼線角 榑 共八輛分組立費共  
十字線並スキツチ共貳組同上  
レールベンダー壹臺  
貨物車押テ新調  
修覆用器械壹式  
諸器械積置ヨリ松山迄運送費  
松山三津停車場及ビ附屬建物土地買上費  
鐵道工事木橋箱橋番小屋建築及敷地買上費

第一章 創業時代

金三百四十七圓七十一錢	諸雜費
金五百圓	創業費
金四百五十圓	準備金
合計 金四萬圓	

收入ノ部

金八千七百六十圓	貨物運送賃
但一日平均(貨金 一萬六千圓) トシ一ヶ年三百六十五日分如此	
金八千二百十二圓五十錢	乘客運送賃
但一日平均(人員 上等二十五人 中等百人 下等六百人) トシ一ヶ年三百六十五日分如此	
合計 金一萬六千九百七十二圓五十錢也	

支出ノ部

金四百七十四圓五十錢	石炭三十六萬五千斤 一萬斤ニ付 十三圓
金七百二十圓	機關士二人月給 一人一ヶ月 三十圓宛
金三百圓	社長一人月給 一ヶ月 二十五圓
金四百八圓	幹事兼隊長二人月給 一人一ヶ月 十七圓宛
金百五十六圓	列車長一人月給 一ヶ月 十三圓
金二百八十八圓	會計掛二人月給 一ヶ月 十二圓宛
金四百三十二圓	乘客掛四人月給 一ヶ月 十圓宛 二人八圓宛 二人
金三百八十四圓	貨物掛四人月給 一人一ヶ月八圓宛
金百八圓	火夫二人月給 一人一ヶ月 四圓五十錢宛

金七百三十圓	役夫八人日給 一人一日 二十五錢宛
金九十六圓	小使二人月給 一人一ヶ月 四圓宛
金八百七十六圓	貨物配達人十二人日給 一人一日 二十錢宛
金百八十圓	税金及諸運費
金二千五百圓	修繕費
合計 金七千六百五十二圓五十錢	
差引種金九千三百二十圓	純益

伊豫鐵道會社定款

(明治廿年)

第一章 結社目的

第一條 當會社營業ノ目的ハ物產運輸旅客往來ノ便益ヲ開キ以テ地方ノ繁榮ヲ希圖スルニアリ

第二章 會社ノ名號

第二條 當會社ノ名號ハ伊豫鐵道會社ト稱スベシ

第三章 會社及停車場ノ位置

第三條 當會社ハ溫泉郡松山市街久保町ニ設ケ左ノ箇所ニ停車場ヲ設ケ

- 一、外側停車場 溫泉郡久保町
- 一、古町停車場 同郡味酒村三津口
- 一、三津停車場 和氣郡住吉町東詰

第一章 創業時代

第四章 會社繼續期限

第四條 當會社ノ營業ノ期限ハ開業ノ年ヨリ向フ十七ヶ年トシ滿期ニ至リ時ホ繼續ヲ望マバ協議ノ上官許ヲ得テ更ニ期限ヲ定ムベシ

第五章 責任

第五條 當會社ハ有限責任ニシテ株主ノ負擔スベキ義務ハ株金ニ止ルモノトス

第六章 資本金及株式

第六條 當會社ノ資本金ハ六萬圓ト定メ株式ヲ甲乙二種ニ分チ所有金ヲ以テ加入スルモノヲ甲種トシ 舊株一拾圓 新株一拾圓 元卒族拜借金ヲ以テ加入スルモノヲ乙種トシ一株五圓トス

但一株ニ付券狀一枚ヲ交附スルヲ正則トス然レドモ甲種ニ限り時宜ニ依リ數株ヲ一枚ニ製スルコトアルベシ

第七條 當會社ノ株主ヘハ社長及幹事ノ記名調印シタル左ノ鑿形ノ如キ株式券ヲ交附スベシ

甲種 株式表面

甲種 株式表面

伊豫鐵道會社株式券狀

割印

何府何郡何町番地何某股儀當會社ノ定款ヲ確守シ明治年月日ヨリ我鐵道會社株式ノ内拾圓(或ハ何拾圓)即一株(或ハ何株)ノ持主タル事相違ナキ證據トシテ此株式券狀ニ當會社ノ印章ヲ押捺シ之レヲ附與スル者也

甲種 株式裏面

伊豫鐵道會社社長

同 姓名 印

明治年月日 印

年號月日	賣渡人記名調印	買受人記名調印	社長記名調印	幹事記名調印

乙種 株式表面

乙種 株式表面

伊豫鐵道會社株式券狀

割印

何府何郡何町番地何某股儀當會社ノ定款ヲ確守シ明治年月日ヨリ我鐵道會社株式ノ内五圓即一株ノ持主タル事相違ナキ證據トシテ此株式券狀ニ當會社ノ印章ヲ押捺シ之ヲ附與スル者也

伊豫鐵道會社社長

同 姓名 印

明治年月日 印

第八條 株券ノ内乙種ハ拜借金返済ノ上ナラデハ賣買譲與ヲナスヲ得ズト雖ドモ甲種ハ外國人ヲ除クノ外何人ニ賣買譲與スルモ妨ゲナシ尤モ此ノ場合ニ於テハ本社へ申立株式名替ノ手續ヲナスベシ若シ其手續ヲナサザル時ハ賣買譲與ノ効ナキモノトス

但乙種ノ株券ヲ有スルモノト雖モ不得止事故アリテ賣買譲與ヲ乞時ハ其事情ニ依リ許可スル事アルベシ

第九條 當會社ノ株券ヲ水火盜難等ニ依リテ紛失或ハ破損セシ時ハ其事由ヲ記載シ二名以上ノ證人ヲ立テ代券受取方ヲ社長ニ請求スベシ此場合ニ於テハ五日間新聞紙へ廣告ヲナシ三ヶ月以内ニ發見セザル時ハ更ニ新券狀ヲ交付スベシ

但本文廣告料ハ本人ヨリ納メシムベシ

第十條 當會社ノ株券名替ヲ要求スル時ハ手数料トシテ券狀壹枚ニ付金貳錢五厘第九條ノ事故アル時ハ券面金額分合ノ爲メ更ニ券狀ヲ要求スル時ハ一枚ニ付金五錢ヲ納ムベシ

第十一條 當會社ノ定式總會ノ前後三十日以内株式賣買ノ名替ヲ停止スル事ヲ得

第七章 役員及職制

第十二條 當會社ノ役員ト稱スルモノ左ノ如シ

一 社長 一人 一 幹事 二人 一 常議員 七人 一 列車長 一人  
一 課長 三人 一 事務係 十三人 一 備 定員ナシ

但事務係及備ハ一等ヨリ五等迄ノ階級ヲ置ク

第十三條 社長ハ會社全體ノ業務ニ注意シ一切ノ事務ヲ處分シ列車長以下ノ役員及備員ノ任免黜陟ヲ掌ル尤モ事業ノ伸縮規則ノ改正若クハ豫算課目外ノ金錢ヲ出納セント欲スル時ハ株主總會ヲ決議ヲ經ルニアラザレバ施行スルヲ得ズ

第十四條 幹事ハ社長ノ事務ヲ補助シ或ハ社長ト協議之上諸般ノ事務ヲ調理シ社長缺席スル時ハ當日ノ職務ヲ代理ス

第十五條 委員ハ營業事務ヲ監査シ又ハ社長ノ諮問ヲ受ケ意見ヲ陳述ス

第十六條 事務係ハ會計業務貨物等社長ノ指揮ニ應ジ各事務ヲ分掌ス

第八章 役員任期及選舉

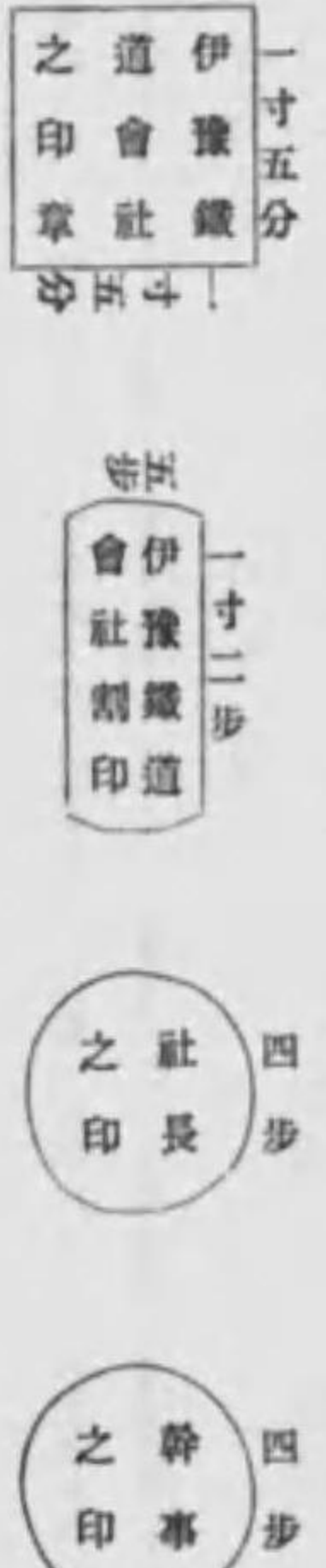
第十七條 社長幹事ハ株券金額五百圓以上常議員ハ同五拾圓以上所持スル株主中ヨリ選舉スルモノトス

但社長幹事ハ本文ノ株數ヲ本社保護預トナシ任期中引出ヲ得ズ

第十八條 社長幹事常議員ハ任期ヲ各一ヶ年トシ毎年一月株主總會ノ節改選ス尤モ前任ノ者ヲ再選スルモ妨ゲナシ

第九章 印章

第十九條 當會社ニ於テ使用スル印章ハ左ノ如シ



第十章 總會

第二十條 當會社ヨリ發スル證書又ハ文章等ニハ必社印ヲ押捺シ尙ホ重要ナル契約證書類ニハ重役ノ印ヲ押捺スベシ

第二十一條 總會ハ定式臨時ノ二種ニ分チ定式總會ハ毎年一月七月ノ兩度トシ臨時總會ハ社長ノ意見又ハ株主三十名總株高五分ノ一以上ノ申立ニ依リ開クモノトス若シ議事規則第二條ノ定員ニ滿タズシテ開會シ得ザル時ハ社長ハ第二回ノ招集ヲナスベシ第二回ニ於テハ總會ノ現員ヲ以テ開會スルヲ得

但株主ノ請求ヲ以テ招集シタル總會ニシテ定員ニ滿タザル時ハ議案ヲ廢棄シ第二會ノ招集ヲナサザルモノトス

第二十二條 總テ總會ノ期日場所等ハ社長ニ於テ取究通報スベシ

第二十三條 總會議事規則ハ別ニ之ヲ設ケ履行スベシ

第十一章 出納精算及利益配分

第二十四條 當會社ハ毎年六月十二月兩度ニ精算ヲナシ株主總會ニ於テ之ヲ報告シ且配當金ヲ分賦ス



第二十五條 收入金ノ内ヨリ諸經費ヲ引去リタルモノヲ純益金トナシ其金高百分ノ五ヲ以テ開業式費及創業費ヲ消却シ同十分ノ一ヲ以テ積立金トシ同十分ノ一ヲ以テ役員賞與トナシ其殘額ヲ株高ニ應ジ配當スルモノトス

第二十六條 積立金ハ公債證書等ニ換ヘ置キ非常損害ノ準備ニ充テ賞與金ハ役員會議ヲ以テ規程ヲ設ケ之ヲ處分ス

第十二章 雜 則

第二十七條 當會社ノ役員タル者ハ株主總會之節他人代理ヲナスヲ得ズ

第二十八條 當會社ノ株主タル者ハ役員職務ノ餘暇ニ於テ諸帳簿ヲ檢閱スルヲ得

第二十九條 此規則ハ株主總會ノ議定ニ依テハ何時ニテモ加除改正スル事ヲ得ルト雖モ官許ヲ得テ實施スルモノトス

右ノ條々ヲ取究メタル證トシテ株主一同記名調印致候也

明治二十年 月 日

社 員 連 印

總會議事規則

第一條 定式臨時ノ別ナク總會ノ議長ハ社長之ニ任ズ社長缺席スル時ハ幹事之ヲ代理ス幹事缺席スル時ハ議員中ヨリ公選ヲ以テ當日ノ假議長ヲ定ム

第二條 株主ノ人員三十名以上出席シ其株高總額ノ三分ノ一ニ滿ルニ非レバ(報告ノ事件ヲ除クノ外)當日ノ會議ヲ開クヲ得ズ

第三條 開議ノ時限ハ每會社長ニ於テ之ヲ定メ豫メ通報スベシ

第四條 凡テ議題ノ可否ヲ決スルハ議長ノ意見ヲ以テ投票若クハ起立等便宜ノ式ヲ用ヒ過半数ニ依テ之ヲ決ス若シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

但過半数ノ同意ヲ得ザル時ハ委員若干名ヲ撰ミ更ニ議案ヲ起草シ再議スルモノトス

第五條 前條同意者ノ數ヲ算スルハ各株主所持ノ株數五株(乙種ハ倍額トス)迄ハ一株ヲ以テ壹個トシ六株以上百株迄ハ五株毎ニ一個ヲ増加シ百一

株以上二百株迄ハ十株毎ニ一個ヲ増加シ二百一株以上ハ二十株毎ニ壹個ヲ増加シ通計三十五個ニ過ルヲ得ズ

但株主ニシテ他人ノ代理ヲ兼ル者ハ其引受ケタル總株數ト本人ノ株高トヲ合計シ本文ノ割合ヲ以テ發言投票ヲナスモノトス尤株主ニアラ

ズシテ二人以上ノ代理ヲナス者モ之ニ準ズ

第六條 本人病氣其他不得止事故アル時ハ代人ヲ以テ發言投票セシムルモ妨ゲナシ尤代人ヲ用ユル時ハ左ノ委任狀ヲ持參セシムベシ

印 紙	委 任 狀 之 事
明治年月日伊豫鐵道會社ノ定式(又ハ臨時)總會ニ於テ何某ヲ以テ拙者ノ代人トナシ發言投票爲致候仍テ委任狀如件	
明治 年 月 日	伊豫鐵道會社株主
	何 某 印

第七條 出席員百名以上ニ至リ議長ニ於テ議事簡難ノ患ヒアリト見認ムル時ハ抽籤ヲ以テ議員ヲ百組ニ分チ各組ニ於テ一名宛ノ代議員ヲ互選セシムル事アルベシ

第八條 前條ニ明文ナキ議事上ノ事件ハ總テ議長ノ意見ヲ以テ之ヲ處分スルヲ得

## 第二章 諸會社合併

### 第一節 道後鐵道並に南豫鐵道株式會社

#### 成立

伊豫鐵道が開通して其業績の順調なるを見て、企業家は其の有利なるを知り、地方民はその便利なるを認め、輕便鐵道の敷設は時代の要求となつたのである。茲に於て明治二十五年十一月村瀬正敬、長井元之、松下信光の諸氏は道後町の有志と謀り、道後温泉浴客の爲に、松山市一番町より道後に至り、更に松山市の城北を廻つて伊豫鐵道の三津口驛に接する間三哩餘の鐵道敷設を願ひ出たのである。

#### 道後鐵道布設趣意書

我伊豫國道後温泉ハ本邦湯治ノ濫觴ニシテ無比ノ名邑タレバ往古ヨリ遠近ノ浴客絶フル時ナシ殊ニ近來ハ時勢ニ治ヒ他府縣人ハ勿論外國人ノ來浴スルモノ年々逐テ増加ス是他ナシ人生醫藥ヲ重シズルニヨルナラン然レドモ人々營業ノ艱難ナルヨリ光陰ノ貴重ナルニ感ジ江路ヲ厭フノ情日ニ月ニ尤進ス曩ニ伊豫鐵道ノ布設アリテ以來浴客ノ便利極少ナラズ今又有志諸君ニ計リ一步ヲ進メテ道後鐵道株式會社ヲ設ケ輕便小鐵道ヲ布設シ鐵路ハ道後湯之町ニ起リ分岐シテ二線トナシ一ハ愛媛縣東ニ位セル新橋ニ進シ一ハ清水口ヲ經テ伊豫鐵道古町驛驛路ニ連絡ヲナシ専ラ老少人浴ノ便ニ供シテ衛生上ノ利益ヲ圖リ該地外人ニ對スル觀光ヲ助ケ個々貨物運輸ノ便利ヲ開カント欲ス希クハ有志ノ諸君當會社ノ學ヲ贊成シ御加盟アラシム事ヲ

明治二十六年四月

道後鐵道株式會社

發

起

人

何時如何なる事業を向はず創業に對する資金の募集は樂々とは行はるべきではない、此の道後鐵道も亦非常な資金難に襲はれたのである。最初三萬八千圓の資本金を以て明治二十六年九月十四日創立したのであるが、實際の費用は六萬圓近くも要し此の金策には妙から

ぬ苦心をしたものである。

然しながらこの鐵道は流石に天下の道後温泉を有するだけあつて乗客は意外に多く、經營の目算は充分立ち得るに至つたのである。

道後鐵道に相次いで松山一郡中間へは南豫鐵道會社の設立を見るに至つた。此の線路は明治二十三年伊豫鐵道が延長を計劃し、その資本引受けを郡中方面に謀つたが話が纏らず、中止の已むなきに至つてゐたものを、新に宮内治三郎氏其他郡中町の有志に依つて發企されたもので、云はゞ伊豫鐵道の測量計劃其儘を以て新會社を設立した様なものである。南豫鐵道も當初の資本金九萬五千圓を以て工事に着手したのであるが、工事の進むに連れて資本の不足を來し、大阪第七十九銀行頭取古畑實造氏の出資を仰いで漸く完成し得たのである。尙當時伊豫鐵道が郡中線延長の爲の鐵道布設趣意書は左の通りであつて當時の一般狀勢を知る事が出来る。

#### 松山中間鐵道ノ趣意書

抑モ鐵道事業ノ本邦ニ開始シタルハ實ニ明治五年九月ニシテ兩來僅ニ十數年ナルニ其全線路ノ延長ハ既ニ壹千哩餘ニ出デタリ實ニ驚ク可キ進歩ト云フベシ而テ其事業ノ各所ニ起ルヤ株金ノ申込ハ常ニ募集ノ額ニ超過シ其竣工ニ及ンデハ往々其結果ヲ得タルノ報アリ我伊豫鐵道ノ如キハ專ラ輕便ヲ主トシ特別輕便ノ鐵道ニシテ其距離モ亦殊ニ短近ナルヲ以テ起業ノ際ニ當テハ多少ノ疑議ヲ免レザリシト雖モ其成果ニ至リテハ敢テ他ノ普通鐵道ニ譲ラザルノ幸ヲ得タリ左レバ鐵道事業ノ發達ハ一時ノ流行熱ニ非ズシテ永遠固ム可キノ事業タルハ最早輿論ノ公認スル所ナルヲ信ゼリ頃者諸株式ノ相場下落セシヲ見テ鐵道株ノ前途ヲ杞憂スル者アリト雖其下落シタル株式ハ必ズ未成ノ事業ニシテ投資者流ノ手ニアルモノヲ拂込金ノ期日ニ迫リ或ハ金融ノ逼迫ニ由リ賣却スル者ノ多キニ因リ變動ヲ生ジタルモノニシテ其事實ハ彼ノ日本鐵道敷設鐵道株ノ如キハ毫モ影響ヲ被ラザルヲ以テ之ヲ證明スルニ足ル可シ其他ノ諸株ハ同業者ノ増加若シタハ競争等ニヨリ實際ノ利益ヲ來シタルニ原因スルモノアル可シト雖鐵道ノ如キハ如何程各所ニ競ヒ起ルモ決シテ相妨ガ相害スルモノニ非ザルノミナラズ運輸ノ便益々開ケバ旅客ノ行通貨物ノ出入ハ愈々増加シテ鐵道ノ營業ハ益々繁昌ニ趨ク可キノミ又或ハ一時金利ノ騰貴セルヲ見テ之ヲ鐵道利益ノ配當ニ比較シ其得失ニ感ズ者アリト雖モ金利ノ高低ハ世上金融ノ緩急ニ由リ時々變動スルモノナレバ其騰貴ノ際ニ於テ之ヲ鐵道ノ如キ常ニ變動ナキ營業ノ利益ニ比較スレバ固ヨリ貸金ノ利益ニ及バザル事モアル可シ然レドモ聞ク所ニ據レバ歐米各國ハ資本ノ總額次第ニ増加シ從ツテ其利子モ次第ニ減ジ當時公債證書ノ利子ハ二朱乃至三朱ナリト云フ又聞ク此比ロ英國ニ於テハ資本ヲ東洋ニ流通セント欲シ事ヲ其計畫ヲナスト歐米諸國

ノ現況既ニ如斯トセバ獨リ東洋ニ金融ヲ閉塞シ水ヲ別天地ノ異情ヲ保ツハ理勢ノ許サレ所ナリ去レバ金利ノ如キモ早晩低降シテ世界ノ水準ニ歸スルハ蓋シ數年ヲ超ヘザルベシ況ンヤ鐵道ハ永遠不拔ノ事業ニシテ一時ノ商況等ニ關シテ躊躇スベキモノニ非ザルヲヤ左レバ鐵道事業ハ必要ニ應ジテ漸次之ヲ擴張シ社運ヲシテ増々隆盛ナラシメ併テ地方公共ノ利便ヲ開ク事ニ務メザル可カラザルナリ我伊豫鐵道會社ノ目的ハ始メヨリ松山三津間ノ營業ニ止マルニ非ラズ南ハ大洲宇和島ニ東ハ道後久米或ハ森松ニ必要ノ見込無キニ非ラザレドモ創始ノ事業ナルヲ以テ地方人士ノ信用ト株金募集ノ都合等ヲ酌量シ先ヅ松山三津間ニ止メタルモノナレバ爰ニ既成線ノ整頓セルニ隨ヒ更ニ松山ヨリ郡中マデヲ第二區トシテ線路延長ニ着手セントス希クハ有志ノ諸君當社債意ノアル所ヲ察シ協同贊成セラレン事ヲ由テ方法ノ大意及ビ豫算ノ要領ヲ左ニ記載シ以テ諸君ノ參考ニ供ス

方 法 (豫算略)

- 一 線路ハ松山停車場ヨリ出逢渡シ場ノ上ミツ直行シ松前ヲ經テ郡中ニ達ス但松前及出逢ニ停車場ヲ置ク
- 一 右線路ヲ第二區トシ今回募集スル株式ヲ第二區新株ト稱シ一株五十圓トス
- 一 第一區ノ收入及其經費ハ別途ニ之ヲ精算シ其純益ヲ第二區新株ニ配當ス
- 一 但本社費ハ第一區ノ負擔トシ若シ特ニ第二區ノ爲メ支出ヲ要スル事アルトキハ其費金ニ限リ第二區ノ經費ニ屬ス
- 一 豫測費其他擴張ニ係ル費用ハ本社ニ於テ維持ヘ置キ道ヲ第二區新株募集金ヨリ返辦ス
- 一 右ノ外諸規則ニ於テハ總テ區別ヲナサズ全ク一會社ノ體ヲ欠クザルハ勿論ナリトス
- 一 着手ノ順序ハ先ヅ株金募集ノ見込ヲ立テ然ル上線路ノ豫測ヲナシ出願ノ手續ニ及ブモノトス

合併經緯

かくて道後鐵道兩豫鐵道の兩社が開通し、松山市附近の小地域に三社が營業を開始するに至つたのであるが、伊豫鐵道の外側驛と兩豫鐵道の藤原驛とは川を隔て、相接しなから互に連絡なく、道後鐵道は伊豫鐵道の古町驛と道を挟んで向ひながら提携なく、分立刺擲してゐることは交通機關發達上又地方經濟界の爲にも其不利なるは自明の理であるが、各社主腦部は夫々の立場上進んで合同統一を考へるものはなかつたのであつた。然るに前より伊豫鐵道の監査役である井上要氏は早くも此の點に着眼し、其合同統一を主張し主腦

者に進言する等非常なる努力をなし又、機會ある毎に一般の注意を喚起する所があつた、そして其實現には相當の實力を備ふるの必要を認め、明治廿九年一月道後鐵道の増資に際して多數の株式引受をなし、更に當時關西財界に雄飛した古畑寅造氏を説いて三鐵道への投資を納得せしめたのみならず其盡力斡旋を頼まれたのである。茲に於て井上氏は大いに力を得て奔走の結果、古畑氏は多數の株式を手に入れ又株式の買占によつて遂に各社の實權を握る事となり兩豫鐵道は同二十九年四月、道後鐵道は同年十一月古畑氏自ら社長に就任し、同時に同氏によりて主腦者を定め、次で伊豫鐵道も亦同三十二年十一月社長小林信近氏專務取締役井手正光氏等辭任し、古畑氏は社長に井上氏は專務に就任し、同三十三年二月十五日臨時株主總會に於て多年の懸案であつた三鐵道の合同を次の如き條件で可決し、伊豫鐵道は資本金を六十萬圓に増資し地方鐵道の統一を完成したのである。

契約證書

今般道後鐵道株式會社ハ其所有ニ係ル鐵道及附屬財產ノ全部ヲ伊豫鐵道株式會社ニ讓渡シ同會社ハ之ヲ讓受クル事トシ双方ノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

- 第一 道後鐵道株式會社ハ其所有ニ係ル鐵道及附屬財產悉皆(營業收入金ヲ以テ買入レ居ル貯藏物品即チレール枕木石炭等ノ類ニシテ利益勘定ニ屬スル分ヲ除ク)ヲ金六萬圓ニテ伊豫鐵道株式會社ニ讓渡ス
- 第二 前項讓渡ヲ約シタル物件ハ本年四月拾日其引渡ヲ爲スベキ事  
但伊豫鐵道株式會社ニ於テ同日迄ニ道後線延長ノ認可ヲ得ザルトキハ其認可ヲ受タル迄双方共受渡ヲ延期ス
- 第三 道後鐵道株式會社ニ於ケル營業上ノ利益ニシテ引渡ノ當日迄ノ分ハ同會社ノ所得タルベキ事
- 第四 不動産登記其他財產受渡ニ屬スル費用ハ伊豫鐵道株式會社ノ負擔トス
- 第五 前項第二引渡ノ當時ニ於ケル道後鐵道株式會社ノ株主ハ伊豫鐵道株式會社株式募集方法ニヨリ其増資ニ係ル新株額面六萬圓ヲ持株(道後鐵道株式會社)ニ付壹株ヅ、ノ割合ニテ額面金高ヲ以テ引受タルノ權ヲ有ス  
但端株トナリシ株主ハ他ノ端株ノ株主ト申合署名ノ名義ヲ以テ五月壹日迄ニ新株ノ引受ケヲ申込ムベシ同日マデニ申込マズ爲サレトキハ道後鐵道株式會社額面金高ヲ支拂フモノトス

右株主總會ノ決議ヲ經テ契約ヲ爲シタル事相違ナキ證據トシテ取締役署名ノ上各々證書登通ヅ、ヲ交換ス

契約證書

今般南豫鐵道株式會社ハ其所有ニ係ル鐵道及附屬財產ノ全部ヲ伊豫鐵道株式會社ニ讓渡シ同會社ハ之レヲ讓受タル事トシ双方ノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一 南豫鐵道株式會社ハ其所有ニ係ル鐵道及附屬財產悉皆（營業收入金ヲ以テ買入レ居ル貯藏物品即チレール枕木石炭等ノ類ニシテ利益勘定ニ屬スル分ヲ除ク）ヲ金貳拾四萬圓ニテ伊豫鐵道株式會社ニ讓渡ス事

第二 前項讓渡ヲ約シタル物件ハ本年四月參拾日其引渡ヲ爲スベキ事

但伊豫鐵道株式會社ニ於テ同日迄ニ南豫鐵道株式會社ノ認可ヲ得ザル時ハ其認可ヲ受タル迄双方共受渡ヲ延期ス

第三 南豫鐵道株式會社ニ於ケル營業上ノ利益ニシテ引渡ノ當日迄ノ分ハ同會社ノ所得タルベキ事

第四 不動産登記其他財產受渡ニ屬スル費用ハ伊豫鐵道株式會社ノ負擔トス

第五 前項第一引渡ノ當時ニ於ケル南豫鐵道株式會社ノ株主ハ伊豫鐵道株式會社株式募集方法ニヨリ其増資ニ係ル新株額面拾八萬圓ヲ南豫鐵道株式會社株式額ニ應ジ額面金高ヲ以テ引受タルノ權ヲ有ス

右株主總會ノ決議ヲ經テ契約ヲ爲シタル事相違ナキ證據トシテ取締役署名捺印ノ上各々證書登通ヅ、交換ス

第二節 伊豫水力電氣株式會社

成立

我國に於て初めて琵琶湖の疏水を利用して水力發電が開始されるや之に着目したのは、伊豫鐵道の創立者小林信近氏であつた。明治二十五年頃氏は此地方に於いても水力發電事業を創めんとして種々研究し、道後の御手洗川を利用せんとして専門家の調査を乞ふた

ことがあつたが機未だ至らず中止した。間もなく火力發電が漸く都市に於て行はるゝを見て、氏は調査の結果松山に於いても若し電燈一千燈の需用あれば企業としての採算十分なりとして伊豫鐵道の取締役鈴木安職氏等と相談の上市内の戸々につき電燈取付の豫約を極力募集したが七百燈に満たず、此の上はと松山聯隊に採用方願出たところ却下され、又々一時中止のやむなきに至つた。然し乍ら日清戰後企業熱全國各地に勃然として起り、電氣事業の計畫も相次いで起るに至つたので、此の機會に乗じて小林氏等の主唱により松山電燈株式會社設立の議が熟し、創立事務所を松山市湊町四丁目白石旅館に置き明治二十八年十月二十九日資本金十萬圓（二千株）で當時松山、道後屈指の實業家左記十七氏の發起人連署の上、農商務、選信兩省に出願した。

仲田傳之丞、仲田植三郎、二宮佐一平、越智九平、栗田幸次郎、佐賀金吾、木村千根、木村直四郎、瀬川喜七、世良藤藏、山内藤雄、由井清、津守虎太郎、岡市十郎、小林信近、嶋田市藏、清水金三郎

その目論見の大意は次の如きものである。

一、松山市西堀端町四番地に火力發電所を設く

一、供給區域は松山市、道後又は近隣村落に電燈を供給

一、資本金は十萬圓にして使途は

- 金三萬圓 電氣機械購入代 一千燈分の豫算
- 金一萬五千圓 土地家屋什器
- 金五百圓 創業費
- 金五萬圓 増燈機械購入準備
- 金四千五百圓 營業資金

火力發電計劃の外一方温泉郡三内村河ノ内唐岬白濁の兩瀑布の水量を調査し、或は周桑郡千足山村の冠瀧を踏査したが、何れも發電地點としては不適當で徒勞に歸したのであつた。次いで明治二十九年一月石手川上流湯ヶ淵附近を調査するに及んで初めて適當なる水源地であるを知り、同年六月之が實測を開始した。然るにその際廣島市桐原恒三郎、伊豫郡郡中町笹崎謙九郎氏等の一派は資本金二十

萬圓の伊豫水力電氣株式會社の發金を標榜して立ち、同じく石手川上流に發電所を設けんとし調査に着手し小林氏等に對する有力なる競争者として現はれるに至つたのであつたが、當時の伊豫鐵道監査役井上要氏が進んで調停に立つて種々折衝の結果双方合併して伊豫水力電氣株式會社（資本金參拾萬圓）と稱することとなつた。その調停條件は次の通りであつた。

調停條件

一、松山電燈及伊豫水力電氣會社トモ株式總數ノ内七分ハ小林信近外諸氏ニテ引受ケ三分ハ桐原恒三郎外諸氏ニテ引受タルコト  
 一、桐原恒三郎外諸氏ノ創業費百五十圓ハ合同後ノ會社ニテ負擔スルコト  
 但シ小林信近氏外諸氏ノ從來支拂ヒタル創業費三百圓内外（外ニ仲田氏手許ノ費用精算分共）同斷ノコト  
 一、双方合同ノ上桐原恒三郎外諸氏ノ内ヨリ發起人ヲ三名トシ創立委員二名トシ兩會社トモ加盟ノ手續ヲ了シ一致ノ進行ヲナスベキコト  
 かくして松山出身工學士、天野熊次郎氏を聘し、主任技術者として同氏主宰の下に精査したる結果、湯山村大字柳字グルメより同村大字末字脇までを水路として水量六十九箇、落差二百五十呎、この理論馬力千九百八十七と決定、同年五月五日河川使用方を出願した。然るに水利上の關係につき異議百出し、交渉容易に纏らず、その間一般經濟界も反動的な況に當面し、株式募集頗る困難となつた。茲に於て、明治卅一年二月十五日發起人會を開き、一先づ企業中止を決議するのやむなきに至つた。然し尙發起人の必死の努力と奔走がつゞけられた結果、明治卅三年四月に至つて漸く水利使用の許可となつた、よつて更に電氣事業經營を逓信大臣に出願しこれが認可を得た。

河水引用願

本縣温泉郡湯山村大字湯山之内柳字グルメヨリ大字湯山之内末字脇ニ至ル間ニ於テ官有石手川ノ水力ヲ利用シテ發電ヲナシ松山市内ニ電燈ヲ設ケ其他電動力ノ需用ニ應ジ候目的ヲ以テ水力電氣事業經營仕度旨伊豫水力電氣株式會社發行人松山市大字港町三丁目二宮佐一平外十九名ヨリ逓信大臣へ出願仕候ニ就テハ別紙之通河水引用之儀御許可被成下度必要書類相添此致奉願候也

明治三十年五月五日

伊豫水力電氣株式會社設立發行人

- 二宮佐一平外十九名代理發行人  
 松山市大字港町二丁目四拾貳番戸 仲田 健三郎  
 同 市大字二番町百貳番戸 小林 信近  
 同 市大字壹町二丁目壹番戸 木村 千根  
 同 市大字港町四丁目五拾番戸 長阪 周次郎  
 同 市大字港町四丁目六拾四番戸 八東 喜藏

保 證 人

- 温泉郡湯山村外七ヶ村普通水利組合管理者 温泉郡朝美村長 藤田 龜三  
 同 郡御幸村外五ヶ村普通水利組合管理者 温泉郡素鷲村長 門田 晋  
 同 郡御幸村外三ヶ村普通水利組合管理者 温泉郡生石村長 豊田 清作  
 温泉郡御幸村長 松本 宣好 温泉郡朝見村長 玉井喜代藏  
 温泉郡雄雄村長 仙波 重調 温泉郡久枝村長 白石 節雄  
 温泉郡桑原村長 野本 豫英 温泉郡湯見村長 玉井喜代藏  
 温泉郡味生村長 宮崎 達孝 温泉郡和氣村長 須賀貞次郎  
 温泉郡和氣村長 須賀貞次郎 温泉郡湯山村長 村丸 虎雄  
 温泉郡道後村助役 梅岡 百太郎

愛媛縣知事 室 孝次郎 殿

愛媛縣指令内貳第一九二四號

伊豫水力電氣株式會社設立發企人  
二宮佐一平外拾九名代理發企人

松山市大字松前町 仲田 槌三郎  
外貳名

明治三十年五月五日付願電氣原動力用水車設置ニ關シ流水引用並ニ工作物施設ノ件開屆度候條左之通心得フベシ

但本書ニ對シ相當印紙貼用ノ請書ヲ差出スベシ

明治三十三年四月十四日

愛媛縣知事 大庭 寛 一

一、本件流水引用及工作物施設ノ權ハ本廳ノ許可ヲ請タルニアラザレバ擔保貸附ニ供シ又ハ他ニ移スコトヲ得ズ

二、堰堤工事ノ不良ヲ認ムルトキハ何時ニテモ之ガ改善ヲ命ズルコトアルベシ

三、公益上必要アリト認ムルトキハ本件事業ノ施行ヲ停止シ又ハ本指令ヲ取消スコトアルベシ

四、本件事業ノ施行ニヨリ河川其他ニ障害ヲ生ジ又ハ其虞アル時及他日河流ニ異動ヲ生ジ若クハ當廳ニ於テ必要ヲ認ムル時ハ相當ノ設備ヲ爲サシムルコトアルベシ

五、本件事業ヲ廢止シ若クハ本指令ノ取消ヲ受ケタル時ハ本指令ニ依リ施設シタル工作物ハ直ニ之ヲ撤去シ其場所ヲ原形ニ復スベシ

六、本指令若クハ本指令ニ基テ處分ニ依リ施設スル工事ノ費用及維持除却等ノ費用ハ凡テ本件事業者ノ負擔トス

七、伊豫水力電氣株式會社成立セザルカ若クハ電氣事業取極規則ニヨリ電氣事業許可相成ラザル時ハ本指令ハ無効トス

電力事業御許可願

愛媛縣伊豫國温泉郡湯山村大字湯山之内御宇グルメヨリ同村大字湯山之内末字臨ニ至ル間ニ於テ官石手川ノ水力ヲ利用シテ發電ヲ爲シ電燈及ビ其他

電動力ノ需用ニ應ジ電氣ヲ供給致候ハバ各事業者諸工場等ノ利便ヲ得且ツ將來大ニ工業上ノ發達ヲ資ケ公私ノ利益不勝存候ニ付水力電氣事業經營致度候間御許可被成下度必要書類相添ヘ此段奉願候也

伊豫水力電氣株式會社設立發企人

二宮佐一平外十九名代理發企人

愛媛縣松山市大字松前町二丁目四拾貳番戶

仲田 槌三郎

同縣同 市大字二番町百貳番戶

小林 信近

同縣同 市大字壹町壹丁目壹番戶

木村 千根

遞信大臣子爵 芳川 顯正殿

起業目論見書

會社ノ名稱

一、伊豫水力電氣株式會社

事業ノ目的

一、水力電氣ヲ發起シ電燈及ビ其他諸製造事業諸機械運轉ノ原動力用ニ供給ス

供給區域

一、愛媛縣伊豫國松山市温泉郡及ビ伊豫郡ノ一市二郡内ノ見込

第二章 諸會社合併

但目下ノ計畫ハ松山市内及ビ附近町村

發電所、變壓所及ビ配電所ノ位置

一、發電所ハ愛媛縣伊豫國温泉郡湯山村大字湯山之内末字脇ヘ設置シ變壓所及ビ配電所ハ別ニ之ヲ設ケズ

發電所ヨリ供給區域ニ達スル線路經過地名

一、愛媛縣伊豫國温泉郡湯山村大字湯山之内末字脇ヨリ道路ニ沿テ同村大字同食場同上高野同下高野同溝ノ邊同部道後村大字石手同道後同一萬及ビ同部道後湯町ヲ經テ松山市ニ達ス異國別紙之通り

工事設計

- 一、原動力ノ種類ハ水力ニシテ七百三十九馬力ヲ發起ス
- 一、電氣方式ハ高壓三相式ヲ用ヒ電線ハ三線式ヲ用ヒソレヨリ幹線ニ依テ各供給區域ニ配電ス其馬力數六百馬力トス
- 一、線路ノ種類ハ架空線トス

河水引用法

本願河水引用區域ノ計畫ハ湯山村大字湯山之内柳字グルメヨリ大字湯山之内末字脇ニ至ル間ニシテ其第一着施設工事ヲ區域内大字湯山之内宿野々字宮ノ木ニ於テ本川ヲ横斷シテ長拾八間高三尺上巾三尺數七尺ノ石堰ヲ築キ流水ヲ停滯セシメ同所ヨリ引用シテ大字同宿野々字城山ノ山岳ニ沿テ溝渠ヲ開鑿シ又ハ木渠或ハ鐵製ノ樋管等ヲ以テ水路ヲ設ケ大字湯山之内末字脇ニ疏通シ同所ニ於テ發電所ヲ設置シ水力電氣ヲ發起ス

事業着手及成功期限

明治三十年六月着手同年十二月成功ノ見込

設計書

一 水量

- 一、分水所本川ノ平水量 一秒時七十立方尺
- 二、分水所最大水量 一秒時六百立方尺
- 三、使用水量 一秒時五十立方尺

二 石堰

長拾八間 土台敷巾貳間 此地坪三拾六坪  
川中ニ敷設スル石堰ノ構造ハ別圖ニ示ス如ク高三尺上巾三尺數七尺ニシテ「セメントモルター」ヲ用ヒタル石造トス  
土台ハ自然ノ岩石又ハ其上ニ「コンクリート」ヲ以テ地均シヲ爲シ敷巾貳間トス

三 水路

- 一、水面 六尺ヨリ二十五尺
- 二、水深 三尺
- 三、勾配 三百分ノ一ヨリ三千分ノ一ニ至ル

四 近接開

新水路最近ノ小開ニハ從來ノ水量ヲ供給シ矢倉開ニハ發電所ヨリ放捨シタル水ヲ給シ從來ノ水量ニ變異ナカラシム  
新設石堰ヨリ停滯水ヲ注入スル開門ハ在來ノ構造ヲ用ヒ尙ホ非常洪水ノ憂慮ヲ防禦セシメ岩石又ハ煉瓦ヲ以テ其外側ヲ圍ミ合羽ニハ「セメントモルター」ヲ用ヒ充分堅牢ノ構造ト發電所ヨリ二條ノ排水渠ヲ設備セシモノニハ各捨水開門ヲ附シ一ハ矢倉井手堰ノ下流ニ於テ本流ニ合シ洪水ノ時

第二章 諸會社合併

排水ノ用ニ供スベク其ノ一ハ堰ノ上流ニ於テ貯水池ノ排水路ト合流シテ一旦排水溜ニ入り其流出口ヨリ徐々ニ本流ト合シテ矢倉井手水路ノ灌溉ヲ補助スルモノトス

排水溜ハ水深ヲ本流ヨリ深クシ又本流ト通ズル所ノ排水口ハ矢倉井手堰ニ依テ隆起スル本流水面ト同一ノ水率ヲ保チ矢倉井手ノ分水口ト正對シテ合流スベキ構造ニシテ其容積ハ水量ノ適度ニ應ジ岩石又ハ煉瓦及ビ「セメントモルタル」ヲ用ヒ造ルモノトス

五馬 力

落差 九十三尺 理論馬力

一、水量 五十五立方尺 五百二十七馬力九

二、水量 七十五立方尺 七百三十九馬力

六 水車發電機並送電法

一、水車 ベルトン式水車 二、發電機

1 動力用 三相交流送電式 2 電燈及動力用 單交互送電式

三、送電ハ空架被覆電線ニヨリ三千ボルトヲ使用ス

導子ハ「オイル、インシュレーター」ヲ用ユ

通第三八〇一號

伊豫水力電氣株式會社發起人

二 宮 佐 一 平  
外 十 九 名

明治三十三年四月二十五日附出願愛媛縣松山市、温泉郡及伊豫郡ヲ以テ供給區域ト定メ電燈及電力事業ヲ營ムノ件許可ス

明治三十三年七月二日

逓信大臣 子爵 芳 川 顯 正

然し一方依然として資金募集に憚らなもので、明治三十四年四月廿九日資本金を十五萬圓に減じてその募集に努めることゝなつた。かくて事業發企以來既に六年間苦心慘愴として尙業成らざるの時、明治三十四年七月偶々日本最初の京都市内電車工事に成功して名聲を揚げ爾後同地を根據として電氣事業界に虎視眈々たりし才賀藤吉氏が道後以來遊し、この實狀を見て發企人に對し大なる支援を與ふる事となつた。かくて事業成立の曙光漸く現はれ同年七月十三日の發企人會に於て資本金を十三萬圓に減じ、その半額は才賀氏に於て引受け事業全部の設計工事及材料の供給をも豫算の範圍内に於て總て同氏に一任する事に協定した。その結果十一月五日を期して第一回四分の一の拂込を徴する事とし、その完了をみたので明治三十四年十二月一日創立總會を松山市公會堂に開催し發起人仲田樞三郎氏推されて會長の席につき總代として明治廿八年以來の創立經過を報告し、定款を議定し左の役員を選擧した。

取締役 仲田傳之松、小林信近、仲田樞三郎、栗田幸次郎、津守虎太郎

監査役 世良藤藏、才賀藤吉、桐原恒三郎

取締役は互選して仲田傳之松氏を社長とし小林信近氏を専務取締役とした。

かくて永年待望の伊豫水力電氣株式會社は幾多の波瀾曲折の後その成立を遂げたのであつた。

伊豫水力電氣株式會社定款 (創業當時)

第一章 總 則

第一條 當會社ノ營業ハ水力ヲ利用シテ發電ヲ爲シ松山市温泉郡及ビ伊豫郡ヲ以テ供給區域ト定メ電燈ノ裝置點火ヲ爲シ兼テ諸製造事業諸機械運轉ノ原動力ニ電氣ヲ供給シ其送電料ヲ收受スルヲ以テ目的トス

第二條 當會社ハ伊豫水力電氣株式會社ト稱ス

第三條 當會社ハ愛媛縣温泉郡道後村大字持田ニ設置ス

但シ事業ノ便宜ニヨリ支店若クハ出張所ヲ設ケタル事アルベシ

第四條 當會社ノ資本金ハ拾參萬圓トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第二章 諸會社合併



第二章 諸會社合併

第五條 當會社ノ公告ハ本店管轄裁判所ガ登記公告ヲナス新聞紙ニ掲載ス

第六條 當會社ノ營業年限ハ設立日ヨリ滿參拾年トス

第二章 株式及株主

第七條 當會社ノ株式ハ之ヲ貳千六百株ニ分テ壹株ノ金額ヲ五拾圓トシ壹株毎ニ株券壹通ヲ作ルモノトス

前項ノ株券ハ株主ノ需メニ應ジ無記名式トスルコトヲ得

第八條 當會社ノ株主ハ定款ヲ遵守シ其ノ株式ヲ引受ケ株券及ビ株主名簿ニ記入ヲ受ケタルモノニ限ル

第九條 株式ヲ賣買譲與シタルトキハ双方株券裏面ニ記名調印シ雙方通署シタル請求書ヲ添ヘ名義書換ヲ請求スベシ

第十條 相續又ハ遺贈ニ依リ株式ヲ取得シタルモノハ親族二名以上調印シタル請求書ヲ以テ又裁判ノ結果ニ依リテ株式ヲ取得シタルモノハ其事實ヲ

證明シ且ツ株券裏面ニ記名調印シテ名義ノ書換ヲ請求スベシ

第十一條 名義ノ書換ハ會社ニ於テ株主名簿ニ株券移轉ノ記入ヲナシ且ツ株券裏面ニ年月日ヲ記入シ調印ノ上取締役記名調印シテ之ヲ證明ス

第十二條 名義ノ書換ハ毎年六月及ビ十二月通常總會期日迄ニ於テ壹ヶ月ヲ踰エザル期間之ヲ停止ス

第十三條 株券ヲ毀損シ汚損シタルモノハ株券ニ請求書ヲ添ヘ新株券ト交換ヲ請求スルコトヲ得

但毀損汚損ノ爲毀損シ難キモノハ第十四條ノ手續ニ依ルベシ

第十四條 株券ヲ亡失シタル者ハ其事由ヲ詳記シタル請求書及確實ナル證人貳名以上ノ保證書ヲ添出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ

當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間以上新聞紙ニ公告シ其期ノ通常總會ヲ輕テ故障ノ生ゼザル時其請求ニ應ズ

第十五條 第九條第十條ノ場合ニ於テハ壹株ニ付金拾圓ヲ添付シ第十四條ノ場合ニ於テハ壹株ニ付金貳拾圓ヲ添付シテ請求者ヨリ徵收ス

第十六條 株主ハ住所及ビ印鑑ヲ會社ハ届出ヅベシ其氏名住所印鑑ヲ變更シタルトキモ亦同ジ

第十七條 株主ハ營業時間中ニ於テ取締役ニ對シ營業上ノ質問ヲナシ若クハ帳簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 第八條及ビ第九條乃至第十條ノ條ハ無記名株主ニハ適用セズ

第三章 株主總會

第十九條 通常總會ハ毎年壹月及ビ七月ニ之ヲ召集シ前事業年度ノ計算書財産目錄貸借對照表事業報告書配當金ノ分配案ヲ株主ニ示シ其ノ決議ヲ爲ス

モノトス

第二十條 臨時總會ハ取締役會ノ決議又ハ監査役ノ必要ト認メタル時又ハ當會社總株金ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的招集ノ理由ヲ示シテ

請求シタルトキ之ヲ召集ス

第二十一條 總會ノ通知ハ總會ノ日時場所及ビ目的事項ヲ明記シテ開會日ヨリ拾四日前ニ發スベシ

但無記名株主アルトキハ廿一日前新聞紙ニ公告ス

第二十二條 總會ハ總株金五分ノ一以上ニ當ル株主出席セザレバ決議ヲ爲スヲ得ズ

第二十三條 定款變更又ハ解散ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本金ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其決議權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第二十四條 第二十條ニ定メタル員數ノ株主出席セザルトキハ出席シタル株主ノ決議權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ

對シテ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且ツ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ壹ヶ月ヲ下ラザル期間内ニ第二回ノ株主

總會ヲ召集スルコトヲ要ス

第二十五條 株主總會ニ於テ出席シタル株主ノ決議權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ可否ヲ決ス

前二項ノ規定ハ會社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ適用セズ

第二十六條 株主ハ總會ニ於テ其所有株式壹株毎ニ壹個ノ議決權ヲ有ス

第二十七條 株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得ルモ其代理人ハ當會社役員外ノ株主ニ限ルモノトス

但代理人ハ委任狀ヲ當會社ニ差出スベシ

第二十八條 無記名株主ハ本人ト代理人トノ別ナク總會出席ノ節ハ其所有株式ヲ携帯スルモノトス

總會ノ議長ハ豫メ期日ヲ定メ會議ヲ延期シ會場ヲ移スコトヲ得

但シ延期會ニ於テハ初會ニ於テ決議シ畢ラザル事項ノ外他議ニ涉ルヲ得ズ

第二十九條 總會ノ議決ハ議決權ノ過半數ニ從テ可相半スルトキハ議長之ヲ決ス

第二章 諸會社合併

第二章 諸會社合併

總會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルモノハ其議決權ヲ行フコトヲ得ズ  
第拾條 總會ノ議事ハ議題外ノ事項又ハ他人ノ毀譽褒貶ニ亙ルヲ得ズ  
第拾壹條 總會ノ決議ハ總會ノ決議ニ記載シ當日出席取締役及ビ監査役之ニ檢印シテ保存スベシ

第四章 株金拂込

第拾貳條 株金ノ拂込ハ株式總數ノ引受アリタルトキ第一回金拾貳圓五拾錢ヲ拂込其殘金ハ之ヲ四回以上ニ分チ其金額及期日ハ取締役ニ於テ之ヲ定メ三十日以前ニ之ヲ各株主ヘ通知スベシ  
第拾參條 株主株金拂込期日迄ニ入金ヲ爲ササルトキハ遅延日數ニ應ジ元金壹百圓付五錢日歩ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ出サシム

第五章 取締役、監査役

第拾肆條 當會社ハ參拾株以上所有スル株主中ヨリ五名ノ取締役ト拾五株以上所有スル株主中ヨリ參名ノ監査役トヲ選舉ス  
第拾伍條 取締役ノ任期ハ滿ニケ年監査役ノ任期ハ滿壹ケ年トシ滿期毎ニ通常總會ニ於テ之ヲ改選ス  
但取締役監査役ハ共ニ再選セラル、コトヲ得

第拾陸條 取締役、監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ補缺選舉ヲ爲ス補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス  
但法律ニ規定アル人員ニ不足ヲ生ゼザル限リハ現役員ニ於テ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ缺員ノ儘次期ノ總會迄選舉ヲ猶豫スルコトヲ得

第拾柒條 社長取締役及監査役ノ手當報酬ハ左ノ範圍内ニ於テ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ其他ノ諸給料及役員賞與ハ取締役ナ之ヲ處理ス

區別	社長、取締役、手當	專務、取締役、手當	監査役、報酬
壹ヶ月給額	金拾圓以上金貳拾圓以内	金參拾圓以上金六拾圓以内	金五圓以上金拾圓以内

第拾捌條 取締役ハ同役ノ互選ヲ以テ社長一名專務取締役一名ヲ選舉シ專務取締役ハ常ニ業務ヲ主宰セシメ社長ハ社外ニ對シ會社ヲ代表シ且ヲ取締役

會及ビ株主總會ノ議長タルベシ

第拾九條 取締役ハ各自所有ノ株式參拾株ヲ在職中監査役ニ供托スベシ  
前項ノ株式ハ總會ニ於テ取締役在任中ノ計算報告ヲ承認シタル後ニアラザレバ引出スコトヲ得ズ

第六章 計算

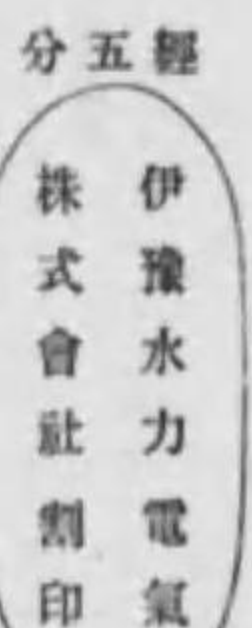
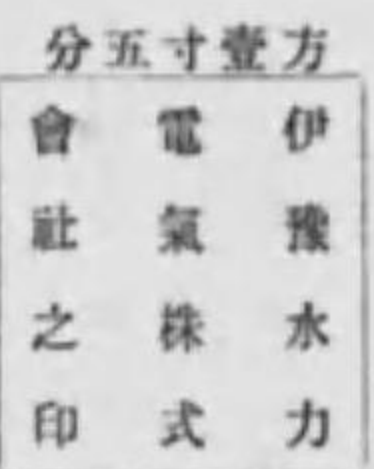
第拾條 當會社ノ計算期ハ壹月壹日ヨリ六月拾拾日迄七月壹日ヨリ拾貳月拾壹日迄ノ貳期トス

第拾壹條 每期收益金ノ内ヨリ諸損金ヲ引去リタルモノヲ純益金トシ其金高百分ノ五以上ヲ第一準備積立金トシ同百分ノ三以上ヲ第二準備積立金トシ  
第二積立金ハ諸機械修繕及建物什器減損準備ニ充テ其ノ種類ヲ株主ニ配當スベシ  
但純益金百分ノ拾以内ヲ標準トシ諸損金ノ内ヲ以テ役員賞與ヲ支給スル事ヲ得

第拾貳條 株主配當金年七分ニ滿タザルトキ又ハ貳割以上ニ及ブトキハ株主總會ノ決議ヲ以テ其期限前條ノ割合ヲ變更スルコトヲ得

第七章 雜則

第拾參條 當會社ノ印章ハ左ノ如シ



第拾肆條 官廳ニ宛タル文書又ハ報告書株券手形及會社ニ於テ權利ヲ得義務ヲ負フ可キ一切ノ書類ニハ社名ヲ書シ社印ヲ捺シ且ヲ取締役記名刷印ス  
第拾伍條 發起人氏名住所ノ如シ

第二章 諸會社合併

松山市大字番町三丁目百五番戸  
同 大字御寶町拾貳番戸

二 宮 佐 一 平  
豊 島 昌 義

同	大字本町三丁目拾六番戶	圓	市	十	郎
同	大字府中町二丁目拾參番戶	津	守	虎	太
同	大字府中町二丁目拾五番戶	仲	田	傳	之
同	大字府中町二丁目拾貳番戶	仲	田	健	三
同	大字府中町二丁目拾貳番戶	栗	田	幸	次
同	大字府中町三丁目八番戶	山	内	健	雄
同	上浮穴郡久萬町村大字久萬町六拾九番戶	山	内	健	雄
同	温泉郡道後湯之町參百貳拾四番戶	山	内	健	雄
同	松山市大字二番町百二番戶	小	田	信	近
同	松山市大字本町壹丁目參拾貳番戶	佐	賀	金	吾
同	廣島縣廣島市西引御堂町廿八番邸	桐	原	恒	三
同	温泉郡道後湯之町百五拾九番戶	清	水	金	三
同	松山市大字本町一丁目拾九番戶	瀧	川	喜	七
同	大字港町四丁目四拾九番戶	世	良	藤	藏
計		拾	五	人	

第四拾六條 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用左ノ如シ

一金六千四百九拾四圓貳拾六錢貳厘也

設立經費

内

金參千圓也

水利組合會ニ寄贈スベキ豫約金之分

明治參拾參年七月拾五日作成

松山市大字港町三丁目百五番戶

二 宮 佐 一 平 外 十 四 名

### 合併經緯

伊豫水力電氣株式會社は開業以來順調な發展をつゞけて來たが、大正二年社長才賀藤吉氏の個人經營にかゝる才賀商會の破綻に關聯して不幸整理の悲運に際會したのであつた。こゝに於て株主の希望を受けて同年九月井上要氏は社長に、新野伊三郎氏事務取締役就任して極力其整理に當り着々業績の改善を行つたがしかも株主は數期間無配當若しくは低配當に苦しまねばならなかつたのである。然るに一方時勢の進むにつれて電燈電力の需用は急速に増加の傾向にあつて、之に備ふるの必要が次第に強くなつて來たが、同社當時の状態では有利なる擴張資金を得る途がなかつたので井上氏は種々研究の上、當時同社の電力を受電し一部の鐵道を電化し、且つ業績優秀にして内容堅實なる伊豫鐵道に合併するを會社永遠の得策なりとし、先づ伊豫水力電氣の絶對過半数株式を所有してゐた電氣信託株式會社の賛同を得、大正五年八月伊豫鐵、伊豫水兩社大株主協議會を開催して合併條件を決定し、同九月十八日株主總會に附議之を可決したのであつたが同合併には兩社共株主中二三反對の者もあり、殊に伊豫水株主中には總會後其決議無効の訴を提起する者などもあつたが、大勢は之に關せず監督官廳の認可を得て同年十二月末日合併を履行し、社名を現在の伊豫鐵道電氣株式會社と變更した。我社現在の基礎は此際確立せらるゝに至つたものである。

### 合併契約書

伊豫鐵道株式會社(以下甲ト稱ス)ト伊豫水力電氣株式會社(以下乙ト稱ス)トハ以下ノ條件ニ依リ合併シ乙ハ解散シ甲ハ存續スルモノトス

第一條 大正五年十二月三十一日現在乙ノ財産ノ全部(當期營業益金ヲ除ク)及營業其他一切ノ權利ヲ合併價格金八拾萬圓ト定メ甲ニ合併シ甲ハ之

ニ對シ資本金八拾萬圓ヲ増加シ一株金五拾圓ヲ添付シ株式壹萬六千株ヲ發行シ乙ノ株式拾參株ニ付八株即チ十分ノ六、一五三餘ノ割合ヲ以テ

乙ノ株主ニ之ヲ交付スルコト

株式割當上端數ヲ生シタルトキハ商法ノ規定ニ依リ之ヲ處分スルコト

第二條 乙ハ大正五年十二月三十一日迄ニ株式合併割當書ヲ添へ資產負債及營業其他一切ノ權利ヲ甲ニ引繼グコト

第二章 請會社合併

第二章 諸會社合併

- 第三條 乙ハ當期營業益全部ヲ資本勘定以外ニ於テ當期ノ利益金トシテ甲ニ引續グコト
- 第四條 甲ハ前條受續利益金ト自己ノ利益金トヲ併合シテ當期ノ損益ヲ計算シ其利益配當金ハ乙ノ株主ニ交付スル金八拾萬圓ノ株式ト自己ノ拂込株式金額ニ對シ均等ニ配當スベキコト
- 前項ノ配當金ヲ決定スル次期ノ株主總會ニハ第二條ノ株式合併割當數ニ應ジ乙ノ株主モ之ニ參加スルコト
- 第五條 甲ハ合併ノ日ヨリ其商號ヲ伊豫鐵道電氣株式會社ト改稱スルコト
- 第六條 甲ノ役員ハ取締役八名以内監査役五名以内トシ合併後取締役四名監査役二名ノ増員選舉ヲ行フベキコト
- 第七條 乙ノ職員及傭人ハ全部甲ニ於テ任用シ其勤続年限ハ乙ニ於テ任用シタル日ヨリ起算スルコト

貸借對照表

大正五年十二月三十一日

借方		貸方	
種目	金額	種目	金額
定期預金	一、九〇〇、〇〇〇	資本金	一、三〇〇、〇〇〇
當座預金	六一五、四三五	法定準備積立金	四二〇、〇〇〇
有價證券	一九七、八八七、九〇〇	特別準備積立金	二八、二〇〇、〇〇〇
保證代用有價證券	六五一、〇〇〇	未拂配當金	一一、四七五
地所	三四、七二九、五二〇	借入金	七三、〇〇〇、〇〇〇
建物	一一三、九七八、〇〇五	社員保證積立金	六、四二九、七九八
水路	三一六、〇一九、一〇六	未拂	八、三六七、八七六
通路	八、四六二、〇〇〇	假受	四、一九二、八五〇
機械器具	三二〇、〇五九、〇三二	假勘定	三、七〇〇、八八二
外線工事費	六四二、〇〇〇、八七六	前期繰越金	一〇、三〇一、三三三
内線工事費	二七五、九一四、五五五	当期純益金	五〇、二四三、〇四一
合計	二、一六六、四四八、二五五	合計	二、一六六、四四八、二五五

損益計算書

自大正五年七月三十一日  
至大正五年十二月三十一日

利益		損失	
科目	金額	科目	金額
什器	八、五〇四、八〇五	支拂利息	二八、二二五、〇五〇
工器	三、六七六、七八〇	本社費	三四、七〇三、〇五五
貯藏品	五三、一七八、五七七	發電所費	三、六九九、八九八
水利權	二二、三九八、五六三	變電所費	三、〇五七、六二五
興業費	一四二、二九六、四八〇	出張所、開閉所費	四、〇五一、三二〇
新設工事費	六〇一、五四九	保線費	一六、七三六、三四五
未收人金	七、〇六二、七九〇	價却損失	三、二六〇、六六六
未經過期間支拂利息	一、三五四、〇一五	計	九三、五九九、三五九
假拂	六、九九四、五九四		
現金	七、一六二、六七三		
合計	二、一六六、四四八、二五五	合計	二、一六六、四四八、二五五

伊豫水力電氣株式會社資本金切下げ資産整理償却内譯表

科目	償却額	備考
建物	三一、二七七・九九四	火力發電所外全建物ニ付見積り減價ス
水路	三七、五二〇・四一五	黒川水路費ノ内 二、三、九一四・〇一〇 湯山水路第二計割諸費 二、三、六〇六・四〇五
通路	四〇・二〇〇・〇〇〇	落手發電所道ヨリ 三〇、〇一七・五〇〇 保線工夫道ヨリ 一〇、一八二・五〇〇
機械器具	一九、九七六・〇八〇	火力發電所 一、二、七五〇・〇〇〇外ニ七、二二六・〇八〇 送電線路費ヨリ 一、一、六三四・一八三 配電線路費ヨリ 一、一、〇一九・四六三
外線工事費	二四、六五三・六四四	動力設備費中電動機ヨリ 二五、二七五・三〇〇 器具材料ヨリ 六、三三九・五二四
内線工事費	三一、五五四・八二四	比較的輕微ノモノヲ資産ヨリ控除ス
什器	一、一六二・〇四二	三機リレー外貳拾種
貯藏物品	四、四四〇・〇〇〇	比較的破損早キモノヲ資産ヨリ控除ス
工事用具	五〇〇・〇〇〇	資産ニ計上セラレタル全部
興業費	一四二、二九六・四八〇	同上
水利權	二二、三九八・五六三	資産計上總額一九七、八八七・九〇〇ノ内公債證書三、八八八・四〇〇ハ其ノ儘トシ日本興業株式一三五、〇〇〇ノ外ニ四、七三〇・〇〇〇ヲ償却
有價證券	一八二、九八〇・〇〇〇	貸方勘定整理
假計	一六二、〇四二・五〇〇・〇〇〇	
合計	一四三、八四二・四〇〇	合計 五〇、二四三・〇四一
合計		合計 一四三、八四二・四〇〇

伊豫水力電氣株式會社合併勘定書

大正五年十二月三十一日

科目	借目	金額	科目	貸目	金額
電燈電力建設費	一、五七六、二九七・六八〇	株	八〇〇、〇〇〇・〇〇〇		
貯藏物品	四八、七三八・五七七	法定準備金	四二、〇〇〇・〇〇〇		
擴張工事費	六〇、一五四・九	特別準備金	二八、二〇〇・〇〇〇		
假出金	八、三四八・六〇九	借入金	七三、〇〇〇・〇〇〇		
有價證券	一四、九〇七・九〇〇	未拂當金	一一、四七五		
保證代用有價證券	六五一・〇〇〇	未拂當金	八、三六七・八七六		
未收入金	七〇六二・七九〇	社員身元保證金	六、四二九・七九八		
預入金	二、五一五・四三五	假受金	四、一九二・八五〇		
現金	七、一六二・六七三	前期繰越金	一〇、三〇一・三三三		
合計	一、六六六、二八六・二一三	前期利益金	五〇、二四三・〇四一		
合計		合計	一、六六六、二八六・二一三		

第三節 南海電氣株式會社

成立

大正五年十二月末伊豫鐵道が伊豫水力と合併して以來、世の好調に伴つて事業は増々發展し從來水力發電のみを主としてゐた我社も經營の合理化、能率の増進、サーヴィスの改善と共に火力發電の必要に迫られ、大正八年高濱へ火力發電所建設の計劃を立てたのであ

るが時恰も好況時代の事として建設費に莫大の資本を要し、之が固定する場合は永久の荷重である所から新に別會社を設立し、その資本は伊豫鐵道電氣株式會社の株主に割當、株式のプレミアムを利用し、之によつて發電所の建設資金を得ようとして生れたのが南海電氣である。

合併経緯

もと／＼合併する爲に出來た會社の事であるから大正九年六月圓滿に合併了する事を得たのである。合併の條件は契約書の通りであるが、合併直前伊豫鐵道電氣の株式時價の變動に際しては合併費六萬圓を別途支出して南海電氣株主の損失を補ふた様な事もあつたのである。

合併契約證書

伊豫鐵道電氣株式會社（以下甲ト稱ス）南海電氣株式會社（以下乙ト稱ス）ハ以下ノ條件ニ依リ合併シ乙ハ解散シ甲ハ存続スルコト  
第壹條 乙ハ合併履行迄ニ株主ヨリ壹株ニ付キ金七圓五拾錢ノ第貳回拂込ヲ爲サシメ株式拂込金額ヲ四拾八萬圓トシテ甲ニ合併シ甲ハ之ニ對シ資本金六拾萬圓此株式壹萬貳千株ヲ増加シ壹株拾七圓五拾錢拂込（拂込總額貳拾壹萬圓）ノ株券ヲ發行シ乙ノ株式貳株ニ對シ壹株ノ割合ヲ以テ交付スル事前項株式ノ外甲ハ引續テ受ケタル資本金中ヨリ乙ノ第壹回第貳回拂込金ニ對シ其拂込期日ヨリ合併履行期日迄年壹割ニ相當スル金額ヲ合併履行當日ノ乙ノ株主ニ配付スル事  
株式割當上端數ヲ生ジタルモノハ商法ノ規定ニ依リ處分スル事  
第貳條 乙ハ資產（益金及繰越金ヲ含ム）並ニ權利義務一切ヲ甲ニ引續ゲベキ事  
乙ニ於テ着手中ノ火力發電所並ニ附帶工事ハ本契約締結以後甲ノ指導並ニ監督ヲ受ケ施設スベキ事  
第參條 本契約ニ因ル合併ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケタル翌月一日ヨリ起算シ滿參ヶ月ノ末日ヲ期日トシ履行スベキ事  
右ハ大正八年拾貳月貳拾日開催ノ兩會社各株主總會ノ決議ニ基キ本書取通ヲ作成シ之ヲ確保スル爲メ各自電通ヲ分有スルモノ也  
大正九年壹月七日

松山市湊町五丁目拾參番地  
伊豫鐵道電氣株式會社  
取締役 井 上 要 印  
松山市湊町五丁目拾參番地  
南海電氣株式會社  
取締役 清 水 義 彰 印

監第二五〇號

大正九年一月十四日附申請南海電氣株式會社ト合併ノ件認可ス  
大正九年三月四日

伊豫鐵道電氣株式會社

鐵道院總裁 床 次 竹 二 郎

南海電氣株式會社貸借對照表

大正九年六月三十日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
拂込未済資本金	七二〇、〇〇〇、〇〇〇	資 本 金	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
建 設 勘 定 金	一九二、四八四、四四二	前 期 繰 越 金	三、〇五八、三五五
預 金	二九三、九一八、一七〇	利 益 金	三、三四四、二五七
合 計	一、二〇六、四〇二、六一二	合 計	一、二〇六、四〇二、六一二

南海電氣株式會社損益計算書

自大正九年六月一日起至大正九年六月三十日

五〇

科目	利益		損失	
	目	金額	目	金額
雑収入		五、三〇五・一七〇	諸係費	一、六四五・二四三
			諸稅	三二五・六七〇
			小計	一、九六〇・九一三
			当期利益金	三、三四四・二五七
合計		五、三〇五・一七〇	合計	五、三〇五・一七〇

南海電氣株式會社資本金切下ゲニ就而

大正九年六月三十日南海電氣株式會社ノ資本金百貳拾萬圓ヲ六拾萬圓ニ切下ゲム併ス（内貳拾壹萬圓拂込済）

以上

南海電氣株式會社合併勘定書

大正九年六月三十日

借方	貸方	
	科目	金額
拂込未済資本金	資本金	六〇〇,〇〇〇・〇〇〇
高所工事費	未拂主支付金	二七,〇七二・〇〇〇
電氣費	合併差益	二四九,三三〇・六一二
合計	合計	八七六,四〇二・六一二

第四節 松山電氣軌道及松山電氣興業株式會社

成立

松山電氣軌道株式會社は熾烈なる政黨的意識の許に畫策發起せられて特許權及水利權等を獲得し、其線路は全然伊豫鐵道の三津道後間に並行せるもので、明治四十一年三月資本金三十一萬圓を以て創立したのであるが識者は其建設費豫算にては過少なりとし、其開業を大いに疑問としたのである。故に同社は工事中よりすでに資金にゆきづまり非常な困難に遭遇し、何時開業するやも圖られざる有様となり、發起人中の最も有力者で筆頭の出資者であつた清家久米一郎氏の如きも多大の損失を蒙り、其他同社の株主は皆何れも相當の打撃を受け、遂に工事中に於て清家氏等は渡邊修氏を社長に迎へて引退し、渡邊氏代つて極力工事の進捗を計つたが遂に優先株を發行するの止むなきに至り種々後援者を物色し努力の末、幸にも當時事業界の大立物福澤桃介氏等の助力を仰ぐことに成功し、氏の手腕によりて漸く明治四十四年九月、一部軌道の開業を見るに至り、又電燈電力の供給權を得て伊豫鐵道、伊豫水力電氣の兩社と猛烈なる競争を開始したのであつた。

内務省發甲第七八號

特許狀

愛媛縣松山市大字三番町十三番戶

清家久米一郎

外 二十六名

右ノ者ニ對シ別紙命令書ヲ遵守シ電氣鐵道ヲ敷設シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ特許ス

明治三十九年九月二日

内務大臣 原

敬

内務省達申第七八號

命令書

第一條 今般松山電氣鐵道株式會社發起人總代清家久米一郎外廿六名ニ對シ特許シタル鐵道ノ線路ハ左ノ如シ

- 一、溫泉郡三津濱町大字堂町四十四番地々先ヨリ同町大字住吉町申八十一番地々先マデ 縣 道
- 一、前項終點地ヨリ同郡古三津村字新立二千八百八番地マデ 新設 軌道
- 一、前項終點地ヨリ同郡味生村大字山田村申六百六十番地先マデ 縣 道
- 一、前項終點地ヨリ同郡朝美村大字山田山乙廿二番地ノ八マデ 新設 軌道
- 一、前項終點地ヨリ同郡同村大字同字長畑七百廿四番地先マデ 縣 道
- 一、前項終點地ヨリ同郡同村大字同字長畑六百九十九番地マデ 新設 軌道
- 一、前項終點地ヨリ同郡同村大字江字立町四百四十三番地先マデ 縣 道
- 一、前項終點地ヨリ松山市大字堂町七丁目八十五番地マデ 新設 軌道
- 一、前項終點地ヨリ同市本町二丁目二十番地先マデ 縣 道
- 一、前項終點地ヨリ同市南堀端町十八番地先マデ 里 道
- 一、前項終點地ヨリ同市小唐人町三丁目九十一番地々先マデ 縣 道
- 一、前項終點地ヨリ溫泉郡道後村大字道後二百廿番地々先マデ 國 道

第二條 營業年限ハ明治七十年五月六日迄トス

第三條 原動力ノ方式ハ單線架空式トス

第四條 電氣ニ關スル事項ニ付テハ明治三十五年逓信省令第三十六號電氣事業取締規則ノ規定ニ依ルベシ但同規則第十條ノ出願ハ此ノ命令書交付ノ日ヨリ六ヶ月内ニ之ヲ爲スベシ

第五條 特許ヲ受ケタル者ハ前條但書ニ依リ出願ヲ爲シ其許可ヲ得タル日ヨリ六ヶ月内ニ左ノ各號ニ準據シ線路實測圖(平面圖ハ縮尺二千分の一、縱斷面圖ハ縮尺二百分の一、横斷面圖ハ縮尺二千分の一、横斷面圖ハ二百分の一トス)工務方法書、圖面及工費豫算書ヲ調製シ愛媛縣知事ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更スルトキ亦同ジ

- 一、軌間ハ内法四呎八吋二分ノ一トス
- 二、軌條ハ丁字形ヲ用キ其重量ハ一碼ニ付五拾封度以上トス
- 三、軌條間ノ全部及其ノ左右各一尺五寸通ハ木石砂利其他適當ノ材料ヲ敷キ鐵軌面ト道路面ト高低ナカラシムベシ
- 四、軌道ヲ敷設スル道路ハ左ノ幅員ヲ有スルコトヲ要ス
  - 單線軌道ノ場合ニ於テハ兩個人家連續ノ場所又ハ連續スベキ場所ハ四間半以上其他ノ場所ハ三間以上
  - 複線軌道ノ場合ニ於テハ兩個人家連續ノ場所又ハ連續スベキ場所ハ五間半以上其他ハ四間以上
- 五、軌道ハ兩個人家連續ノ場所又ハ連續スベキ場所ニ於テハ道路ノ中央ニ之ヲ敷設スベシ但車體ノ一個ニ各二間以上ノ幅員ヲ存スルコト能ハザルトキハ其一個ニ二間以上他ノ一個ニ一間以上ノ幅員ヲ存スル點迄一方ニ偏シテ之ヲ敷設スルコトヲ得
- 前項以外ノ場所ニ於テハ道路ノ一方ニ偏シテ路端ヨリ車體外各三尺以上ノ地ヲ餘シテ軌道ヲ敷設スベシ但國道及縣道ニ在リテハ車體外ノ一個ニ二間以上ノ幅員ヲ存スルコトヲ要ス
- 道路ノ屈折部ノ内角ノ前後ニ於テ車體外各二間以上ノ幅員ヲ存スルコトキハ其内角ニ於テ少クとも二間ノ幅員ヲ存スルヲ要ス其他ノ場合ニ於テハ内角ニ於ケル幅員ノ最小限ハ三尺ニシテ其外角ノ側方ニハ二間以上ノ幅員ヲ存スルヲ要ス
- 井戸並木電柱荷電郵便其他道路上ノ建設物ヨリ其ノ側ノ路端迄ノ距離滿米敷地及人道車馬道ヲ區別セル道路ニ在テハ其人道ハ前項ノ幅員ニ算入セズ
- 六、道路ノ一方ヨリ他ノ一方ニ軌道線ヲ移ス箇所ハ木又ハ石ヲ用ヒテ踏切ヲ設ケベシ

第二章 諸會社合併



- 七、軌道が道路ヲ橋斷スル箇所亦前號ニ同ジ
- 八、橋梁ノ幅員及耐力ハ愛媛縣知事ノ指定スル所ニ依ルベシ
- 九、軌道敷設ノ爲ニ生ズル道路面及軌道内ニ於ケル雨水ノ溜留ニ付テハ完全ナル排除ノ方法ヲ設ケベシ
- 十、勾配ハ二十五分ノ一ヲ超ユベカラズ
- 十一、屈曲ノ半径ハ三十六尺ヲ以テ最小限トス
- 十二、車輛ニハ相當ノ避衝器制動器及信響器ヲ裝置スベシ
- 十三、地下ニ埋設シタル公衆通信用ノ電信又ハ電話線路、水管、瓦斯管其他公衆用ノ地下工作物ト交叉シテ軌道ヲ敷設スルトキハ其線路又ハ工作物ヲ毀損セザル爲メ適當ノ豫防裝置ヲ爲スベシ
- 十四、各種ノ人孔、制水弁蓋等ニ接近シテ軌道ヲ敷設スルトキハ操業上障害ヲ與ヘザル爲メ適當ノ距離ヲ保タシムベシ
- 十五、特許ヲ受ケタル者ニ於テ新設スベキ軌道敷設ハ車體外左右各三尺以上ノ幅員ヲ有スルコトヲ要ス

前項第三號乃至第六號及第九號ハ新設軌道敷設ニ之ヲ適用セズ

- 第六條 特許ヲ受ケタル者ハ前條ノ認可ヲ得タル日ヨリ六ヶ月内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ二年内ニ竣工スベシ但天災其他正當ノ事由ニ因リテ本條ノ期間内工事ニ着手シ又ハ竣工スルコト能ハザルトキハ相當ノ延期ヲ與フルコトアルベシ
- 第七條 特許ヲ受ケタル者ニ於テ橋梁シタル道路及改築シタル橋梁ハ竣工ト同時ニ無償ニテ國又ハ公共團體ノ有ニ歸ス
- 第八條 軌道敷設ノ爲道路ノ地表又ハ地下ニ於ケル建築物ノ移轉其他ノ工事ヲ要スルトキハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ施行シ又ハ其費用ヲ負擔スベシ
- 第九條 工事ノ全部又ハ一部竣工シ運輸ヲ開始セントスルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ愛媛縣知事ノ許可ヲ受ケベシ  
 工事ガ工事方法書ニ違反スルモノト認ムルトキハ愛媛縣知事ハ其改築又ハ停止ヲ命ズベシ
- 第十條 乗客ノ定員乗車貨物ノ制限運送貨及發車並營業時間ハ愛媛縣知事ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更スルトキ亦同ジ
- 第十一條 電氣ニ關スル技術員車掌及運轉手ノ資格及採用ノ方法ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ定メ愛媛縣知事ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更スルトキ亦同ジ

第十二條 車輛ハ一輛毎ニ愛媛縣知事ノ検査ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十三條 進行ノ速度ハ一時間八哩ヲ超過セシムルコトヲ得ズ

第十四條 車輛ハ二車又ハ二車以上ヲ聯結シテ進行セシムルコトヲ得ズ

進行中ハ各車ノ間ニ相當ノ距離ヲ保タシムベシ

日出前日没後ハ五町以上ノ距離ニ於テ容易ニ認メ得ベキ燈火ヲ車輛ノ前後ニ點ズベシ

第十五條 乗客ノ昇降ノ爲ニスルノ外故ナク道路上ニ停車セシムルコトヲ得ズ

但乗客昇降ノ場合ト雖モ道路ノ交叉部ニ於テ停車セシムルコトヲ得ズ

第十六條 愛媛縣知事ノ指定シタル場合ニハ特ニ信號人ヲ置キ其場所ニ於テハ進行ノ速度ハ一時間五哩ヲ超過セシムルコトヲ得ズ

第十七條 左ニ掲ゲタル箇所ハ愛媛縣知事ノ命ズル所ニ從ヒ特許ヲ受ケタル者ニ於テ其改築修繕除塵水及除雪ヲ爲シ又ハ其費用ヲ負擔スベシ

一、道路及橋切下水ハ軌道間ノ全部及其左右各二尺通

二、橋梁ノ改築又ハ修繕ハ前號ニ定メタル幅員ト橋梁ノ幅員トノ比例ヲ以テ標準トシ其橋梁ノ改築又ハ修繕費ノ全部ニ對シ特許ヲ受ケタル者ニ於テ負擔スベキ費用ノ歩合ヲ定ム橋梁ノ掃除塵水及除雪ハ前號ニ依ルモノトス

特許ヲ受ケタル者ノ軌道ト他ノ軌道ト交叉スル場合ニ於テハ其交叉面ニ係ル前項ノ義務ハ關係者ノ分擔トス

第十八條 車輛ハ常ニ清潔ニ保持シ其修繕ヲ怠ルベカラズ

第十九條 愛媛縣知事ハ何時ニテモ軌道車輛其他ノ工作物ヲ監督シ危險ナリト認ムルトキハ改築修繕ヲ命ジ其ノ命ヲ執行シ終ルマデ其使用又ハ營業ヲ停止スルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テ危險切迫ナリト認ムルトキハ愛媛縣知事ハ自ラ其改築修繕ヲ爲スコトアルベシ

第二十條 愛媛縣知事ハ何時ニテモ營業ニ關スル實況ヲ監督シ此ノ命令書ノ條項又ハ此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違反セル事實アルトキハ之ヲ

監督シ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ更正スルマデ營業ヲ停止スルコトアルベシ

第二十一條 特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ一部ノ營業ヲ廢止スルコトヲ得ズ

第二十二條 特許ヲ受ケタル者ハ愛媛縣知事ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ營業ヲ休止スルコトヲ得ズ

第二十三條 内務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ何時ニテモ原動力ノ變更、其方式設備線路若ハ敷設順序ノ變更又ハ交通上必要ナル線路ノ新設若ハ延長又ハ道路ノ擴充又ハ複線ノ敷設若ハ撤去又ハ一部ノ線路ノ廢止ヲ命ズルコトアルベシ

第二十四條 愛媛縣知事ハ乗客ノ定員乗車貨物ノ制限運送貨及發車並ニ營業時間ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十五條 道路橋梁水道其他ノ公共事業ノ爲必要アルトキハ愛媛縣知事ハ軌道其他ノ工作物ノ改築若タハ一時撤去ヲ命ジ又ハ一時車輛ノ運轉ヲ停止スルコトアルベシ

交通上危險ノ虞アルトキハ愛媛縣知事ハ其必要ノ部分ニ限リ一時車輛ノ運轉ヲ停止スルコトアルベシ

第二十六條 軌道ヲ交叉シ若ハ之ニ接近シ又ハ之ニ接近シテ道路、橋梁、運河、鐵道又ハ他ノ軌道ヲ設ケタルコトアルモ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十七條 道路ニ敷設セル工作物其他營業上必要ナル物件ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ愛媛縣知事ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ設置シ又ハ業務履行ノ擔保ト爲スコトヲ得ズ

第二十八條 内務大臣又ハ愛媛縣知事ハ公益上必要ト認ムル事項ヲ特許ヲ受ケタル者ニ命ズルコトアルベシ

内務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ此命令書ノ條項ヲ變更スルコトアルベシ

第二十九條 將來定メタル所ノ法令ノ結果トシテ此ノ命令書ノ條項ニ變更ヲ來スコトアルモ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第三十條 特許ヲ受ケタル者ハ半年毎ニ營業ノ報告書ヲ調製シ三十日以内ニ愛媛縣知事ニ差出スベシ

愛媛縣知事ハ何時ニテモ營業ニ關スル帳簿書類等ヲ檢閲スルコトアルベシ

第三十一條 國又ハ公共團體ニ於テ公益ノ爲メ軌道其他ノ營業上必要ナル物件ノ全部若ハ一部ノ專用又ハ買取ヲ爲サントスルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但之ニ對シ補償ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ物件ノ範圍ニ付爭アルトキハ内務大臣之ヲ定ム

第三十二條 前條全部專用ノ場合ニ於テ年月ヲ以テ專用期間ヲ算スルトキハ前年ニ於ケル平均收入月額又ハ前年ノ相當月ノ收入額ヲ標準トシ補償金額ヲ定メ日ヲ以テ專用期間ヲ算スルトキハ前月ニ於ケル平均收入日額又ハ前年若タハ前月ノ相當日ノ收入額ヲ標準トシ補償金額ヲ定ム但其選擇ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

前條一部專用ノ場合ニ於テハ特許ヲ受ケタル者ノ選擇スル所ニ從ヒ全部ノ延長ニ對スル專用部分ノ延長比例ヲ以テ全部專用ノ場合ニ於ケル補償金額ニ乘ジ又ハ前項ト同一ノ方法ニ依リ其專用部分ニ對スル補償金額ヲ定ム

前條全部買收ノ場合ニ於テハ前年率七分ヲ以テ前五年間ノ純益平均年額ヲ除シ補償金額ヲ定ム但其ノ地方ニ於ケル金利率年率ニ著シキ變更ヲ來シタルトキハ内務大臣ハ本項ノ年率ヲ變更スルコトアルベシ

役員賞與ノ性質ヲ有スル支出ハ前項純益金ノ内ニ算入ス

前條一部買收ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用シテ補償金額ヲ定ム

開業ノ後本條ニ規定シタル時日ヲ經過セザルトキハ既往營業時日ヲ標準トシテ平均額ヲ算出ス

第三十三條 他ノ軌道營業者ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ經テ特許ヲ受ケタル者ノ軌道其他營業上必要ナル物件ノ一部ヲ共同使用セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

但共同使用ノ條件ハ協議ノ上之ヲ定メ協議整ハザルトキハ内務大臣之ヲ定ム

第三十四條 左ノ場合ニ於テハ特許ハ其効力ヲ失フ

一、第四條但書ノ出願ヲ爲サザルトキ又ハ其許可ヲ得ザルトキ若ハ之ヲ取消サレタルトキ

二、第五條ノ期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ又ハ其認可ヲ得ザルトキ

三、第六條ノ期間内ニ工事ニ着手セザルトキ

四、第四十二條第一項ノ保證金ヲ差出サザルトキ

五、明治三十五年通信省令第三十六號電氣事業取締規則第十三條ニ依リ工事履行ノ認可ヲ得ザルトキ又ハ之ヲ取消サレタルトキ

六、全部ノ營業ヲ廢シタルトキ

七、會社解散シタルトキ

八、營業滿期ノトキ

第五條ノ認可申請以前ニ會社成立セザルトキハ特許ハ其効力ヲ失フ

創立總會ニ於テ此命令書ノ條項ヲ遵守シテ營業スルコトヲ議決スルニ非ザレバ特許ハ其効力ヲ失フ

第二章 諸會社合併

第三十五條 前條ニ掲ケタル場合ノ外特許ヲ受ケタル者ニ於テ此命令書ノ條項又ハ此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキハ内務大臣ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ解タコトアルベシ

第三十六條 特許ヲ受ケタル者ガ不可抗力ニ因ラズシテ滿一ヶ月間工事ヲ休止シ更ニ起工セザルトキ亦前項ニ同ジ

第三十七條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ國又ハ公共團體ガ軌道其他營業上必要ナル物件ノ全部又ハ一部ヲ買收セントスルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ最近ノ財産目録ニ記載シタル物件ノ價格ヲ以テ之ヲ賣渡スベシ

買收者ニ於テ前項ノ價格ニ關シ異議アルトキハ其ノ申請ニ依リ内務大臣ハ愛媛縣知事買收者及特許ヲ受ケタル者ヲシテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其ノ意見ヲ徵シテ其ノ價格ヲ定ム

本條ノ場合ニ於テハ第三十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十八條 特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ許可ヲ得ルニテラザレバ特許ニ因リテ生ズル權利義務ヲ他人ニ移スコトヲ得ズ

第三十九條 特許ヲ受ケタル者ニ於テ此ノ命令書及此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ履行スベキ義務ヲ履行セザルトキハ愛媛縣知事ハ自ラ代テ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアルベシ

第四十條 特許ヲ受ケタル者ガ許可ヲ得ズシテ營業ヲ休止シ又ハ一部ノ營業ヲ廢止シタルトキハ内務大臣ハ市町村ヲシテ營業年限内特許ヲ受ケタル者ノ計算ヲ以テ營業ヲ爲サシメ又ハ他人ヲシテ無償ニテ特許ヲ受ケタル者ノ軌道其他營業上必要ナル物件ヲ使用シ營業ヲ爲サシムルコトアルベシ

本條ノ場合ニ於テハ第三十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四十一條 此ノ命令書及此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ特許ヲ受ケタル者ニ於テ履行スベキ義務ノ爲ニ生ズル費用並ニ第十九條第二項及第三十九條ノ費用ハ總テ特許ヲ受ケタル者ノ負擔トス

此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ特許ヲ受ケタル者ニ於テ損害ヲ受タルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第四十二條 特許ヲ受ケタル者ハ保證金トシテ工費豫算額ノ五十分ノ一以上ニ當ル金額又ハ此ノ金額ニ相當スル公債證書(記名公債證書ナレバ讓渡證書ヲ添ヘ)ヲ愛媛縣知事ノ定メタル期日マデニ愛媛縣知事ニ差出スベシ

前項保證金差出後公債證書ノ價格下落シタルトキハ愛媛縣知事ハ前項ノ割合ニ依リ保證金ヲ増加セシムルコトアルベシ

第四十三條 保證金ハ第十九條第二項第三十九條及第四十條ノ費用ニ充用セラル、コトアルベシ

但シ此場合ニ於テハ直ニ前條第一項ノ金額ヲ填補スルコトヲ要ス

第四十四條 特許ノ消滅シタル場合ニ於ケル第三十六條又ハ第三十七條ノ處分ヲ了シタル後愛媛縣知事ハ保證金ヲ還付ス但前條ニ依リ充用スベキ費用アルトキハ其種類ヲ還付スルモノトス

第四十五條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ特許ヲ受ケタル者ハ特許狀及此命令書ヲ愛媛縣知事ノ定メタル期日マデニ返納スベシ

明治三十九年九月二日

内務大臣 原 敬

通第一〇七八號ノ一

松山電氣軌道株式會社發起人

申請人 清 家 久 米 一 郎

外 二 十 六 名

明治四十年一月三十一日附申請電氣事業取締規則第一條第二號ノ電氣事業經營ノ件許可ス

但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スベシ

明治四十年三月十八日

遞信大臣 山 縣 伊 三 郎

通第一〇七八號ノ二

命 令 書

松山電氣鐵道株式會社發起人

申請人 清家 久米 一郎

外 二 十 六 名

六〇

明治四十年三月十八日附通第一〇七八號ノ一許可狀ニ據リ本命令書ヲ下付ス

- 第一條 電氣事業取締規則第十三條ニ依ル工事施行認可ノ申請ハ許可狀下付ノ日ヨリ六ヶ月内ニ之ヲ爲スベシ
- 第二條 逓信大臣ハ土地ノ狀況上必要ト認ムルトキハ電線路ヲ地下線式ニ變更スルコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第三條 逓信大臣ハ電信線又ハ電話線ニ對シ電氣的障害ヲ及ボスノ處アリト認ムルトキハ電線路ヲ複線架空式ト爲スコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 電氣鐵道用架空電線路ハ左ノ各號ニ依リ施設スベシ
  - 一、架空電線路ヲ架空ノ電信線電話線若ハ電氣信號線トシテ並行シテ交叉シ又ハ水平距離六尺以内ニ於テ並行シテ施設スル箇所ニハ兩線間ニ完全ニ接地シタル適當ノ金屬製保護網ヲ裝置スベシ但シ其電信線電話線若ハ電氣信號線ヲ其管理者ノ承諾ヲ得テ適當ノ絕緣電線ニ變更シタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
  - 二、幹線ヨリ分歧シテ電線路ニ連スル電線ハ之ヲ吊架スル爲メ施設スル金屬線ヨリ絕緣シ且該金屬線ハ充分大地ト電氣的接觸ヲ爲スベシ
  - 三、電線路ヲ吊架スル爲メ施設セル金屬線ハ電線路ヨリ一尺以内ニ在ル部分ヲ除ク外充分大地ト電氣的接觸ヲ爲スベシ
  - 四、市街地以外ニ於テ電線路ニ接近シテ電信線電話線若ハ電氣信號線ノ施設シテラザル場所ニ在リテハ其施設セラル、マデ前二項ノ施設方法ニ依ラザルコトヲ得

- 第五條 電車運轉中ニ於テ其電車桿ヲ電線路ヨリ離脱シ電信電話用ノ線路及「ケーブル」ニ損傷ヲ加ヘザル様適當ノ設備ヲ爲スベシ
- 第六條 送電ノ連絡ヲ有スル發電所及變壓所間ニハ送電ニ關スル事故ヲ急報スルノ設備ヲ爲スベシ
- 第七條 發電所及變電所ニハ相當ノ技術者ヲ置キ送電中ハ常ニ監視セシムベシ
- 第八條 逓信大臣ハ電氣事業取締規則第一條第一號又ハ第二號ニ該當スル他ノ電氣事業者ガ電線路ヲ施設スルニ方リ公益上必要ト認ムルトキハ會社ニ屬スル電線路ノ電柱木若ハ暗裝等ノ共用ヲ命ズルコトアルベシ

- 前項ノ場合ニ於ケル共用ノ條件ハ當事者協議ノ上之ヲ定メ若シ協議調ハザルトキハ逓信大臣之ヲ定ム
- 第九條 前條ノ外逓信大臣ハ何時ニテモ發電用原動力ノ種類及其ノ設備並ニ發電其他送電ニ必要ナル設備ノ變更増設又ハ豫備工作物ノ設置其ノ他公益上必要ト認ムル事項ヲ會社ニ命ズルコトアルベシ
- 第十條 電氣鐵道事業用電線路ガ電信線又ハ電話線ニ對シ障害ヲ及スノ處アルガ爲メ逓信省ニ於テ電信線又ハ電話線ノ移轉改築其他ノ工事ヲ必要トスルトキハ其工事ニ要スル一切ノ費用ハ會社ニ於テ之ヲ負擔スベシ
- 第十一條 發起人又ハ會社ニ於テ本命令書ノ條項又ハ本命令書ニ依リ爲シタル處分ニ違反シタルトキハ逓信大臣ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルベシ許可セラレタル發起人中脱退者アリタル場合ニ於テ逓信大臣ガ起業不確實ト認ムルトキ亦同ジ
- 第十二條 本命令書及本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ發起人又ハ會社ニ於テ履行スベキ義務ノ爲ニ生ズル費用ハ總テ發起人又ハ會社ノ負擔トス
- 第十三條 逓信大臣ハ必要ト認ムルトキハ此命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルベシ

明治四十年三月十八日

逓信大臣 山 縣 伊 三 郎

電第一四五號ノ一

申請人 松山電氣鐵道株式會社

明治四十年十月十五日附申請電氣事業取締規則第一條第一號ノ電氣事業兼營ノ件電力供給ノミニ限リ之ヲ許可ス

但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スベシ

明治四十三年五月廿四日

逓信大臣 男爵 後 藤 新 平

右の通り電氣事業兼營の件は最初電力供給のみが許可されたのであるが、後四十四年八月二十一日電燈兼營を許可された。然しながら事實供給開始は大正二年二月一日電燈電力共同時に營業を開始したのである。

命令書

申請人 松山電氣軌道株式會社

明治四十三年五月二十四日附電第一四五號ノ一許可狀ニ據リ本命令書ヲ下附ス

- 第一條 許可ノ有効期間ハ許可狀下付ノ日ヨリ二十五年トス
- 第二條 電氣事業取締規則第十三條ニ依ル工事施行認可ノ申請ハ許可狀下付ノ日ヨリ六箇月内ニ之ヲ爲スベシ
- 第三條 會社ハ前條ニ依ル工事施行ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ十箇月内ニ電氣ノ供給ヲ開始スベシ
- 第四條 逓信大臣ハ會社ノ申請ニ依リ正當ノ理由アリト認ムルトキハ第一條乃至第三條ニ定メタル期間ヲ延長スルコトアルベシ  
但シ第一條ノ期間延長ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ株主總會ノ決議ヲ經テ原期間満了ノ日ヨリ六箇月前ニ申請スベシ
- 第五條 會社ハ電力供給區域内ニ於テハ其ノ需用者ニ對シ其ノ一邸宅又ハ一構内毎ニ二千「ワット」以下ノ電氣ヲ供給スルコトヲ得ズ但シ電燈以外ノ目的ニ電氣ヲ使用スル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
- 第六條 會社ガ電氣事業以外ノ事業ヲ兼營セムトスルトキハ逓信大臣ノ認可ヲ受ケタベシ
- 第七條 會社ハ需用者ニ對シ正當ノ理由ナクシテ電氣供給ヲ拒絕スルコトヲ得ズ
- 第八條 會社ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ全部又ハ一部ノ事業ヲ休止スルコトヲ得ズ
- 第九條 會社ハ電氣供給時間、電氣供給料、電氣供給ニ要スル器具機械又ハ工作物ノ貨賃料金其ノ他電氣供給上ノ要件ヲ定メ電氣供給開始前ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ
- 第十條 地方長官ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前項ニ依リ認可ヲ與ヘタル事項ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十一條 逓信大臣ハ土地状況上必要ト認ムルトキハ電線路ヲ地下線式ニ變更スルコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第十二條 逓信大臣ハ電氣鐵道荷重ノ變動ニ依リ電力供給電壓ニ著シキ變化ヲ及ボスノ虞アリト認ムルトキハ電氣供給事業専用ノ發電機ヲ設置セシムルカ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ電壓變動ヲ除却スル爲メ適當ナル施設ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 逓信大臣ハ電氣事業取締規則第一條第一號又ハ第二號ニ該當スル他ノ電氣事業者ガ電線路ヲ施設スルニ方リ公益上必要ト認ムルトキハ會社ニ屬スル電線路ノ電柱腕木若ハ暗渠等ノ共用ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 逓信大臣ハ何時ニテモ原動力ノ種類及其ノ設備並發電機其ノ他電氣供給ニ必要ナル設備ノ變更増設又ハ豫備工作物ノ設置其ノ他公益上必要ト認ムル事項ヲ會社ニ命ズルコトアルベシ

第十五條 國又ハ供給區域ヲ管轄スル公共團體ニ於テ電氣事業ノ全部又ハ一部ヲ買收セムトスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十六條 前項ノ買收セントスル事業ノ範圍ニ付争アルトキハ逓信大臣之ヲ定ム

第十七條 前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ逓信大臣ハ地方長官、買收者及會社ヲシテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其委員ノ意見ヲ據シ買收價格ヲ定ム

第十八條 會社ニ於テ供給區域内ノ一部ニ電氣ノ供給ヲ開始シタル後久シキニ亙リ其區域内ノ殘餘部分ニ對シ正當ノ理由ナクシテ電線路其ノ他電氣供給ニ必要ナル設備ヲナサザル時ハ逓信大臣ハ其ノ部分ニ對シ其許可ヲ取消スコトアルベシ

第十九條 會社ニ於テ本命令書ノ條項又ハ本命令書ニ依リ爲シタル處分ニ違反シタルトキハ逓信大臣ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルベシ

第二十條 本命令書及本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ會社ニ於テ履行スベキ義務ノ爲ニ生ズル費用ハ總テ會社ノ負擔トス

第二十一條 本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ會社ニ於テ損害ヲ受タルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二十二條 逓信大臣ハ必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルベシ

右命令ス

明治四十三年五月二十四日

逓信大臣 男爵 後 藤 新 平

松山電氣興業株式會社設立趣意書

發後我國ノ産業ハ急進ナル進步ヲナシ之ガ原動力トシテ電力ノ需用俄カニ激増シ到底満足ニ之ヲ供給スルコト能ハズ全國到ル處電力ノ不足ヲ訴フルノ状態ニシテ是ガ需給緩和策ハ實ニ我邦刻下ノ大問題ナリトス而シテ此窮狀ハ當地方ニ於テモ亦甚シク爲メニ渺カラズ地方産業ノ發達ヲ阻碍シテ、アリ茲ニ松山電氣軌道株式會社ハ開業以來十年ニ亘リ電氣鐵道並ニ電燈電力供給事業ヲ營ミ地方産業上幾多努力ノ歷程ヲ經テ今ヤ同社ノ基礎漸ク鞏固ヲ加ヘ來リタレバ益々積極の方針ニ據テ經營シ其ノ第一歩トシテ石手川既設發電所上流ニ第二發電所(五百基)ノ企圖ヲ圖テ既ニ水利權ヲ獲得シ諸般ノ準備成リ近々之ガ工事着手ノ域ニ達セリ然レドモ同社ハ松山市内線其他ニ軌道延長ノ計劃ヲ有スルト共ニ一面日本興業銀行ノ借入金返済ノ爲メ一層資金充實ノ必要アルヲ以テ更ニ新會社ヲ創立シ同社ノ前記既得水利權ヲ使用シ急進ニ發電設備ヲ完成シ其ノ電力全部ヲ同社ヘ供給スルコト、爲サバ地方ニ於ケル電力ノ需給ヲ緩和シ産業ノ發達ニ寄與スル所蓋シ鮮少ナラザルト共ニ亦松山電氣軌道株式會社ヲ益スルコト多大ナルベシト信ジ姉妹會社トシテ松山電氣興業株式會社ノ設立ヲ發起シタル次第ナリ而シテ此ノ姉妹會社ハ將來松山電氣軌道株式會社ト相提携シテ資本ヲ増大シ前記計劃遂行ノ後更ニ水力發電事業並ニ之ニ伴フ諸般ノ企圖ヲ樹立シ以テ時代ノ趨勢ニ順應セントスルモノナレバ最モ有利ニシテ而カモ確實ナル放資物タルコトヲ信ジテ疑ハザル所敢テ各位ノ贊同ヲ冀フ所以也

起業目論見書

- 一、目的 電力供給
- 一、名稱及主たる事務所設置地 松山電氣興業株式會社ト稱シ本社ヲ愛媛縣松山市ニ置ク
- 一、事業資金ノ總額 金壹百萬圓トス
- 一、發電設備及電力供給ノ概要 松山電氣軌道株式會社ト契約シ同社ノ有スル第二水力發電所(愛媛縣温泉郡湯山村大字湯山)ノ水利ヲ使用シ五百基(總工費豫算金壹拾萬圓)ノ發電所ヲ設備シ其電力ヲ松山電氣軌道株式會社ニ供給ス
- 以上ノ第一期事業トシテ逐次發電出力ノ増加及附帶セル各種事業ヲ企圖ス
- 前記事業ハ主務官廳ノ許可ヲ得ルニ相當ノ期間ヲ要スルヲ以テ定款所載ノ目的ノ下ニ會社ヲ創立シ許可後定款ノ變更ヲ爲サントス
- 一、送電線路 電力供給ノ責任分界點ヲ松山電氣軌道株式會社既設第一發電所ト定ム可キヲ以テ送電線路延長僅ニ貳哩弱ニ過ギズ

合併經緯

松山電氣軌道は工事中より多額の負債を有してゐて、すでに強固な地盤を有する伊豫鐵道、伊豫水力電氣兩社に對しての競争は實に無謀であつた。事業家である福澤、渡邊氏等は相當の條件を以て之を伊豫鐵道に合併するを得策なりとし、同四十五年三月監督官廳たる鐵道院に陳情して合併案を持出したのであるが、井上氏は未だ時機にあらずとして其轉旋を謝絶した。しかし其際兩社の資金協定が成立して一時稍競争を緩和することゝなつた。しかしながら大正二年十月頃に至り鐵道院は亦々合併を懇進し松電の債權者三井物産大阪支店長藤野龜之助氏も極力之を勸告し福澤、渡邊兩氏又熱誠懇談したので伊豫鐵道の井上氏も合併を決意し同年十二月左記合併條件にて契約に調印し株主總會に附議することゝなつた。然しながら松山電氣軌道の株主總會は非合併派の煽動によつて非常な混亂に陥り其儘合併はお流れとなつたのである。

契約條件 (大正二年十二月廿二日臨時株主總會)

- 一、伊豫鐵道株式會社ハ資本金貳拾壹萬八千圓ヲ増加シ此株式(五拾圓拂込濟)四千三百六拾株ヲ以テ松山電氣軌道株式會社ノ株式ト引替ルコト
- 但シ松山電氣軌道株式會社優先株式(全額拂込ノ上)ハ五株ヲ伊豫鐵道株式會社株式貳株ニ又松山電氣軌道株式會社普通株式ハ五株ヲ伊豫鐵道株式會社株式壹株ニ引替ルコト
- 一、伊豫鐵道株式會社ハ松山電氣軌道株式會社ノ債務擔保ニ充ツルタメ社債三十三萬圓(年利七朱五厘)一ヶ年期限四ヶ年間ニ償還)ヲ發行シ之ニ支拂手形五萬圓(期間壹ヶ年利七朱五厘)ヲ添(テ)松山電氣軌道株式會社(交付スルコト
- 一、前項以外ノ債務ハ松山電氣軌道株式會社ニ於テ始末スルコト
- 一、松山電氣軌道株式會社ノ權利及資產(資本金諸積立金及借入金參拾八萬圓ニ對シ同額ノ建設費勘定並ニ貯藏品其他ノ勘定ニ屬スルモノ)ハ伊豫鐵道株式會社ニ引繼ガントス
- 但シ資產ノ一部ヲ伊豫鐵道株式會社ニ於テ第三者ニ引繼ガントスル時ハ松山電氣軌道株式會社ハ之ヲ承認スルコト

其結果福澤、渡邊兩氏は責任をとつて同社を辭任し、非合併派の清家氏及藤野政高氏等役員に就任し種々更生策を講じたけれども及ばず、又々同氏等は引退して近藤貞次郎氏社長に就任して善後策を講じたるも奈何ともすべき途なく、三井物産は愈々強硬なる態度を以て債權の償還を要求し破産申請をも爲すべき有様となつたので再び合併を伊豫鐵道に懇望し契約調印となつたが、株主總會は反對の氣勢強く終に之を認めず、役員は辭任して責を引き、次で渡部卯平氏社長に就任したが三井物産は再度の行願みに愈々態度を硬化し、事態切迫したので松山市銀行團は地方事業を破産から救済すべく居中調停を取り遂には其債權を肩替りせねばならぬ破目に陥り、止むなく松電當局者の合併履行の條件つきで之を引受け三井物産の債權を償還したのである。斯くて大正五年四月銀行團は伊豫鐵道とも折衝兩社を仲裁して左記條件により合併契約成立兩社は夫々株主總會を開催したのである。

合併條件 (大正五年四月三十日臨時株主總會)

伊豫鐵道株式會社ヲ甲トシ松山電氣軌道株式會社ヲ乙トシ兩會社ヲ合併シ左記條件ニ依リ甲ハ乙ノ資産權利及義務ヲ繼承シ乙ハ解散スルモノトス

- 第一條 甲ニ引續グベキ乙ノ負債ハ借入金參拾六萬圓未拂金四千二百九圓身元保證金二百六十五圓ニ限定シ其他社外ニ對スル債務ハ乙ニ於テ全部償却スルコト
- 第二條 乙ノ電車回數券ハ乙ニ於テ回收シ甲ノ負債ト爲サザル事
- 第三條 乙ノ資産權利及附屬物件ハ全部甲ニ引續グ事  
定期當座ノ預金並ニ現金ニ限リ乙ニ於テ自由ニ處分スル事  
前項以外大正四年十二月末決算資産ニ屬スルモノハ乙ニ於テ減少スルヲ得ザル事  
貯藏品ハ別紙目錄ノ通りナル事
- 第四條 以上ノ履行ニ付キ乙ノ關係署名者ハ己人トシテ連帶保證ノ責ニ任ズル事
- 第五條 甲ハ乙ノ指名セル株主ニ對シ甲ノ株式拾貳圓五拾錢拂込一萬貳千株ヲ交付スル事

- 第六條 甲ハ乙ノ九州電燈鐵道株式會社ヨリ借入タル電車五台ヲ代金二萬千九百九拾九圓ニテ買受クベキ事
- 第七條 甲ハ乙ノ諸費用ニ充テル爲メ別ニ金五千圓ヲ負擔スル事
- 第八條 乙ノ使用人ハ現職ノマ、甲ニ於テ任用スル事
- 第九條 乙ハ減資其他合併履行上必要ナル手續ヲ爲スベキ事
- 第十條 合併引續迄乙ハ器械車輛其他工作物一切ニ對シ少クモ前期ニ下ラザル費用ヲ以テ修理保全ヲ爲スベキ事
- 第十一條 此仲裁條件ハ本月三十日迄ニ株主總會ノ承認ヲ得直ニ手續ノ上主務官廳認可ノ翌月一日合併引續ヲ爲スベキ事  
然れども時機未だ熟せず合併契約は又々其儘になり非合併派は非常なる努力にて最優先株四十八萬圓を募集して自力更生の途を講じ、社長に栗田光一、専務に久松定夫、取締役支配人に卯之木智一郎の諸氏就任し、銳意業績の改善を計り相當の實績を挙げたのであつた。去りながら同社は抑々起業出發點に於て遠算あり且つ此松山市附近の小天地に兩社對立して相當の成績を擧ぐることは不可能であり、又歲月の流るゝに従ひ伊豫鐵道に對する反對感情も衰へ株主亦採算的となつて栗田氏辭任後は久松氏等善く事業其物を認識して伊豫鐵道との協調より合併へと方針を樹立し、大正九年十一月縣當局者の盡力により合併契約成立し、同年十二月遂に兩社株主總會は何れも左記條件を承認し、監督官廳の認可を得て翌十年四月一日其引續を完了したのである。松山電氣興業株式會社は松電の子會社であつたから同時に伊豫鐵道に合併することになつた次第である。

契約證

伊豫鐵道電氣株式會社(以下甲ト稱ス)松山電氣軌道株式會社(以下乙ト稱ス)松山電氣興業株式會社(以下丙ト稱ス)ノ三會社合併ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

- 第一條 甲乙丙ハ合併シ甲ハ存續シ乙並ニ丙ハ解散スルモノトス
- 第二條 乙ノ最優先株式(八千株)ハ一株ニ付金五圓丙ノ株式全部(二萬株)ハ一株ニ付金五圓五拾錢宛ノ第二回拂込金ヲ爲サシムルコト、シハ合併履行期日前ニ之ヲ完了セシムルモノトス
- 第三條 甲ハ資本金壹百六萬圓ヲ增加シ此增加資本ニ對シ株式二萬壹千貳百株(七千貳百株ハ五拾圓拂込済、壹萬四千株ハ貳拾五圓拂込済ノモノ)

第二章 諸會社合併

ヲ發行シ之ヲ左ノ割合ニ依リ乙並ニ丙ノ株主ニ割當交付スルモノトス  
但割當上端數株式若クハ引受ナキ株式アリタル時ハ其株式ヲ賣却シ賣却代金ヨリ費用ヲ控除シタル殘金ヲ乙又ハ丙ノ當該株主ニ對シ株式數ニ應ジテ交付スルモノトス

一、乙ノ普通株式及優先株式(全額拂込済)拾株ニ對シ甲ノ五拾圓拂込済株式六株

一、乙ノ最優先株式(拂込額一拾七圓五拾錢)並ニ丙ノ株式(拂込額壹拾八圓)貳株ニ對シ甲ノ貳拾五圓拂込済株式各一株

第四條 乙ハ未拂込當金四千四百拾五圓五錢保證金九百貳拾圓日本興業銀行借入金金四拾萬圓ニ限リ甲ニ引繼グモノトス其以外ノ債務ハ合併前ニ償却シ引繼ヲ爲ササルモノトス

丙ハ合併前ニ債務ヲ償却シ引繼ヲ爲ササルモノトス

第五條 乙丙ハ連帶シ金四拾壹萬圓ヲ甲ニ引渡スモノトス

但シ双方協議シ上預金證書ヲ以テ代用スルコトヲ得

本契約締結後ハ特ニ協定ヲ爲シタル場合ノ外乙並ニ丙ハ資產ノ減少其他權利ノ異動ヲ爲ササルモノトシ一切ヲ甲ニ引繼グモノトス

但シ預金現在金貯藏品未收入金供託證券及收據勘定ニ屬スルモノニ限リ乙並ニ丙ニ於テ自由ニ處分スルコトヲ得

第六條 甲ハ乙ニ對シ特別配當金一萬四千圓ヲ提供スルモノトス

第七條 甲ハ乙及丙ノ株主中ヨリ相設役一名ヲ囑托シ取締役一名監査役二名ヲ選舉スルモノトス

第八條 乙並ニ丙ノ社員(使用人)ハ甲ニ於テ引繼キ使用シ其在職年數計算ノ場合ハ乙並丙ノ任用セシ時ヨリ之ヲ起算スルモノトス

第九條 此契約ニ依ル合併ハ大正拾年四月一日ヲ以テ履行期日ト定メ引繼及引受ヲ完了スルモノトス

第十條 甲乙丙共來ル十二月十三日迄ニ株主總會ヲ開キ承認ヲ受ケ此契約ヲ確定シ直ニ監督官廳ニ對スル認可申請其他法律上ノ手續ヲ爲スベキモノトス

右相違無キコトヲ確保スル爲メ本書三通ヲ作り各自一通ヲ保有スルモノ也

大正九年十一月二十日

伊豫鐵道電氣株式會社 取締役社長

井

上

要

覺 書

松山電氣軌道株式會社 事務取締役  
松山電氣興業株式會社 事務取締役

久 秩 定 夫  
卯 之 木 晉 一 郎

松山電氣軌道株式會社貸借對照表

大正十年三月三十一日

一、合併後甲ハ松山市三津ヶ濱町間ノ電車運轉ヲ繼續スル事  
一、甲ハ乙ノ役員並ニ社員(使用人)慰勞金五萬八千圓ヲ提供スル事

借 目		金 方	貸 目		金 方
拂込未済資本金		二六一、六四〇・〇〇〇	資 本 金		一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
建 設 費		一、一七五、六七七・二八三	法 定 準 備 金		二二、九七八・六〇〇
貯 藏 物 品		三七、九三〇・一一一	別 途 準 備 金		四六、四七一・八二八
未 收 金		六、八七二・六二〇	借 入 金		四〇〇、〇〇〇・〇〇〇
假 出 金		七五、〇〇〇	未 拂 金		一七、五〇二・六六八
有 價 證 券		三、一二五・〇〇〇	保 證 金		九四二・〇〇〇
供 託 證 券		二、七〇〇・〇〇〇	假 受 金		一九、七八〇
未 經 過 保 險 料		六、二五〇	未 納 通 行 稅		一、一五七・二二〇
當 座 預 金		四七、七〇六・六五一	未 拂 配 當 金		三、五〇〇・八〇〇
現 金		四一四・九四〇	借 入 證 券		二、七〇〇・〇〇〇
合 計		一、五三六、一四七・八六五	合 計		一、五三六、一四七・八六五



松山電氣軌道株式會社損益計算書

自大正十年三月三十一日  
至大正十年三月三十一日

七〇

利 益		損 失	
目 目	金 部	目 目	金 部
客車收入	三七,〇三九・六七〇	總係費	六,三四〇・八八〇
貨車收入	七六六・三五〇	運輸費	一一,二二三・〇九〇
電力收入	二四,六三三・〇五〇	水路保存費	七二二・六七〇
電燈電力收入	七,八八四・二四〇	發電所保存費	一,四九六・二九三
電燈電力雜收入	三,八〇五・二八〇	變電所保存費	七九九・六一〇
雜收入	一,三七七・五〇五	電線路保存費	一,三七七・六六五
收入	三三,一二一〇	軌道保存費	五二八・九八〇
子		車輛保存費	四,九七〇・五四〇
計	七五,五三七・三〇五	諸建物修繕費	六八,〇〇〇
		附屬設備保存費	四六〇・七九〇
		電燈電力營業費	六一,四一八・四四七
		仕拂利息	八,九九四・二八〇
		諸稅賦課金	二,八四七・七三〇
		計	四四,九一四・四一五
		當期純益金	三〇,六二二・八九〇
		計	七五,五三七・三〇五

(朱書)

松山電氣興業株式會社貸借對照表

大正十年三月三十一日

借		貸	
目 目	金 部	目 目	金 部
未拂込資本金	六四〇,〇一・〇〇〇	資本金	一,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇
設立費	八八三・四八〇	利益金	八,一六二・七二〇
建設費	一,六八九・四五〇	計	一,〇〇八,一六二・七二〇
預金	三六五,五六五・二六〇		
現金	一一,五三三〇		
計	一,〇〇八,一六二・七二〇		

松山電氣興業株式會社損益計算書

自大正九年十一月十五日  
至大正十年三月三十一日

利 益		損 失	
目 目	金 部	目 目	金 部
收入	八,一三〇・七四〇	差引利益	八,一六二・七二〇
雜收入	三,一九八〇	計	八,一六二・七二〇
計	八,一六二・七二〇		

兩會社資本切下格ニ就而

大正十年四月一日松山電氣軌道株式會社ハ資本金壹百萬圓ヲ五拾六萬圓(内四拾六萬圓拂込済)ニ切下格  
松山電氣興業株式會社ハ資本金壹百萬圓ヲ五拾萬圓(二拾五萬圓拂込済)ニ切下格合併ス

松山電氣軌道株式會社 合併勘定書

大正十年四月一日

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
拂込未済資本金	三五〇、〇〇〇・〇〇〇	資本	一、〇六〇、〇〇〇・〇〇〇
軌道興業費	六〇九、八二七・九一〇	借入金	四〇〇、〇〇〇・〇〇〇
電氣興業費	四九五、五五五・五五八	未拂込當金	四、四四五・〇五〇
未收第五條(一)金	四一〇、〇〇〇・〇〇〇	未拂込金	九二〇、〇〇〇
有價証券	一、二五〇、〇〇〇	未拂込金	七二、〇〇〇・〇〇〇
假出金	一一、五〇九・八一五	未拂込金	
合(湯山)計	一、八七八、一四三・二八三	合(湯山)計	一、八七八、一四三・二八三
		合(湯山)計	一、八七八、一四三・二八三

第五節 愛媛水力電氣株式會社

成立

愛媛水力電氣株式會社は今治市に本社を有する今治電氣會社と東豫方面を供給區域として西條に創立せられたる西條水力電氣會社とが合併して生れたものである。

今治に電氣會社の設立を發企した動機は今治市出身の當時京都電燈會社技師長廣川友吉氏が明治三十八九年頃展幕の爲歸省した際電氣會社設立を奨めたのに始まる、當初發電所建設は火力水力何れによるかは發企者の懐みであつたが廣川氏の意見により水力に依ることとし、善社川の上流九和村長谷に水力發電所を建設するに決し、明治三十九年九月二日資本金五萬五千圓を以て創立したのである。

其發企者は阿部光之助、八木春樹、楢垣大三郎、長野恒太郎、橋本萬三郎、矢野房太、丹下辰雄、河上周助、野間岩造、長島常一、富田元資、村上正平の十二氏であつた。

西條水力電氣會社は明治四十年頃加茂川支流谷川及吉井川河水引用の許可申請書を春原隈次郎、伊川幸助、文野昇二、富田元資、工藤千城、寺川俊造、寺川俊一、岡本榮吉、菅虎太郎等、其他數氏より提出したのである。この測定によると相當豊富な電力を得られるので新居郡内のみならず、周桑越智兩郡をも供給區域に入れんとする結果は、勢ひ今治電氣會社と鑄を削る事となるため時の知事伊澤多喜雄氏は兩者合併を斡旋し、新居郡長近藤忠敏、越智郡長片野淑人、松山の高須峰造氏等の調停により、明治四十四年十月十八日阿部光之助氏を社長として茲に愛媛水力電氣株式會社の創立を見たのである。爾來本社を今治に置き西條へ支社を置き東豫方面一帯の電燈電力の供給に當つたのである。

今治電氣會社の事業を東豫水力電氣(愛媛水力)に譲渡の協約書は左の通りである。

協約書

- 本文今電ハ今治電氣株式會社ノ略稱ニシテ西電發起人ハ西條電氣株式會社創立發起人ヲ指シタルモノトス
- 一、東豫水電會社ト稱スル新會社ヲ創立ス
  - 二、資本金ヲ四拾萬圓トシ之ヲ八千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス
  - 三、全株數ノ配當ヲ左ノ如ク定ム
    - 三千株 西電發起人引受
    - 三千株 今電會社引受
    - 五百株 新會社創立ニ關スル功勞者引受過剩アルトキハ公衆募集ニ供ス
    - 一千五百株 額面以上ノ價格ヲ以テ公衆ヨリ募集ス
- 但功勞者及其引受株ハ創立委員會ニ於テ審議決定ス

- 四、新會社ハ今電ノ營業權並ニ全財産ヲ買收ス
- 五、買收價格ヲ拾參萬貳千圓トス  
但シ一株ノ價格金八拾圓ノ割
- 六、買收實行ノ期日ハ新會社ノ創立總會後二十日以内ニ之ヲ定ム買收以後ノ今電利益ハ新會社ノ所得トシ買收前ノ利益ハ年壹割參歩ノ割合ヲ以テ日數ニ應ジ積算シタル分ヲ今電會社ノ所得トシ賞與金ハ同會社第八回事業報告書ノ例ニ依リ日割ヲ以テ算出シタル金額ヲ同會社ニ收得シ其他ノ利益金ハ新會社ニ移附スルモノトス
- 七、創立委員ヲ拾六名トシ西電發起人ト今電會社ト双方ヨリ各八名宛ヲ選出ス
- 八、買收ノ手續方法株金拂込ノ時期順序其他事業經營等ニ關スル細目ハ創立委員ニ於テ協議決定ス
- 九、本協約ノ條項ニ關シテ疑義ヲ生ジタル時ハ調停者ノ裁斷ヲ受ク其裁斷ニ對シテハ異議ヲ唱フル事ヲ得ズ  
右協約ヲ實行スルノ證トシテ各自左ニ署名捺印ス

明治四十四年二月十四日

西條水力電氣株式會社發起人

- |          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 代表者      | 工藤干城  | 伊川幸助  |
|          | 文野昇二  | 寺川俊造  |
|          | 富田元資  | 岡本榮吉  |
| 今治電氣株式會社 |       |       |
| 代表者      | 阿部光之助 | 楠岡增平  |
|          | 秋山光五郎 | 中川芳太郎 |
|          | 楠岡理太郎 |       |
| 調停者      | 高須峰造  | 近藤忠敏  |
|          | 片野淑人  |       |

通第四八九四號ノ一

今治電氣株式會社發起人

- 申請人 阿部光之助  
外 十名

明治三十九年十月四日附申請電氣事業取締規則第一條第一號ノ電氣事業經營ノ件許可ス  
但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スベシ

明治三十九年十一月二十一日

逓信大臣 山縣伊三郎

通第四八九四號ノ二

命令書

今治電氣株式會社發起人

- 申請人 阿部光之助  
外 十名

明治三十九年十一月二十一日附通第四八九四號ノ一許可狀ニ據リ本命令書ヲ下附ス

- 第一條 許可ノ有効期間ハ許可狀下附ノ日ヨリ二十五年トス
- 第二條 發起人ハ許可狀下附ノ日ヨリ六ヶ月内ニ株式會社ヲ成立セシムベシ
- 第三條 電氣事業取締規則第十三條ニ依ル工事施行認可ノ申請ハ許可狀下附ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ之ヲ爲スベシ
- 第四條 會社ハ前條ニ依ル工事施行ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ一年二ヶ月内ニ營業ヲ開始スベシ
- 第五條 逓信大臣ハ發起人又ハ會社ノ申請ニ依リ正當ノ理由アリト認ムルトキハ第一條乃至第四條ニ定メタル期間ヲ伸張スルコトアルベシ但第一條ノ期間伸長ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ株主總會ノ決議ヲ經テ原期間満了ノ日ヨリ六ヶ月前ニ申請スベシ

- 第六條 會社が電氣事業以外ノ事業ヲ兼營セムトスルトキハ逡信大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第七條 會社ハ需用者ニ對シ正當ノ理由ナクシテ電氣ノ供給ヲ拒絕スルコトヲ得ズ
- 第八條 會社ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ全部又ハ一部ノ事業ヲ休止スルコトヲ得ズ
- 第九條 會社ハ營業時間、電氣供給料金、電氣供給ニ要スル器具機械又ハ工作物ノ賃貸料金其ノ他電氣供給上ノ要件ヲ定メ營業開始前ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ
- 第十條 地方長官ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前項ニ依リ認可ヲ與ヘタル事項ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十一條 定款ノ設定變更ハ逡信大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第十二條 逡信大臣ハ電氣事業取締規則第一條第一號又ハ第二號ニ該當スル他ノ電氣事業者ガ電線路ヲ施設スルニ方リ公益上必要ト認ムルトキハ會社ニ屬スル電線路ノ電柱耐木若ハ暗渠等ノ共用ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十三條 前項ノ場合ニ於ケル共用ノ條件ハ當事者協議ノ上之ヲ定メ若シ協議調ハザルトキハ逡信大臣之ヲ定ム
- 第十四條 逡信大臣ハ何時ニテモ原動力ノ種類及其ノ設備並發電其ノ他電氣供給ニ必要ナル設備ノ變更増設又ハ豫備工作物ノ設置其ノ他公益上必要ト認ムル事項ヲ會社ニ命ズルコトアルベシ
- 第十五條 國又ハ供給區域ヲ管轄スル公共團體ニ於テ電氣事業ノ全部又ハ一部ヲ買收セムトスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十六條 前項ノ買收セントスル事業ノ範圍ニ付爭アルトキハ逡信大臣之ヲ定ム
- 第十七條 前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ逡信大臣ハ地方長官、買收者及會社ヲシテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其ノ委員ノ意見ヲ徵シ買收價格ヲ定ム
- 第十八條 前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ逡信大臣ハ地方長官、買收者及會社ヲシテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其ノ委員ノ意見ヲ徵シ買收價格ヲ定ム
- 第十九條 必要ナル設備ヲ爲サザルトキハ逡信大臣ハ其ノ部分ニ對スル許可ヲ取消スコトアルベシ
- 第二十條 左ノ場合ニ於テハ許可ハ當然其ノ効力ヲ失フ
- 第二十一條 一、第二條ノ期間内ニ會社ヲ成立セザルトキ
- 二、發起人が脱退ニ因リ法定ノ員數ヲ缺キタルトキ
- 三、全部ノ營業ヲ廢止シタルトキ
- 四、會社解散シタルトキ

- 第十七條 前條ニ掲ゲタル場合ノ外發起人又ハ會社ニ本命令書ノ條項又ハ本命令書ニ依リ爲シタル處分ニ違反シタルトキハ逡信大臣ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルベシ
- 第十八條 許可セラレタル發起人中脱退者アリタル場合ニ於テ逡信大臣ガ起業不確實ト認ムルトキ亦前項ニ同ジ
- 第十九條 本命令書及本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ發起人又ハ會社ニ於テ履行スベキ義務ノ爲ニ生ズル費用ハ總テ發起人又ハ會社ノ負擔トス
- 第二十條 本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ發起人又ハ會社ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ
- 第二十一條 逡信大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ變更スルコトアルベシ

右命令ス

明治三十九年十一月二十一日 逡信大臣 山縣 伊三郎

愛媛水力電氣株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 當會社ヲ愛媛水力電氣株式會社ト稱ス
- 第二條 本店ヲ今治市ニ支店ヲ新居郡大町村ニ設置ス
- 第三條 營業ノ目的ノ左ノ如シ

第二章 請會社合併

一、電燈電力ノ供給

二、電氣機械器具ノ賣買貸付

三、電氣機械器具ノ賣買貸付

第四條 資本金ヲ四百五十萬圓ト定メ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第五條 公告ハ本社管轄裁判所ガ登記公告ヲ爲ス新聞紙ニ掲載ス

第六條 營業繼續年限ハ設立ノ日ヨリ滿貳拾五箇年トス

但滿期ニ至リ株主總會ノ決議ニヨリ繼續スルコトアルベシ

第七條 今治電氣株式會社ノ財産及營業全部ヲ金拾壹萬貳千圓ニテ買收シ其權利義務ヲ繼承ス

第二章 株主及株式

第八條 株式ハ記名式ニシテ之ヲ九萬株ニ分チ五拾株券、貳拾株券、拾株券、五株券、壹株券ノ五種ニ作製ス  
前項ノ株式ハ額面發行ス

第九條 株主ハ定款ヲ遵守シ其株式ヲ引受株券及株主名簿ニ記入ヲ受ケタルモノニ限ル

第十條 株金ハ其必要ニ應ジ取締役會ノ決議ヲ以テ其金額及期日ヲ定メ壹回又ハ數回ニ之ヲ拂込マシム

第十一條 株主株金ノ拂込ヲ怠リタル場合ニ於テハ其拂込金額ニ對シ金百圓ニ付一日四錢ノ割ヲ以テ遲滞利息及遲滞ノ爲メ生ジタル費用ヲ徴收ス

第十二條 株式ヲ賣買譲與セントスルモノハ双方株券ノ裏面ニ記名調印シ且ツ連署シタル請求書ヲ添ヘ名義書換ヲ請求スベシ

第十三條 相續又ハ遺贈ニヨリ株式ヲ取得シタルモノハ事實ヲ證スベキ書類ト共ニ親族二名以上ノ調印シタル請求書ヲ添出シ又裁判ノ結果ニヨリテ株式ヲ取得シタルモノハ判決本ト共ニ請求書ヲ添出シ株式裏面ニ記名調印シテ名義書換ヲ請求スベシ

第十四條 名義書換ハ會社ニ於テ株主名簿ニ株式移轉ノ登錄ヲナシ株券裏面ニ年月日記入ノ上取締役ノ記名調印シテ之ヲ證明ス

第十五條 名義書換ハ總會前一箇月ヲ限ヘザル期間之ヲ停止スルコトアルベシ

但シ其停止ノ場合ハ期日一週間前ニ之ヲ公告スベシ

第十六條 株券ヲ毀損汚損シ又ハ氏名ヲ更改シタル者ハ株券ニ請求書ヲ添ヘ新株券ト交換ヲ請求スベシ

第十七條 株券ヲ喪失シタル者ハ其事由ヲ詳記シタル請求書ニ確實ナル保證人貳名以上ノ保證書ヲ添出シ新株券ノ交付ヲ請求スベシ此場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ二日間公告シ其公告ノ日ヨリ三十日間ニ發見セザルトキハ該株券ヲ無効トシ新株券ヲ交付ス  
前項ノ公告ニハ本條ノ主意ヲ併示スベシ

第十八條 株券記名書換手数料ハ壹枚ニ付金五錢トシ更正又ハ五株券拾株券分割及再渡料金ハ壹枚ニ付金拾錢トス

第十九條 株主ハ住所及印鑑ヲ届出ルコトヲ要ス其氏名住所印鑑ヲ變更シタル時亦同ジ

第三章 株主總會

第二十條 株主總會ハ定時、臨時ニ分チ定時總會ハ毎年六月十二月ニ之ヲ開キ臨時總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認メタル場合若タハ資本金ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ請求シタル場合ニ於テ取締役之ヲ必要ト認メタルトキ其招集ヲ爲ス

第二十一條 總會ハ法律ニ規定シアルモノ、外總株數ノ四分ノ一以上ニ當ル株主ノ出席ヲ要シ臨時總會ハ總株數ノ二分ノ一以上ヲ有スル株主ノ出席スルニアラザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 總會ニ於テ定數ノ株主出席セザルトキハ出席者ニテ假決議ヲ爲シ再度總會ヲ招集スルコトヲ得其通知書ニハ第壹總會ノ議決ヲ詳記シ且ツ出席者定數ニ滿タズト雖モ前決議ヲ承認シタル時ハ有効トスベキ旨ヲ通告スルヲ要ス

第二十三條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ニ依ル可付同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第二十四條 株主ノ議決權ハ壹株ヨリ壹百株迄ハ壹株毎ニ壹個トシ壹百壹株以上ハ拾株ヲ増ス毎ニ壹個ヲ加フ

第二十五條 株主ハ代理人ニ委任シテ決議權ヲ行フコトヲ得ト雖モ其代理人ハ當會社役員外ノ株主ニ限ルモノトス

代理人ハ委任狀ヲ差出スヲ要ス

第二十六條 總會ノ會長ハ社長之ニ任ズ若シ事故アル時ハ副社長又ハ他ノ取締役之ニ任ジ取締役悉ク出席セザル時ハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第二十七條 會場ノ整理ハ會長之ニ任ジ其決議ハ之ヲ議事録ニ記載シ會長及出席株主貳名以上記名調印シテ之ヲ保存ス

第四章 役員

第二章 請會社合併

第二章 議會 社會併

八〇

第二十八條 取締役ヲ六名トシ百株以上ヲ有スル株主中ヨリ監査役ヲ四名トシ五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ選舉ス

但シ取締役ノ任期ヲ參ケ年トシ監査役ノ任期ヲ貳個年トス

第二十九條 取締役監査役ハ株主總會ノ決議ヲ以テ何時ニテモ解任スルヲ得ト雖モ出席者議決權ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第三十條 取締役監査役ニ缺員ヲ生ジタル時ハ補缺選舉ヲ行フ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

但シ法律ニ規定アル人員ニ不足ヲ生ゼズ且ツ現役員ニ於テ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ缺員ノ儘次期總會選舉ヲ猶豫スルコトヲ得

第三十一條 取締役ハ各目所有ノ株式百株ヲ就職ト同時ニ監査役ニ供托スベシ

前項ノ株式ハ取締役退職年度ノ計算報告ヲ總會ニ提出シ承認ヲ經タル後ニアラザレバ之ガ返還ヲ要求スルコトヲ得ズ

第三十二條 取締役ハ互選ヲ以テ社長及副社長各壹名ヲ定ム社長副社長事務アル時ハ他ノ取締役中ヨリ協議ヲ以テ一時代理者ヲ定ム

第三十三條 支那人技師長ノ任免ハ取締役會決議ニ依ル

第三十四條 社長取締役及監査役ノ手當報酬ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム其他ノ諸給料及役員賞與ハ取締役之ヲ處理ス

第五章 計 算

第三十五條 決算期ハ十二月ヨリ翌年五月迄ヲ上半期トシ六月ヨリ十一月迄ヲ下半期トス

第三十六條 毎決算期ニ收入シタル總益金ヨリ總損金ヲ引去リ其殘金ノ十分ノ一以上ヲ積立金トシ十分ノ一以内ヲ役員賞與金トシ其殘金ヲ株主ニ配當ス

但時宜ニヨリ總會ノ決議ヲ以テ積立金役員賞與金ノ歩合ヲ變更シ又ハ他ノ名稱ニテ積立ヲ爲シ次期ニ繰越ヲ爲スコトヲ得

第六章 印 章

第三十七條 當會社ノ印章左ノ如シ



第七章 雜 則

第三十八條 初任ノ任期ニ限リ取締役ハ大正三年十二月現任監査役ハ大正四年六月定時株主總會迄トス

第三十九條 設立ニ要セシ費用ニシテ總會ノ承認ヲ經タルモノハ本會社ノ負擔トス

合併 經 緯

愛媛水力電氣株式會社は創立以來其主腦者の健實なる經營方針と、供給地域の優秀なるに依り業績大いに振ひたるも、何様其水力發電地點は遂に貧弱で大正七、八年頃に至りては新なる需用に應ずること能はず、電燈一燈は其權利數圓に賣買せられ電力に至りては其供給を受ける權利丈が一馬力千四百圓で賣買せられる、有様であつた。然るに伊豫鐵道電氣株式會社は豊富なる發電力を有し殊に第一黒川發電所竣工によつて新に有利な電力の消化地を欲する有様となつたのである。當時政府に於ても電氣事業は統一強化の方針であつたから、時の難知事は進んで合併斡旋の勞を取り兩社主腦者折衝の結果意見一致して茲に左記條件を以て其の實現を見るに至つたものである。而して此合併に依り愛水供給地域の電源枯渴は醫せられ其の料金の値下を見るに至つたのみならず我社亦茲に飛躍的の發展をなすに至つたのである。

愛媛水力電氣株式會社合併ニ關スル知事裁定書

伊豫鐵道電氣株式會社（以下甲ト稱ス）ト愛媛水力電氣株式會社（以下乙ト稱ス）トノ合併ニ關シ裁定スルコト左ノ如シ

一、甲乙ハ大正十一年六月一日ヲ以テ合併スルモノトシ甲ハ存續シ乙ハ解散スルコト

二、甲乙ハ合併前左ノ通り増資スルコト

甲ハ現在資本金五百六拾六萬圓ヲ壹千貳百萬圓ニ増加ス

乙ハ現在資本金壹百五拾萬圓ヲ四百五拾萬圓ニ増加ス

三、合併ニ依リ甲ノ總資本金ヲ壹千六百五拾萬圓ト定メ乙ノ株主ニ對シテハ五拾圓拂込ノ株式壹萬株拾貳圓五拾錢拂込ノ株式六萬株ヲ發行シ從來ノ株式壹ニ對スル壹ノ割合ヲ以テ引換ヲ爲スコト

第二章 議會 社會併

八一

第二章 諸會社合併

- 四、甲ノ取締役名並ニ監査役名ヲ増員シ乙ノ株主中ヨリ選舉スルコト
- 社長ノ外前項ノ取締役中ヨリ副社長名ヲ選任スルコト
- 五、乙ノ使用人全部ハ合併後引續キ任用シ其勤続年限ハ乙ノ任用シタル時ヨリ起算シ甲ノ使用人ト同一ノ待遇ヲ爲スコト
- 六、甲ハ乙ノ株主ニ對シ合併資産中ヨリ金七萬五千圓(舊株一株ニ付金貳圓五拾錢ノ割合)ヲ解散手當トシテ支出スルコト
- 七、甲ハ乙ノ役員ニ對シ合併資産中ヨリ金拾萬圓ヲ解散慰勞金トシテ支出スルコト
- 八、甲及乙ハ本期決算ニ於テ共ニ前期以上ノ株主配當ヲ爲サザルコト

以上

愛媛縣知事

契約書

- 伊豫鐵道電氣株式會社(以下甲ト稱ス)愛媛水力電氣株式會社(以下乙ト稱ス)合併ニ關シ契約スルコト左ノ如シ
- 第一條 甲乙以下ノ條件ニ依リ合併シ甲ハ存續シテ乙ノ權利義務一切ヲ繼承シ乙ハ解散スルモノトス
  - 第二條 甲乙ハ現在ノ未拂込株金ノ全部ヲ拂込ヲ完了シタル上合併前左ノ通り資本増加ヲ爲スモノトス
    - 一、甲ハ現在ノ資本金五百六拾六萬圓ヲ壹千九拾五萬圓ニ増加ス
    - 一、乙ハ現在ノ資本金壹百五拾萬圓ヲ四百五拾萬圓ニ増加ス
  - 第三條 甲乙及川上水力電氣株式會社ノ合併ニ因リ甲ハ資本總額ヲ壹千六百五拾萬圓ニ増加シ增加資本金ノ内四百五拾萬圓此株式九萬株(參萬株ハ五拾圓拂込済、六萬株ハ拾貳圓五拾錢拂込済ノモノ)ハ乙ノ株主ニ對シ其拂込金額ト同一ノ株式一株ニ對スル一株ノ割合ヲ以テ交付スルモノトシ殘リ五萬圓此株式壹千株(五拾圓拂込済)ハ川上水力電氣株式會社株主ニ交付スルモノトス
  - 第四條 甲ハ合併報告ノ株主總會ニ於テ乙ノ株主中ヨリ取締役名並ニ監査役名ヲ選舉スルモノトス
  - 前項取締役中ヨリ副社長名ヲ選任スルモノトス
  - 第五條 乙ノ社員(使用人)ハ全部甲ニ於テ引續キ任用シ其在職年數計算ノ場合ハ乙ノ任用シタル時ヨリ起算シ甲ノ社員ト同一ノ待遇ヲ爲スモノトス

- 第六條 甲ハ本年三月一日現在ノ乙株主ニ對シ合併後合併資産中ヨリ金七萬五千圓ヲ解散手當トシテ支出スルモノトス
- 第七條 甲ハ乙ノ役員ニ對シ合併資産中ヨリ金拾萬圓ヲ解散慰勞金トシテ支出スルモノトス
- 第八條 甲及乙ノ當計算期ニ於ケル株主配當ハ前期ノ配當割合ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス
- 第九條 此契約ニ依リ合併履行期日ヲ大正十一年六月一日ト定メ引續及引受ヲ完了スベキモノトス
- 第十條 甲ノ川上水力電氣株式會社ト締結シタル合併契約ハ乙ニ於テ承認シ異議ナキモノトス
- 第十一條 甲及乙ハ來ル二月十五日迄ニ株主總會ヲ開キ承認ヲ受ケ此契約ヲ確定シ直ニ監督官廳ニ對スル認可申請其他法律上ノ手續ヲ爲スベキモノトス
- 第十二條 本契約ハ甲乙各株主總會ニ於テ承認ヲ得ル能ハザルトキ又ハ監督官廳ノ認可ナキトキハ無効トス

大正十一年一月二十日

松山市大字湊町五丁目拾番番地  
伊豫鐵道電氣株式會社  
取締役社長 井 上 要

今治市大字今治村甲五百九拾六番地ノ五  
愛媛水力電氣株式會社  
取締役社長 阿 部 光 之 助

愛媛水力電氣株式會社貸借對照表

大正十一年五月三十一日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
未拂込株金	11,150,000.00	株金	4,500,000.00

第二章 諸會社合併

公債證券	地所建物	電線	水路	機械器具	什器	貨物	貯藏品	未收出金	未收入金	銀行	合計	
二〇、三六〇・二〇〇	一一、五四九・六二〇	五三七・三三九・八八五	五八八・三八七・二六六	二二六・五一九・九八六	八、一九一・二七五	一九二・九一五・六五七	七二、九四八・四四〇	八五、四八四・七〇五	一〇、〇八七・〇五〇	一、〇五四・二九四・九一五	八〇〇・六三九	五、一六八、八五三・七三八
積立金	別途積立金	固定資産償却積立金	配當準備積立金	退職慰勞積立金	身元保證金	別段收入金	未拂入金	未拂入金	前期繰越金	前期繰越金	合計	
二二〇、五〇〇・〇〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇〇	八九、〇〇〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	一六、一八二・〇〇〇	一一、八一〇・一九九	一、六九三・五〇〇	八二八・二五〇	六五、六九八・九九五	三九〇・五五〇	三一、六九四・六三三	一七一、〇五五・六一一	五、一六八、八五三・七三八

愛媛水力電氣株式會社損益計算書

自大正十二年五月三十一日  
至大正十一年五月三十一日

科目	收入	金額	科目	支出	金額
電力	二四四、三五三・六三〇		俸給	四五、三九一・二二〇	
燃料	一〇〇、三一七・七三〇		諸給與	五五、五九九・三九〇	
賣品諸工費雜收益金	三〇、六九〇・二八四		旅費	四、八八六・八六〇	
			諸給與	七、二七六・四三〇	
			利子	二五、四三四・七五〇	
			諸稅	三、〇七三・三八七	

科目	金額	科目	金額
水路修繕費	五七七・二九五	水球取替損失	四六四・三九〇
機械修繕費	五七四・四二〇	電球取替損失	六、四六三・二七〇
報償費	三二一・六二〇	電球取替損失	三、三八〇
使用料手数料	六、〇四六・六六五	未收入器具缺損	二八六・六六〇
運送貨運費	四、三七六・四四〇	石炭	二〇四、三〇〇・三三三
通信費	四九九・三六〇	小計	一七一、〇五五・六一一
印紙代	五、八六五・三〇〇	當期純益金	三七五、三五五・六四四
借家料	一九五・九〇〇	合計	三七五、三五五・六四四
諸帳簿及印刷費	一、七三九・三二〇		
書籍費	一八四・八五〇		
廣告費	二九三・五七〇		
消耗品	一〇、九七一・二〇五		
雜修費	一、五五三・九九〇		
雜品雜費	五、九〇二・二九三		
毀損品消却	一六、三一八・〇六八		
電球賣却損失	六、四六三・二七〇		
電球取替損失	四六四・三九〇		
未收入器具缺損	三、三八〇		
石炭	二八六・六六〇		
小計	二〇四、三〇〇・三三三		
當期純益金	一七一、〇五五・六一一		
合計	三七五、三五五・六四四		

愛媛水力電氣株式會社合併資本ニ就而

大正十一年六月一日資本金四百五十萬圓(內貳百貳拾五萬圓拂込済)ヲ其ノ儘對等合併ス



愛媛水力電気株式會社合併勘定書

大正十一年六月一日

借方	科目		貸方	科目	
	目	金額		目	金額
拂込未済資本金	二、二五〇、〇〇〇	円	資本金	四、五〇〇、〇〇〇	円
電気興業費	一、六七四、八七七・七八九		法定準備金	二二〇、五〇〇	
有價証券	二〇、三六〇・二〇〇		任意準備金	六〇、〇〇〇	
貯蔵物品	七二、九四八・四四〇		価格償却準備金	八九、〇〇〇	
假出	八五、四八四・七〇五		恩給金	一六、一八二・〇〇〇	
未収入	一〇、〇八七・〇五〇		社員積立金	一一、八一〇・一九九	
預金	一、〇五四、二九四・九一五		假受金	二、五二一・七五〇	
現金	八〇〇・六三九		未拂配當金	六五、六九八・九九五	
合計	五、一六八、八五三・七三八		引續利益金	三九〇・五五〇	
			合計	二〇二、七五〇・二四四	
			合計	五、一六八、八五三・七三八	

備考 大正十一年六月二十五日株主總會決議ニヨル法定準備金、役員賞與金、配當金ノ合計拾萬參千五百五拾五圓及合併契約ニヨル株主役員ノ解散手當慰勞金拾七萬五千圓ハ引續利益金、任意準備金、價格償却準備金ヨリ支辨セリ

第六節 川上水力電気株式會社

成立

大正二年一月温泉郡川上村仙波茂三郎氏は事業資金六千圓を以て同村一圓を供給區域とする喜茂發電所を發起出願し、同三年二月廿

四日逓信大臣の許可を得たるが、後、川上水力電気所と改稱し、同四年一月二十日營業を開始したのである。其後同所は組織を變更して、資本金拾萬圓の川上水力電気株式會社となつたのである。

起業目論見書

- 一、商號又ハ名稱 喜茂電気所
- 二、主タル事務所位置 愛媛縣温泉郡川上村大字松瀬川六百九拾八番地
- 三、目的 電燈及電力供給
- 四、供給區域 愛媛縣温泉郡川上村一圓
- 五、事業資金總額 金 六千圓
- 六、出資方法 申請人ニテ全部出資

電第四五二號ノ一

愛媛縣温泉郡川上村大字松瀬川六百九拾八番地

申請人 仙波茂三郎

大正二年一月十五日及同年四月二十六日附申請電気事業法第一條第一號ノ電気事業經營ノ件許可ス

但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スベシ

大正三年二月廿四日

逓信大臣 元田 肇

電第四五二號ノ二

命令書

愛媛縣温泉郡川上村大字松瀬川六百九十八番地

申請人 仙波茂三郎

大正三年二月二十四日附電第四五二號ノ一許可狀ニ據リ本命令書ヲ下付ス

第二章 諸會社合併

第二章 請會社合併

八八

- 第一條 許可ノ有効期間ハ許可狀下付ノ日より貳拾五年トス但シ逓信大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ正當ノ理由アリト認ムルトキハ此ノ期間ヲ伸長スルコトアルベシ
- 第二條 事業者ハ許可狀下付ノ日より壹年内ニ事業ヲ開始スベシ
- 第三條 逓信大臣ハ土地ノ状況上必要ト認ムルトキハ電線路ヲ地中線式ニ變更スルコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 第一條及第二條ノ期間伸長ノ許可申請書ハ所轄地方長官ヲ經由シ且其ノ副本ヲ所轄逓信局長ニ提出スベシ
- 第五條 發電所變電所蓄電所及開閉所ニハ相當ノ技術者ヲ置キ送電中ハ常ニ監視セシムベシ
- 第六條 國又ハ供給區域ヲ管轄スル公共團體ニ於テ電氣事業ノ全部又ハ一部ヲ買收セムトスルトキハ事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ  
前項ノ買收セムトスル事業ノ範圍ニ付争アルトキハ逓信大臣之ヲ定ム
- 第七條 前條ニ依ル買收價格ハ當事者協議ノ上之ヲ定ム  
前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ逓信大臣ハ地方長官、買收者及事業者ヲシテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其ノ委員ノ意見ヲ徵シ買收價格ヲ定ム
- 第八條 事業者ニ於テ本命令書ノ條項又ハ本命令書ニ依リ爲シタル處分ニ違反シタルトキ又ハ起業不確實ト認ムベキ事實アリタルトキハ逓信大臣ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルベシ
- 第九條 本命令書及本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ事業者ニ於テ履行スベキ義務ノ爲メニ生ズル費用ハ總テ事業者ノ負擔トス  
本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ事業者ニ於テ損害ヲ受タルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ
- 第十條 逓信大臣ハ必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルベシ

右命令ス

大正三年二月二十四日

逓信大臣 元 田 肇 印

電監第四〇五一號

讓渡人 川上水力電氣所 仙 波 茂 三 郎

讓受人 川上水力電氣株式會社 松 木 喜 一

外 三十二名

大正九年三月十二日及同月十三日附申請電氣事業讓渡ノ件認可ス

但シ讓渡電氣事業ノ經營許可有効期間ハ大正廿八年四月十日迄トス其ノ他從來讓渡人ニ命令シタル事項ハ讓受人ニ於テ遵守スベキ義務ト心得ベシ

大正九年八月十四日

逓信大臣 野 田 卯 太 郎 印

合併經緯

川上水力電氣株式會社は其後伊豫鐵道電氣株式會社の電力を受電するに至り且つ供給地域又近接して密接なる關係を生じたるのみならず小規模經營は事業者並に需用家共に不利を免れず愛媛水電合併に際し早急に合併交渉進捗し同時に合併を實現することゝなつたのである。

契 約 書

伊豫鐵道電氣株式會社（以下甲ト稱ス）川上水力電氣株式會社（以下乙ト稱ス）合併ニ關シ契約スルコト左ノ如シ

- 第一條 甲乙以下ノ條件ニヨリ合併シテ甲ハ存續シテ乙ノ權利義務ヲ繼承シ乙ハ解散スルモノトス
- 第二條 乙ハ合併前ニ温泉郡北吉井村大字樋口（甲ノ供給地）ヨリ重信川ヲ横斷スル配電線路ヲ建設シ且つ供給電燈二千五百燈（拾燭光換算二千五百燈以上）及電動力貳拾五馬力ノ取付工事を完成スベキモノトス  
前項ニ定メタル電燈及電動力ノ外合併前甲ノ承認ヲ受ケタル上別ニ擴張工事を爲ストキハ甲ニ於テ其實費ヲ支辨スルモノトス
- 第三條 前條ニ定メタル電氣工作物以外ノモノハ乙ニ於テ自由ニ處分スルコトヲ得但シ甲乙價格ヲ協定シ賣買ヲ爲スコトアルベシ
- 第四條 乙ハ合併引續迄ニ借入金全部ノ返済ヲ要スルモノトス
- 第五條 甲ハ前條ニ依ル借入金ノ返済並ニ乙ノ解散手當ニ充ツル爲メ引續テ受タルト同時ニ金貳萬參千圓ヲ乙ニ交付スベシ
- 第六條 甲ハ增加資本金ノ内株式壹千株（壹株五拾圓拂込済）ヲ乙ノ株主ニ交付スルモノトシ其割合ハ乙ノ株式（壹株貳拾圓拂込済）五株ニ對シ壹

第二章 請會社合併

八九

株トス但シ割當上端數トナルモノハ商法ノ規定ニ依リ處分スルモノトス

第七條 乙ノ社員(使用人)全部ハ引續キ甲ニ於テ任用シ其ノ在職年數計算ノ場合ハ乙ノ任用シタル時ヨリ起算シ甲ノ社員ト同一ノ待遇ヲ爲スモノトス

第八條 甲ノ愛媛水力電氣株式會社ト締結シタル合併契約ハ乙ニ於テ承認シ異議ナキモノトス

第九條 此契約ニ依ル合併履行期日ヲ大正十一年六月一日ニ定メ引續及引受ヲ完了スルモノトス

第十條 甲及乙ハ來ル二月十五日迄ニ株主總會ヲ開キ承認ヲ受ケ直ニ認可申請其他法律上ノ手續ヲ爲スモノトス

第十一條 本契約ハ甲乙各株主總會ニ於テ承認ヲ得ザルトキ又ハ監督官廳ノ認可ナキトキハ無効トス

右契約ヲ確保スル爲メ本書ニ通ヲ作り各自一通ヲ所有スルモノ也

大正十一年一月二十日

松山市大字湊町五丁目十三番地  
 伊豫鐵道電氣株式會社  
 取締役社長 井 上 要  
 温泉郡川上村大字南方  
 川上水力電氣株式會社  
 取締役社長 松 木 喜 一

電監第二一〇九號

愛媛水力電氣株式會社  
 川上水力電氣株式會社  
 伊豫鐵道電氣株式會社

大正十一年三月十三日附申請會社合併ノ件認可ス

但シ電氣事業經營許可有効期間ハ大正二十四年六月六日迄トス

大正十一年五月三日

逓信大臣 野 田 卯 太 郎

電監第二一〇九號 通牒 大正十一年五月三日

逓信省電氣局長

愛媛縣知事 殿

三月二十二日付保第二一〇三一號具申ノ件ニ對シ別紙ノ通指令相成候處左記示達ノ上之ニ達スル請書ヲ徴シ指令書交付相成度

追而愛媛水力電氣會社及川上水力電氣會社ニ屬スル水力使用許可ニ對シテハ會社解散前ノ手續ヲ爲サシメラレ度尙伊豫鐵道電氣會社ノ株主總會決議錄

ニ據レバ土地建物ノ經營ヲ爲ス様般認モ右ニ對シテハ相當手續ヲ爲スベキ旨爲念示達置相成度

記

一、合併ニ因リ供給料金ノ値上ヲ爲サズ尙適當ノ時期ニ於テ需用者ノ利益ノ爲メ供給規程ノ整理ヲ爲スコト

二、愛媛水力電氣會社ノ系統トノ送電通路ニ對シ周設數ノ相違及送電線ノ電壓調整ニ付計畫ヲ樹テ六ヶ月以内ニ相當手續ヲ爲スコト

監第九二三號

愛媛水力電氣株式會社  
 川上水力電氣株式會社  
 伊豫鐵道電氣株式會社

大正十一年三月十三日附申請會社合併ノ件認可ス

大正十一年五月八日

鐵道大臣 元 田 肇

川上水力電氣株式會社貸借對照表

大正十一年五月三十一日

借		貸	
目	金額	目	金額
企業費勘定	七三、一三三・二二	資本金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
創立費	九八・二六〇	株金超過金	一、四〇〇・〇〇
貯藏物品	四、五五〇・〇〇	法定準備金	四〇〇・〇〇〇
建物	二八〇・〇〇〇	前期繰越金	二二〇・七二二
現金	一九、二二六・三四〇	借入金	一三三、〇〇〇・〇〇
未收入金	一、八五五・九〇〇		
當期損失金	二四、九七六・九九〇		
計	二二五、〇二〇・七二二	計	二二五、〇二〇・七二二

川上水力電氣株式會社損益計算書

自大正十一年十二月一日  
至大正十二年五月三十一日

利益		損失	
目	金額	目	金額
電力料	九、五六〇・四一〇	營業費	九、〇八九・九八〇
電燈料	二九二・八〇〇	伊豫鐵電會社委託工事費	一三、四二五・〇六〇
電燈損料	九三六・七〇〇	企業費却損	二一、九八一・九八〇
修理工料	一三六・一五〇	什器價却	一四七・〇〇〇
雜費	八〇五・〇〇〇	メガ！其他賣却差損	四〇〇・〇〇〇
計	五・八〇〇	計	四〇〇・〇〇〇

雑收入		發電機水車ガズエンジン評價差損	
目	金額	目	金額
臨時電燈料	一五・八九〇	什器賣却差損	五、三一五・〇〇〇
不用品賣拂代	六三四・〇九〇	建物評價差損	五二六・七二〇
伊豫鐵電委託	六二〇・五〇〇		三九八・〇〇〇
電線建設委託	一三、二九九・四一〇		
當期損失金	二四、九七六・九九〇		
計	五、二八三・七四〇	計	五、二八三・七四〇

川上水力電氣株式會社資本金切下ゲニ就而

大正十一年六月一日資本金拾萬圓ヲ五萬圓ニ切下ゲ合併ス

川上水力電氣株式會社合併勘定書

大正十一年六月一日

借		貸	
目	金額	目	金額
電氣興業費	七三、一三三・二二	資本金	五〇、〇〇〇・〇〇
合	七三、一三三・二二	契約ニヨル交付金	二二、〇〇〇・〇〇
計	七三、一三三・二二	合併差益	一三三・二二
		計	七三、一三三・二二

第七節 廣見川水力電氣株式會社

成立

大正四年四月北字和郡泉村佐竹正治郎氏等が發企となり廣見川の水を利用して鬼北方面一帶に電氣供給を計劃したのであるが供給區

城及水利種等種々の問題の爲に發企者は幾多の苦難に逢着し、漸く大正九年九月官廳の許可を得る迄五ヶ年餘は慘憺たる辛酸を嘗めたのである。

かくて大正十年三月二十八日資本金三十萬圓を以て北宇和郡泉村小倉に廣見川水力電氣株式會社が生れ出たが發電所工事中宇和島内港に於ける發電機陸揚海中へ取落しこれを乾燥中火災を起して思はぬ災害を蒙りたる等小會社に不似當事者の苦心は一通りではなかつた。

起業目論見書

- 一、商號 廣見川水力電氣株式會社
- 事務所ノ設置 愛媛縣北宇和郡泉村大字小倉甲一六一番地第一
- 二、目的 電燈及電力ノ供給
- 三、供給區域 愛媛縣北宇和郡日吉村、三島村、泉村、愛治村、明治村、吉野生村、旭村、二名村、好藤村
- 四、事業資金ノ總額及其出資方法
  - 一、資本金拾萬圓 但一株ニ付金五拾圓、六千株一回拂込 拾貳圓五拾錢
  - 一、六千株ノ内五分ノ三ハ發企人ニ於テ分擔出資シ殘額五分ノ二ハ一般公募ニヨル

一金拾五萬圓也

- 内譯 一、創立費 二、五〇〇圓 一、水力工事費 四八、六〇〇圓 一、發電所費 二七、六〇〇圓
- 此細目 建設費 四、〇〇〇圓 原動機費 二二、〇〇〇圓 電氣機械器具費 一〇、〇〇〇圓 運搬揚付其他 一、六〇〇圓
- 一、配電線路費 三七、五〇〇圓 但シ十五哩
- 一、需用者屋內工事費 二七、〇〇〇圓
- 此細目 電燈 一五、〇〇〇圓 電力 二二、〇〇〇圓

電力

- 一、發電力 一〇〇「キワット」常用 一、點燈數 六〇〇〇燈但一燈一〇燭光 一、理論馬力 一八七・五馬力

合併經緯

大正十一年七月三十日營業開始以來大正十二年八月十五日伊豫鐵道電氣會社へ合併許可に至る迄僅々一ヶ年餘ではあつたが、その間電力不足と固定資本の膨脹と負債にこれ以上支へ續けるよりも何れへか合併するが得策であるとして一時宇和水電への交渉もあつたが創立時代から特別な援助を受けてゐた關係によつて伊豫鐵道電氣會社へ合併したのである。

假契約書

伊豫鐵道電氣株式會社（以下甲ト稱ス）ト廣見川水力電氣株式會社（以下乙ト稱ス）トハ合併ニ關シ契約スルコト左ノ如シ

- 第一條 甲乙ハ以下ノ條件ニ依リ合併シ甲ハ存續シテ乙ノ權利義務一切ヲ繼承シ乙ハ解散スルモノトス
- 第二條 乙ハ合併履行期日迄ニ未拂込株金全部ノ拂込ヲ完了スルモノトス
- 第三條 甲ハ資本金ニ拾萬圓ヲ増加シテ株式四千株ヲ發行シ合併履行ノ日ニ於ケル乙ノ株主ニ對シ乙ノ額面五拾圓拂込済ノ株式拾株ニ付甲ノ同額拂込済ノ株式貳株ノ割合ヲ以テ割當受附スルモノトス  
但シ割當上端數トナルモノハ商法ノ規定ニ依リ處分ス
- 第四條 乙ニ於テ合併履行ニ至ル迄營業事務ニ屬スルモノノ外新ニ工事ニ着手シ又ハ資產若クハ負債ニ異動ヲ生ズル行爲ヲ爲サントスル時ハ豫メ甲ノ承認ヲ受クベキモノトス
- 第五條 乙ハ本期（第五期）ニ於ケル利益金ヲ株主ニ分配セズ本年下半年期（第六期）合併履行前ノ利益ト共ニ全部甲ニ引繼グモノトス
- 第六條 甲ハ合併資産中ヨリ金壹萬五千圓ヲ限リ解散手當金トシ乙ノ指定スル所ニ從ヒ乙ノ役員株主其他へ支拂ヲ爲スモノトス
- 第七條 合併履行期日ハ大正十二年八月一日トシ引繼及引受ヲ完了スルモノトス
- 第八條 第三條ニ依リ甲ノ交附スル株式ニ對シテハ大正十二年六月一日ヨリ甲ノ他ノ株式ト同率ノ利益配當ヲ爲スモノトス

第二章 諸會社合併

第九條 甲及乙ハ大正十二年四月三十日迄ニ株主總會ヲ開キ承認ヲ受ケ此契約ヲ確定シ直チニ監督官廳ニ對スル認可申請其他法律上ノ手續ヲ爲スモ  
ノトス

第十條 本契約ハ株主總會ニ於テ承認ヲ得ル能ハザル時又ハ監督官廳ノ認可ナキ時ハ無効トス  
右之通契約ノ上本書ニ通フ作成シ交換スルモノナリ

大正十二年四月十日

松山市大字港町五丁目十三番地  
伊豫鐵道電氣株式會社  
取締役社長 井 上 要  
北宇和郡泉村大字小倉甲百六拾番地  
廣見川水力電氣株式會社  
取締役社長 清 家 吉 次 郎

覺 書

別紙合併假契約ニ附帶シ甲及乙ハ左ノ申合ヲ爲スモノトス

一、乙ノ三月末日調電燈數ハ四千二百九十九燈（十燭光換算五千八百四十二燈）電動力供給ハ十六馬力ニシテ此外東宇和郡高川土居及北宇和郡日吉村  
ハ壹千燈ノ豫定ヲ以テ延長工事中ナルコト

一、乙ノ役員以外ノ株主ニシテ本契約後二月以内ニ株式賣却ヲ爲サントスルモノアル時ハ拂込金額ヲ以テ甲ハ買主ヲ求メ賣買成立ノ餘額ヲ爲スベ  
キ事

一、乙ノ株主ニシテ其株式ヲ擔保トシ拂込金（一株貳拾五圓）ノ融通ヲ求ムルモノアル時ハ甲ハ壹ケ年内ニ金融ノ斡旋ヲ爲スベキコト  
右之通りニ候也

大正十二年四月十日

兩 社 長 連 署

廣見川水力電氣株式會社貸借對照表

大正十二年八月一日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
興業費	二〇八、二七五、八一〇	資本	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貯藏物品	五、九六九、二九三	借入金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
未收入	四二五、三三〇	未拂入金	七、九六七、六九四
預金	五〇、五二八、一〇五	假受金	一〇、〇〇〇
現金	四七〇、六八〇	法定積立金	三六〇、〇〇〇
損失	七八、八〇二、九七六	償却積立金	三六〇、〇〇〇
合計	三三四、四七二、二〇四	前期繰越金	五、七六四、五一〇
		合計	三三四、四七二、二〇四

廣見川水力電氣株式會社損益計算書

自大正十二年六月三十一日  
至大正十二年七月三十一日

利 益		損 失	
科目	金額	科目	金額
電燈電力收入	九、九九六、二三八	發電所費	三六六、〇一五
雜收	四一三、〇五〇	保線費	七六三、六〇二
小計	一〇、四〇九、二八八	營業費	六五四、九五〇
損失	七八、八〇二、九七六	總務費	五四八、一〇八
合計	八九、二二二、二六四	諸子稅	一、六〇八、四六五
		利子	一八、九六〇
		減價	七七二、四九〇
		合計	八四、四七九、六七四
			八九、二二二、二六四

廣見川水力電気株式会社資本金切下げニ就而

大正十二年八月一日資本金參拾萬圓ヲ貳拾萬圓ニ切下げ合併ス

廣見川水力電気株式会社合併勘定書

大正十二年八月一日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
電氣興業費	二〇八、二七五、八一〇	資本金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貯蔵物品	五、九六九、二九三	法定準備金	三六〇、〇〇〇
未収入金	四二五、三四〇	價格償却積立金	三六〇、〇〇〇
預金	五〇、五二八、一〇五	借入金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
現金	四七〇、六八〇	未償拂入金	二二、九六七、六九四
		假(内契約ニヨル交)	二〇、〇〇〇
		前期繰越金	五、七六四、五一〇
		合併差益	六、一九七、〇二四
合計	二六五、六六九、二二八	合計	二六五、六六九、二二八

第八節 宇和水電株式会社

成立

明治三十九年當時の北宇和郡宇和島町一圓を供給區域とし同町に發電所を設置し、資本金四萬五千圓株數九百株一株金額三十圓を以て宇和島電燈株式会社設立が地元發起人により計劃され、これが契機となつて、地方の輿論は遂に右計劃の擴大強化を熱望するに至り

同四十年に宇和島町の外同郡吉田町、東宇和郡宇和町大字卯之町、同町大字鬼ヶ窪、西宇和郡及び同郡川ノ石一圓に及ぶ宇和水電の發起計劃の氣運を醸成し、同年三月十日野村川水源地實地調査となり、東西北宇和三郡の有志山村豊次郎、玉井安藏、田村春三郎、福井春水、巴總一、朽木長次郎、長瀬嘉三郎、赤松伊平、赤松新吉、太宰孫九、今西幹一郎、岡田宇三郎、矢野莊三郎、菊池松治郎、宮本久雄、櫻井勝太郎、松本平七、上田龜太郎、古谷綱紀、松末佐輔、芝園治、渡邊修、高槻常貞、玉井卓一、緒方陸朗、清水靜十郎、末光千代太郎、伊藤庄三郎、宇都宮利平治、浦中友治郎、河野公平、白石和太郎、宇都宮壯十郎以上三十三名發起人となつて、こゝに愈々具體化し明治四十一年四月廿一日創立委員會の開催となり、渡邊修氏を創立委員長に、今西幹一郎、太宰孫九兩氏を夫々理事に推挙して、諸般の陣容整備を行ひ、同年七月二日(同十二月三日訂正追加願)電氣事業許可申請書提出、四十二年二月三日當時の選信大臣後藤新平氏の許可する所となつた。これにより愈々資本金四十萬圓(株式總數八千株一株金額五十圓)を以て事業に着手し、發電所並に昇降變壓所は東宇和郡野村字シガノ拾六號九百三十六番地に設け、降下變壓配電所は東宇和郡宇和町大字卯ノ町字一ノ谷甲千七百九十三番地、北宇和郡吉田町大字北小路四十七番地及び西宇和郡八幡濱町二百三十番地に設け、卯ノ町の分は同町並に宇和島町に配電し、八幡濱町の分は同町並に川ノ石に配電することになつた。然しながら最初より發起人たちの困難は株式募集にあり、四十一年二月十五日才賀商會に工事設計を囑託後引續いて四十二年三月三日同商會に株式半數引受及共同經營方を交渉することに決し、發起人中の今西幹一郎氏松山に行き諒解成立したが、しかし結局かくなれば才賀氏は宇和水電の實權を掌握するは想像に難くなく、それでは斯業の地方的獨自性を喪失する懸念あり且又同商會の設計になる工事費も高きに過ぎる感あり、發起人中の太宰孫九、渡邊修の兩氏はこれを痛憤し四十二年十月十八日の發起人總會に於て才賀關係を一切解消し、別に大倉組に交渉するために緒方陸朗、太宰孫九、田村春三郎各氏が交渉委員に選ばれ引續き大倉組と交渉の結果工事見積も才賀商會に比し大倉組の方が採算上はるかに有利でもあり、結局四十二年十一月一日大倉組と共同經營の契約を締結するに至つた。

而して渡邊修氏社長となり太宰孫九氏が専務に就任した宇和水電は、完全に南條の電氣會社としての地方的獨自性をもつて、順調に地方文化及び産業開發に乗り出した。

二年後才賀商會の破綻の時若し才賀主權の下に經營されてゐた場合を想像せば、宇和水電の運命も必ずその影響下に呻吟し地方財界

に與へた打撃も相當のものであつたらう。

明治四十五年五月野村發電所四〇〇キロを皮切に、續いて宇和島に同様四〇〇キロの火力發電所を建設し順風滿帆南豫の一角に觸手を廣げ始めた宇和水電は、火力に併せ水力の電源を欲したが工用上種々困難な事情あり結局、既設野村發電所の増設其他小發電所を各地に急設し、また宇和島大浦に火力發電所を設置する等して當面の需用の激増に順應し、その間南宇和郡を供給區域とする南豫水力會社及び宇和製氷會社を合併し更に高知縣に進出して幡多水力電氣、津大水電製材、鮎返電氣を膝下に收容、俄然供給地域を伸長し四國西部を南北に横斷、遂に太平洋を睥睨するに至り新界一方の王國を形成した。

### 南豫水力電氣株式會社合併

南豫水力電氣は南宇和郡方面を供給地域として同地方の小西喜佐太、尾崎重厚氏等發起人となつて現在の僧都發電所の水利權を得、創立に着手したのであるが大正六年三月三日宇和水電は右水利權を金八百圓で繼承したのである。

### 宇和製氷株式會社合併

宇和製氷は資本系統宇和水電と同一であつて宇和水電の電力を受電してゐたが製氷事業の最も活動時期である夏期は兎角湯水の事あり送電の都合上相互に合併の有利なる事を認識し、大正八年九月合併したのである。

### 幡多水力電氣株式會社合併

幡多水力電氣は供給區域を高知縣幡多郡中村町及其の附近とし中村町有志藤倉忠吉、山本乙吉、福水才次郎、上岡利太郎、南政吉、永田重次郎、岡田覺太郎の諸氏發起人となつて、資本金八萬圓、株數一千六百株一株五拾圓として明治四十五年三月成立、開業以來相當の成績を擧げてゐたが一方宇和水電はその區域内に有力な水力發電地點がないため、高知縣下の未開發水利權に着眼して合併運動を進め、大正十年五月二十日宇和水電専務取締役太宰孫九及幡多水力電氣常務取締役山崎正汎兩氏の間正式に合併契約書の調印を見た。

### 津大水電製材株式會社合併

津大水電製材は竹本富三郎氏等發起人となつて資本金二十五萬圓をもつて大正十一年五月十一日創立、高知縣幡多郡津大村外二ヶ村を供給地域として黒津川發電所百十キロの水利權を得て發起せられたものであつたが、その位置は宇和島市と高知縣中村町との間に介在してゐたので宇和水電は事業の統一上大正十二年十二月これを合併するに至つたが、合併當時は前記發電所は工事中であつて、合併後工事が完成したのであつた。

### 鮎返電氣株式會社合併

鮎返電氣は東宇和郡添筋村外一ヶ村を供給地とし、御手洗千代次氏發起人を代表し大正十年四月創立、同十一年八月二十一日開業しその電源たる鮎返發電所は出力五〇キロの小規模のものであつたが、郡内事業統一のため大正十二年八月三十日合併した。

### 合併 經緯

伊豫鐵電と宇和水電の交渉は配電區域争奪戦に端を發した。大正九年宇和水電が西宇和郡三崎半島に供給權を得んとした時、伊豫鐵電は豊富なる電力消化の好適地域として諒願し、當局も地理上の必然性より見れば宇和水電に利あるも電力の點に於て伊豫鐵電に諒願の根據があつたので、兩者の合併を懇進したが時期到らず、結局當局は條件附で宇和水電に供給權を認めた。

宇和水電は前述の如く次第に順調な發達を遂げたがこの間終始節約を旨とし、バラツク建の粗末な本社に塵埃を浴び乍ら社務に精勵一方斯業独自の公益的責任をよく理解し、戸數の多い山間の僻地まで電氣の普及を圖り、又各所に小發電所を急設する等一般大業への奉仕振りは眞に目醒ましいものがあり、當事者が如何に苦心を拂つて地方文化の發展に盡し、會社の業績を擧ぐるに努めたかは想像以上のものがある。

かくて當時の愛媛縣は伊豫鐵電、宇和水電の兩者の勢力によつて二分されてゐたのであつたが、斯業の統一、經營の合理化は縣下大衆の輿論として次第に高調され、殊に宇和水電に關する限りは電源の不足のため電燈並に電力は相當權利金附で賣買され、これが供給



料金も伊豫鐵電に較べ稍高きものあり、大勢互ひに割讓を許さざる實情を双方諒解し、ここに圓滿に合併の議議り、大正十四年八月二十八日附の關係者の合併申請の件が同年十一月二十五日附で時の逓信大臣安達謙蔵氏鐵道大臣仙石實氏内務大臣若槻禮次郎氏によつて認可され、茲に兩者對等の立場から從來の兩者を夫々解散して新使命による伊豫鐵道電氣株式會社を設立し、各種料金の引下げ其他供給條件の緩和を圖つた。

かくて創始卅八年の歴史を有する古き伊豫鐵電は形式上こゝに全く終局を告げ、新規の資本金二千八百三十一萬二千圓を擁する新伊豫鐵電は名實共に縣下電氣單統制の總元縮としての責任と自負をもつて大正十四年十二月一日より華々しく營業第一歩を踏み出した。

契約書

伊豫鐵道電氣株式會社ヲ甲トシ宇和水電株式會社ヲ乙トシ兩會社合併ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

- 第一條 甲及乙ハ合併シテ新ニ會社ヲ設立シ甲及乙ハ之ニヨリ解散スルモノトス
- 第二條 新會社ヲ設立スルニ付定款ノ作成其他ノ行爲ヲナス爲メ甲及乙ハ各貳名ノ實行委員ヲ選任スルモノトス
- 第三條 新會社ノ定款ニ記載スベキ主ナル事項ハ左ノ通りトス

一、目的

- 一、鐵道及軌道ヲ敷設シ一般運輸ノ業ヲ營ム事但シ附帶事業トシテ橋樑並ニ乘客ノ娛樂機關ヲ設備スルコトヲ得
  - 二、電燈電力ノ供給電氣機械器具ノ販賣並ニ貸付及其附帶事業ヲ營ムコト
  - 三、土地建物ノ賃貸業ヲ營ムコト
  - 四、水ノ製造販賣及物品貯藏事業ヲ營ムコト
- 一、商 號 伊豫鐵道電氣株式會社
- 一、資本ノ總額 貳千八百參拾壹萬貳千圓
- 一、一株ノ金額 五拾圓
- 一、取締役ガ有スベキ株式ノ數 貳百株以上

一、本店及支店ノ所在地

- 本店 松山市港町五丁目
- 支店 今治市大字今治村 新居郡西條町大字大町 喜多郡大洲村大字若宮
- 宇和島市大字鶴島町 西宇和郡八幡濱町

一、會社ガ公告ヲ爲ス方法 本店管轄區域外所ノ登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第四條 甲ハ現在金貳拾圓拂込ノ株式ニ對シ合併履行前金五圓宛ノ拂込ヲ撤消シテ之ヲ爲ス

第五條 甲及乙ハ大正十四年六月末日現在ノ貸借對照表及財産目録ヲ基礎トシ合併履行ノ日ニ於ケル權利義務一切ヲ引繼ギ新會社ハ之ヲ繼承スルモノトス

通常ノ收入及支出ノ外著シク財産狀態ニ異動ヲ生ズルモノハ相互ニ通知シテ承認ヲ受タベキモノトス

第六條 新會社株式ノ内四拾四萬六千株ハ左ノ割合ヲ以テ大正十四年十一月一日ニ於ケル最終ノ甲及乙ノ株主ニ割當テ交付スルモノトス

- 一、甲及乙共兩株(額面五拾圓拂込済)及新株 額面五拾圓ニ對シ金貳拾五圓拂込済)各一株ニ對シ從來拂込ト同一ナル新會社ノ株式一株宛ノ割合

種株式拾貳萬貳百四拾株ハ甲ノ株主ニ對シ新株及新株各拾株ニ對シ從來拂込ト同一ナル新會社ノ株式三株六分宛割當テ任意ニ之ヲ引受セシムルモノトス

株式割當上端數ヲ生ズル時ハ端數ノ權利者ハ共同シテ株式ノ引受ヲナス事ヲ得

引受ナキ株式ハ取締役ニ於テ適宜引受者ヲ定ムルモノトス

第七條 乙ノ電氣ニ關スル料金及供給規程ハ合併ノ日ヨリ一ヶ年ヲ限リ現行ノ通りトシ其後ハ甲ト同一ノ程度ニ料金を引下ゲ供給規程ヲ改正統一スルモノトス

第八條 新會社役員ハ甲ノ從來定款ニ定メタル人員ノ外乙ノ株主中ヨリ顧問一名ヲ囑託シ取締役貳名監督役一名ヲ選舉スルモノトス

第九條 甲及乙ノ社員ハ共ニ就職ノ日ヨリ勤務年限ヲ通算シ甲ノ從來ノ規程ニヨリ給與及待遇ヲ同一ニナスモノトス

第十條 新會社ハ乙ノ從來ノ役員ニ對シ相當ノ慰勞金ヲ支出スベシ其金額ハ新會社ノ役員之ヲ定ム

第二章 諸會社合併

第二章 諸會社合併

第十一條 甲及乙へ來ル八月廿五日迄ニ各々株主總會ヲ開キ本契約ノ承認ヲ受タルモノトス  
 第十二條 合併履行ノ期日ハ大正十四年十二月一日トス

但シ其期日前ニ合併ニ關スル手續ヲ進行シ爾ハ甲乙取締役ニ於テ期日ヲ變更シ且ツ之ニ關スル諸般ノ協定ヲ爲スコトヲ得  
 第十三條 甲及乙ノ株主ニ對スル當計算期利益配當ハ前期ノ配當割合ヲ超ユル事ヲ得ザルモノトス  
 右契約ヲ確保スル爲メ本書ニ通ヲ作成シ各一通ヲ保有スルモノ也

大正十四年七月廿九日

伊豫鐵道電氣株式會社

取締役社長 井

宇和水電株式會社

取締役社長 渡邊

伊豫鐵道電氣株式會社貸借對照表

大正十四年十一月三十日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
未拂込株金	九三〇、七五〇・〇〇〇	株	五、六〇〇、〇〇〇・〇〇〇
地所	八九、八七四・六〇〇	法定準備金	四一、四八四・三〇〇
建物	一四七、三二二・五九〇	別途積立金	九八、五二五・〇〇〇
水路	一、六七三、四四九・二〇〇	借入金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
機械及設備裝置	九九八、〇一六・六四〇	役員以下退職慰勞金	四四、〇二六・〇〇〇
送電線路	一八〇、二七五・四五〇	未拂	一五八、九三九・二七〇
配電線路	一、五八四、六三四・〇五〇	身元預金	二七、六三一・一〇〇
保安用電話	一八、九一六・一四〇	假受金	七、五八九・一三〇
合計	七、七六八、五四一・四四〇	合計	七、七六八、五四一・四四〇

貸付器具		前期繰越益金	
科目	金額	科目	金額
工器具	七九五、三九一・〇〇〇	前期繰越益金	五四、一三三・一三〇
什器	一五、二〇一・九七〇	当期損益金	三六五、二三三・五一〇
貯藏品	一九、三三六・八〇〇		
預藏	一一七、七二八・八九〇		
未收入金	八七、二〇四・五七〇		
假拂入金	一五五、五九一・一四〇		
擴張工事未決算	五六、六一七・二七〇		
現金	二七九、八三七・四八〇		
中村營業所	三〇五、八四〇		
製水所	五四六、七九一・五一〇		
合計	七、七六八、五四一・四四〇	合計	七、七六八、五四一・四四〇

宇和水電株式會社損益計算書

自大正十四年六月一日

至大正十四年十一月三十日

當期總益金 七六一、一〇六・四一〇  
 當期總損金 三九五、八七二・九〇〇  
 差引當期純益金 三六五、二三三・五一〇

伊豫鐵道電氣株式會社貸借對照表

大正十四年十一月三十日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
拂込未済資本金	四、六四五、〇〇〇・〇〇〇	資本金	一六、七〇〇、〇〇〇・〇〇〇
鐵道建設費	一、二三九、六六二・三〇二	法定準備金	一、〇〇二、七六〇・〇〇〇
合計	五、八八四、六六二・三〇二	合計	一七、七〇二、七六〇・〇〇〇

第二章 諸會社合併

伊豫鐵道電氣株式會社損益計算書		自大正十四年六月一日起至大正十四年十一月三十日	
科目	金額	科目	金額
軌道興業費	六五六、二六七、四一七	價格償却準備金	八〇五、三六〇、〇〇〇
電氣興業費	一〇、七五三、六三一、二五九	未拂當金	一六九、〇六八、五七六
土地建物興業費	二一六、二四〇、二一九	未拂積立金	四、五八一、六六〇
今治火力工事費	一、三三七、三六九、二二六	假受金	一八七、四七九、四一八
面河工事費	六六、七二七、一四	社員積立金	一三七、九八九、四五六
假出金	五九八、二二三、六〇二	保證金	一〇三、一六〇、〇〇〇
未收入金	二〇、八八七、八一三	恩給資金	一一九、二七一、八七〇
貯藏物品	三二九、六七二、六八一	前期繰越金	一三三、五八五、七三六
有價証券	五二二、三三六、五七〇	当期純益金	一、〇二六、二八三、九一一
預金	二二六、〇五六、〇六一		
現金	八九、七三四、三六三		
合計	二〇、五〇一、八〇八、六二七	合計	二〇、五〇一、八〇八、六二七

伊豫鐵道電氣株式會社損益計算書

自大正十四年六月一日起至大正十四年十一月三十日

伊豫鐵道電氣株式會社ノ資本金ニ就而		大正十四年十二月一日設立ノ伊豫鐵道電氣株式會社ノ資本金ニ對スル、元伊豫鐵電、並元宇和水電ノ出資割合ハ左ノ通りデ	
科目	金額	科目	金額
鐵道收入	三九五、三三五、七〇九	鐵道支出	二五〇、四五三、五九五
軌道收入	六三、一二四、〇二七	軌道支出	四三、二四九、〇一九
電氣收入	一、五六〇、一一二、五九二	電氣支出	七〇三、一四六、六一六
土地建物收入	一一、五三四、九八二	土地建物支出	八、〇〇六、一六九
合計	一一〇三、一〇七、三三〇	合計	一一〇三、一〇七、三三〇

新設伊豫鐵道電氣株式會社ノ資本金ニ就而

大正十四年十二月一日設立ノ伊豫鐵道電氣株式會社ノ資本金ニ對スル、元伊豫鐵電、並元宇和水電ノ出資割合ハ左ノ通りデ

元伊豫鐵電	在來資本金ヲ充當	一六、七〇〇、〇〇〇圓	(内拂込二二、〇五五、〇〇〇圓)
元宇和水電	同	五、六〇〇、〇〇〇圓	(内拂込四、六六九、二五〇圓)
元伊豫鐵電	元資本金ノ三割六分增加	六、〇二二、〇〇〇圓	(内拂込四、三三九、八〇〇圓)
合計		二八、三二二、〇〇〇圓	(内拂込二二、〇六四、〇五〇圓)

增加資本金勘定書

種別	金額	摘要
電氣興業費	一、二二〇、七九七、一九九	元伊豫鐵電增加
土地建物興業費	一、三八四、一七〇、三八一	元伊豫鐵電增加
有價証券	八四、二九六、八八〇	元伊豫鐵電增加
法定準備金	一、四一五、二四四、三〇〇	元伊豫鐵電增加
價格償却準備金	四〇三、八八五、〇〇〇	元伊豫鐵電增加
小計	四、三三九、八〇〇、〇〇〇	元伊豫鐵電增加
拂込未済資本金	一、六七二、二〇〇、〇〇〇	元伊豫鐵電增加
合計	六、〇一二、〇〇〇、〇〇〇	元伊豫鐵電增加

伊豫鐵道電氣株式會社貸借對照表 (元伊豫鐵道電氣會社併合決定)

大正十四年十二月一日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
拂込未済資本金	七、二四七、九五〇・〇〇〇	資本金	二八、三二二、〇〇〇・〇〇〇
鐵道建設費	一、三三九、六六二・三〇二	別途準備金	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
軌道興業費	六五六、二六七・四一七	借入金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
電氣興業費	一七、四九六、七三六・八九八	未拂配當金	三二八、〇〇七・八四六
土地建物興業費	一、六〇〇、四一〇・六〇〇	未拂配當金	四、五八一・六六〇
製水興業費	七一、四〇六・三〇〇	假受積立金	一九五、〇一三・五四八
今治火力工事費	一、三三七、三六九・二二六	社員積立金	一六五、六二〇・五五六
面河工事費	六六、七二七・一一四	保給積立金	一〇三、二一五・〇〇〇
中村營業所	五四六、七九一・五一〇	引給積立金	一七三、二九七・八七〇
假出入金	九三四、六七八・三三二	引給利益金	一、六八一、四八四・二八七
未收入金	一七六、四七八・九五三		
貯藏物品	四四七、四〇一・五七一		
有價證券	四二八、〇三九・六九〇		
預金	三三三、二六〇・六三一		
現金	九〇、〇四〇・二〇三		
合計	三三、四六三、二二〇・七六七	合計	三三、四六三、二二〇・七六七

第九節 周桑電氣株式會社

周桑電氣株式會社は當初中江産業合資會社自家用鞍瀨發電所より受電し、周桑郡中川村外四ヶ村を供給區域として、事業經營認可を得たが其供給地域は、伊豫鐵道に接せるのみならず、後電力をも伊豫鐵道より受電する事となり益々緊密の關係を生ずるに及び、其主腦者並に需用家は小規模企業の不利なるを感じ、伊豫鐵道への統一を望むに至り、伊豫鐵道亦縣下事業の統一の爲に、左記條件を以て買収するに至つたのである。

伊豫鐵道電氣株式會社へ事業賣却假契約書

假契約書

- 周桑電氣株式會社ヲ甲トシ伊豫鐵道電氣株式會社ヲ乙トシ電氣事業賣却ニ付キ左ノ契約ヲ締結ス
- 第一條 甲ノ電氣營業權工物其他一切ノ資產及權利ハ代金四萬五千圓ト定メ乙ニ賣渡シ乙ハ之ヲ買收スル事
  - 第二條 乙ハ甲ノ役員ニ對シ相當ノ慰勞金ヲ支出スルモノトシ其ノ金額ハ乙ノ役員會ニ於テ之ヲ定ムル事
  - 第三條 甲ノ電柱敷地料ハ向テ五ヶ年間從來ノ通りトシ増額ヲナサザルコトヲ甲ノ重役個人ニ於テ連帶保證ヲ爲スコト
  - 第四條 乙ハ契約履行ノ日ヨリ電氣料金ヲ引下ゲ乙ノ供給規程ト同一ニスルコト
  - 第五條 本契約ノ履行期日ハ甲乙双方ノ代表者ニ於テ協定スルコト
  - 但シ甲ハ大正拾五年拾貳月末ヲ以テ計算ヲ打切リソレ以降ノ勘定ハ全部之ヲ乙ニ引繼ヲ爲スモノトス
  - 第六條 甲及乙ハ直チニ相當ノ手續ヲ爲シ監督官廳ノ認可ヲ申請スルコト

大正拾五年拾貳月十八日

以上

周桑電氣株式會社

取締役社長 越智茂登 太

第二章 諸會社合併

一〇九

覺書

別紙契約ニ附帶シ甲乙間ニ左ノ申合セヲ爲スモノトス

- 一、乙ハ中川村ニ散宿所ヲ置ク事
- 一、甲ノ従業員ハ成可ク乙ニ於テ繼續使用スル事
- 一、十燭光壹個ハ神社ヘ無料ニテ點燈スル事
- 一、甲ノ社長及事務取締役住宅ヘハ無料燈十六燭光電扇ヲ寄贈スル事
- 一、本年度ニ關スル諸般ノ税金ハ甲ニ於テ支拂フ爲ス事
- 一、本年度決算ニツキ甲ハ從來ノ例ニヨリ相當償却ヲ爲スベキ事
- 一、甲ノ未收入金ハ甲ニ於テ整理ヲ爲ス可キ事
- 一、甲ノ電柱敷地料ハ左ノ通りトス

有 料 貳百七拾六本

料 金 本柱 參拾錢 支柱支線 貳拾錢 無料 參百參拾貳本

以上

大正拾五年拾貳月十八日

周桑電氣株式會社  
 取締役社長 越智茂登太  
 伊豫鐵道電氣株式會社  
 取締役社長 井上 要

周桑電氣株式會社買收勘定書

昭和二年一月一日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
電氣興業費	四八、六四〇・一八〇	未拂金	一、二六七・六四〇
貯藏品	九六六・〇〇〇	買收金	五〇、〇〇〇・〇〇〇
未收入金	一、六〇二・八〇〇	買收金	五〇、〇〇〇・〇〇〇
現金	五八・六六〇	買收金	五〇、〇〇〇・〇〇〇
合計	五一、二六七・六四〇	合計	五一、二六七・六四〇

第十節 燧洋電氣株式會社

成立

燧洋電氣株式會社は宇摩郡一圓並に徳島縣三好郡の一部を供給地域として居たものであるが、元其事業は明治四十四年四月宇摩郡地方有志に依りて創立せられたる東豫水力電氣株式會社の經營せしものであつて、後同社は帝國電燈株式會社に之を譲渡解散し帝國電燈は之を東豫營業所として經營中、愛知縣岡崎市の岡崎電燈會社系統の早川久右衛門、千賀千太郎氏等が其事業一切を譲受けて燧洋電氣株式會社を創立したのである。處が燧洋電氣の株式全部は一時徳島市高木次郎氏の發起せる吉野川水電興業株式會社系統の大阪市加島安治郎、柳廣藏氏等の手に移り更に曲折ありて再び之が早川、千賀氏等の許に歸つた等、其の經營主腦が轉々した爲に實際の電氣事業其物は稍顧られざるものあり爲めに會社對需用家間の意志は稍もすれば疏通を缺き監督官廳其他に於ても事業上大に注意をして居たのであるが何分事業の中心者變轉極りなかつたので如何ともする能はざりしが最後に其實權千賀氏等に歸するや氏等は時の通信大臣安達

謙蔵氏の幹旋により之を伊豫鐵道電氣株式會社に合併することとなり我社亦事業統一の意より協調して合併條件を定め茲に愛媛縣下の統一を見るに至つたのである。

契 約 書

伊豫鐵道電氣株式會社ヲ甲トシ燧洋電氣株式會社ヲ乙トシ兩會社ハ合併ニ付左ノ假契約ヲ締結ス

第一條 甲乙ハ合併シ甲ハ存続シ乙ハ解散スルコト

第二條 甲ハ乙ノ昭和二年三月三十一日現在ノ資產負債ノ狀態ヲ基礎トシ合併履行ノ日ニ於ケル乙ノ權利義務一切ヲ繼承スルモノトス  
合併履行前甲乙共通營業ニ屬スル收支ノ外其資產及負債ニ著シキ變動ヲ生ズルモノハ相互ニ通知シテ其承認ヲ受クベキコト

第三條 乙ハ合併履行前ニ新株式一株ニ付金拾貳圓五拾錢ノ拂込ヲ爲シ一株式ノ拂込金額ヲ金貳拾五圓トスルコト

第四條 甲ハ資本金額二百六拾四萬圓此株式數五萬二千八百株ヲ増加シ合併履行ノ當日ニ於ケル乙ノ最後ノ株主ニ對シ左ノ割合ヲ以テ株式ノ交付ヲ爲スベキコト

一、乙ノ舊株式(五拾圓拂込済)壹百株ニ對シ甲ノ五拾圓拂込済ノ株式八拾八株ノ割合

一、乙ノ新株式(貳拾五圓拂込済)壹百株ニ對シ甲ノ額面五拾圓内貳拾五圓拂込済ノ株式八拾八株ノ割合

但シ割當上端數ヲ生スルモノハ商法ノ規程ニヨリ處分スルコト

第五條 乙ノ解散費用並ニ役員及社員ノ慰勞金ハ甲ノ代表者ニ於テ相當ノ金額ヲ定メ支給スベキコト

第六條 合併後甲ハ乙ノ株主中ヨリ監査役貳名ヲ選任スベキコト

第七條 乙ノ社員ハ甲ニ於テ引續キ任用シ其勤続年限ハ乙ニ就職ノ日ヨリ甲ノ就職年限ト同ジク通算スベキコト

第八條 甲及乙ノ電氣供給規程ハ本年十二月末日迄ハ從來ノ通りトシ甲ハ其後ニ於テ改正整理スベキコト

第九條 昭和二年四月一日ヨリ合併履行當日迄ニ於ケル乙ノ利益金ハ甲ニ引續ギ甲ハ其内ヨリ乙ノ株主ニ對シ其前期配當金ト同率ノ金錢ヲ交付スベキコト

第十條 此假契約ニ因ル合併履行期日ハ本年八月一日トシ其以前ニ主務官廳ノ認可ヲ得ザル時ハ甲乙ノ取締役ニ於テ協定ノ上其期日ヲ變更スベキコト

コト

第十一條 甲乙ハ來ル五月廿日迄ニ株主總會ヲ開キ此假契約ノ承認ヲ受クベキコト

第十二條 甲乙ノ株主總會ニ於テ此假契約ヲ承認セズ又ハ主務官廳ノ認可ヲ得ザル時ハ此假契約ハ無効タルベキコト

第十三條 合併履行ニ必要ナル一切ノ事項及合併ニ關スル一切ノ手續ハ之ヲ甲及乙ノ取締役ニ一任スルコト

右契約ノ證トシテ本書ニ一通ヲ作成シ各自一通ヲ保有ス

昭和二年四月廿七日

伊豫鐵道電氣株式會社

取締役社長 井

燧洋電氣株式會社

取締役 早 川 久 右 衛 門

燧洋電氣合併認可書

監第四六四二號

伊豫鐵道電氣株式會社  
燧洋電氣株式會社

昭和二年五月廿三日附申請會社合併ノ件認可ス

但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スベシ

昭和參年五月拾六日

逓 信 大 臣 望 月 圭 介

一、被合併區域ニ於ケル電氣供給料金ハ合併契約書第八條記載ノ時期後速カニ相當輕減スルコト

二、可成速カニ全供給區域ニ涉リ電氣供給料金其他供給條件ヲ整理輕減スルコト

第二章 諸會社合併

三、被合併區域ノ送電通路及周波數ヲ統一ニ關スル具體的計畫書ヲ本認可ノ日ヨリ貳ヶ月以内ニ提出スルコト  
四、電氣工作物ニ對シテハ充分ナル減價償却ヲナシ且ツ事業ノ改善及普及ニ努ムルコト  
監第四六四二號

命令書

伊豫鐵道電氣株式會社  
燧洋電氣株式會社

昭和三年五月十六日附監第四六四二號認可狀ニヨリ本命令書ヲ下附ス

第一條 電氣事業許可有効期間ハ昭和拾年六月六日迄トス

第二條 認可ヲ受ケタルモノハ認可ノ日ヨリ參ヶ月以内ニ合併ヲ終了スベシ

前項ノ期間内ニ合併ヲ終了セザル時ハ認可ハ其効力ヲ失フ

第三條 遞信大臣ハ當事者ノ申請ニヨリ正當ノ事由アリト認ムル時ハ前條ニ指定シタル期間ヲ伸長スルコトアルベシ

前項ノ申請ハ指定期間満了前之レヲナスコトヲ要ス

第四條 前條ノ申請書ハ之レヲ遞信大臣ニ申請シ同時ニ其副本ヲ所轄地方長官及遞信局長ニ提出スベシ

昭和參年五月拾六日

遞信大臣 望 月 圭 介

御請書

伊豫鐵道電氣株式會社  
燧洋電氣株式會社

右兩會社合併ニ關スル別紙御認可指令書並ニ御命令書正ニ御請仕候也

昭和參年五月 日

松山市大字湊町五丁目拾參番地

伊豫鐵道電氣株式會社

取締役社長 井

上

要

岡崎市通尺町八拾參番地

燧洋電氣株式會社

取締役 早川久右衛門

遞信大臣 望月圭介殿

昭和二年五月廿三日附認可申請の伊豫鐵道電氣株式會社と燧洋電氣株式會社合併の件は銅山川電力株式會社より異議の申立があり之に對して伊豫鐵道電氣株式會社が理由なきものとして上申したる全文は左の通りである。

弊社と燧洋電氣株式會社ノ合併ニ對シ銅山川電力株式會社ノ申立タル異議ハ全然理由ナキモノニ付其次第左ニ上申仕候

一、燧洋電氣株式會社と銅山川電力株式會社ノ關係

兩會社ノ交渉ハ大正九年四月十日付ヲ以テ銅山川電力ノ前身タル吉野川水電興業株式會社發企人ト燧洋電氣ノ間ニ締結シタル水利使用權電氣供給權其他ノ事業讓渡ノ契約アルノミニシテ其外何等ノ關係ヲ有セザルモノニ御座候

然ルニ其後間モナク財界ハ非常ナル恐慌ニ陥リ吉野川水電興業ノ株式ハ拂込少ク其拂込タリト稱スル金額モ其使途並ニ管理極メテ正確ナラズ訴訟紛起シテ事實上會社ハ殆ド不成立ノ状態ニアリ此事業讓渡ノ御認可申請ニ際シ主務管廳ハ此事態ヲ御認メノ上大正十年十月廿二日付ヲ以テ整理ニ關スル重要條件御指定ト相成リ其發行後事業ノ讓受渡ヲ爲スベキ旨御命令トナリタル次第ニ御座候然ルニ同會社ハ屢々延期ヲ出願セシモ終ニ之レヲ發行スル能ハズ燧洋電氣モ亦契約ノ履行ニ付催告スル處アリシモ數年ヲ經過シナガラ更ラニ之ニ應ズル事能ハズ結局大正十四年十二月ニ至リ事業讓渡ノ御認可ハ當然失効トナリ兩會社ニ對シテ其旨公式ニ御通達トナリタル事實ニ御座候

電氣事業譲渡ノ契約ハ主務大臣ノ御認可ニ因リ始メテ其効ヲ生ズルモノニシテ御認可ナキ場合若クハ御認可失効ノ場合ニ於テ當事者間ノ契約ハ當然無効ニ歸スベキハ固ヨリ言フ俟タザル儀ニ銅山川電力ガ此無効ノ契約ヲ根據トシ合併ニ異議ヲ唱フルガ如キハ誠ニ不都合ノ儀ト存ジ候  
同會社ハ大正十三年十二月燧洋電氣ニ對シ財産引渡債務確認ノ訴訟ヲ提起セシガ其後徒ラニ審理ノ遅延ニ務メ今尙判決ニ至ラザレドモ其訴訟ノ根據トセル事業譲渡ノ契約ハ訴訟提起後前陳ノ如ク無効トナリ今日ニ於テ同會社ハ何等客味スベキ事由ナキ事極メテ明瞭ノ事ト存候

一、燧洋電氣株式賣買ノ關係

燧洋電氣取締役社長千賀千太郎ハ重役個人ヲ代表シ大正八年十二月同會社株式ト其際出願中ノ銅山川水利使用權ノ賣渡ヲ高木次郎ノ委託ヲ受ケタル林喜兵衛ニ約シ其後高木次郎及日英興業株式會社トノ間ニ一部ノ代金及株式ノ受渡ヲナシタルモ其後大正十年六月ニ至リ買主ハ種リ代金ノ支拂ヲ爲ス事ヲ得ズ結局翌十一年六月高木次郎及内殖産株式會社(日英興業株式會社ノ改稱)ハ千賀千太郎等ニ對シ一旦買受ケタル株式全部ヲ賣戻シ現實ニ其株券ハ千賀千太郎ノ手中ニ復歸シ同人ニ於テ處分セル事ハ訴訟記録ニ依ルモ明確ナル處ニ御座候從テ株式若クハ代金ニ對シテモ銅山川水利ハ何等ノ權利ナキ次第ニ御座候  
若シ又此株式賣買ニ付爭フベキ理由アリトセバ賣買當事者個人間ノ問題ニ過ギズ法人タル燧洋電氣トハ全然没交渉ノ儀ニ有之候  
出願中ノ銅山川水利使用ノ件ハ素々個人ノ出願ニシテ燧洋電氣トハ各別ノモノニ有之候

一、合併ト銅山川電力トノ關係

弊社ト燧洋電氣ノ合併ハ銅山川電力ニ於テ交渉ナキ次第ハ前陳ノ通ナルモ假リニ銅山川電力ガ燧洋電氣ニ對シ何等カ要求スベキ權利アリトセバ合併ニ依リ毫モ損失ヲ受タルモノニアラズ弊社ハ合併ニヨリ全然燧洋電氣ノ權利義務ヲ繼承シ債務ノ負擔力ハ之レヲ燧洋電氣ニ比シテ益々堅實ヲ加フル儀ニ付銅山川電力ノ權利ニ益々更ラニ損害スル處ナキ次第ニ有之若シ訴訟ニ於テ同社ノ勝利ニ歸スル時ハ同社ハ合併ニ依リ其權利ノ執行上少シモ妨ゲヲ受タルモノニアラズト存候  
同社ハ合併ノ結果弊社ト燧洋電氣ノ財産ニ混同ヲ來スノ恐レアリト申立候得共同社ガ事業譲受ノ契約ヲ爲シタルニヨリ既ニ八年ヲ經過シ其間燧洋電氣ハ財産其他ノ狀態一變セルモノアリ然ルニ同會社ハ之レヲ容認シ來リタルモノニ御座候然ルニ合併ニ依リ財產ノ混同ヲ恐ルト申立候得共主務官廳ノ嚴正ナル御監督ノ下ニ於テ合併ニ依リ財產ヲ混同スルガ如キ恐ナキハ辨明ヲ要セザル處ニ御座候

一、弊社ト訴訟事件トノ關係

銅山川水利ノ燧洋電氣ニ對スル訴訟ハ固ヨリ理由ナキモノト確信仕候得共萬一燧洋電氣敗訴ノ場合ヲ慮リ弊社ハ別紙ノ通り燧洋電氣重役個人ノ通帶保證書ヲ受取り居リ候而シテ此等重役個人ハ數百萬圓ノ資産家少ナカラザルニ依リ若シ敗訴ノ時ハ十分賠償ヲ受タル事ヲ得ル次第ニ有之從テ弊社ハ萬一ノ場合ニ於テモ此合併ニ依リ更ニ損害ヲ蒙ル憂ナキ次第ニ御座候  
右ノ通ニ御座候間兩會社合併ノ儀何卒速ニ御認可被成下度申上仕候也

昭和二年七月二日

愛媛縣松山市海町五丁目十三番地

伊豫鐵道電氣株式會社

取締役社長 井

上 要

逓信大臣 望月圭介殿

燧洋電氣株式會社貸借對照表

昭和三年五月三十一日

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
未拂込資本金	一、〇〇〇,〇〇〇.〇〇	資本金	三、〇〇〇,〇〇〇.〇〇
地所家屋	一三七,九五五.〇四二	法定積立金	三七,一〇〇,〇〇〇.〇〇
電線	四五八,二二九.〇一三	借入金	四五〇,〇〇〇.〇〇〇
屋內線	二一八,八三五.六六二	未渡現金	六七七,六三〇.〇〇
瀧山發電所	四〇六,四八九.四二四	未拂現金	二二三,六四九.三一〇
三島發電所	六二,六四三.一〇六	前期繰越金	一一三,一四六.〇〇
三島新發電所	四〇九,八六五.三二八		
白河發電所	三一九,二七五.三四二		
什器	一五,一五五.〇四〇		
未收入金	二五,八一八.八〇〇		



貯藏品		營業所勘定		當座預金		別途預金		現拂金		有價證券		假出金		缺損金		合計	
	三二,二九三,〇三〇		一六,〇三三,七七〇		六,一五八,二四〇		一七五,〇〇〇,〇〇〇		一一九,一九〇		五三五,五〇〇		一,五四一,七〇〇		五〇,〇〇〇,〇〇〇		一七六,七一一,九九九
																	三,五一一,六五〇,〇八六
合計																	
三,五一一,六五〇,〇八六																	

燧洋電氣株式會社損益計算書

自昭和三年四月一日  
至昭和三年五月三十一日

收入		支出	
科目	金額	科目	金額
電力料	三〇,五六三,六八〇	報酬給料手當	四,五八四,五〇〇
電燈料	一六,九九〇,五〇〇	雜費	一,一六五,六八〇
工力料	八七八,八二〇	旅費	一,五二二,八二〇
器具費	七〇,六五五	借地料	一五三,五〇〇
雜費	六四七,五九〇	通信費	二二二,二二〇
收入	一,二〇〇,六五〇	運搬費	六九,五四〇
利息		諸稅金	四,一七四,七四〇
合計		修繕費	四一五,八九〇
		消耗品費	五八,六五〇

燧洋電氣株式會社償却内譯表

科目	金額	科目	金額
小計	五〇,三五一,八九五	雜費	二,四〇九,八九〇
缺損	一七六,七一,九九九	支拂利息	六,二〇四,四五〇
合計	二二七,〇六三,八九四	電球引替費	一,八〇一,〇三〇
		三島發電所費	五,一三六,二二三
		瀧山發電所費	五六〇,二四〇
		白河發電所費	五三六,四五〇
		水路維持費	一八六,四〇〇
		內線維持費	一,二二六,二二九
		外線維持費	二,四五二,七五三
		送電線維持費	一三三,九五〇
		什器消却金	四七七,五五〇
		合計	一九三,五七一,二六九
			二二七,〇六三,八九四

科目	金額	摘要
瀧山發電所		
水力工事費	一〇,六八〇,八八五	
原動機費	一一,二七一,五一〇	
電氣機具費	一八,〇八二,二六五	
白川發電所		
水力工事費	二二,八四五,四八〇	
原動機費	八,八八七,五一一	

第二章 諸會社合併

三島發電所	九、四〇一・八八六
電氣機具費	
原動機費	四五、一〇・七三五
電氣機具費	一四、四七五・七一
運搬器具費	四、八二七・九〇〇
諸費	二、三三三・五六六
假出金	
銅山川訴訟費用	三、四九〇・五七〇
社債減價	一五、三四六・〇〇〇
借入金手数料	六、〇三六・一四〇
銅山川水利出願費	三、〇二一・六四〇
白形又八萬圓訴訟費	七、七〇五・一七〇
三島新發電所	
原動機	一、〇二四・三三〇
電氣機	七、一四〇・〇九〇
合計	一九三、五七一・二六九

一一〇

燧洋電氣株式會社資本金切下ゲニ就テ

昭和三年六月一日資本金參百萬圓ヲ貳百六拾四萬圓(内壹百七拾六萬圓拂込済)ニ切下ゲ合併ス

燧洋電氣株式會社合併勘定書

昭和三年六月一日

借方	貸方
未拂込資本金	資本金
八八〇、〇〇〇・〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇・〇〇〇

電氣工業費	二、〇二八、四四七・八五七	借入金	四五〇、〇〇〇・〇〇〇
未收入金	三三、〇九六・三三〇	假受金	六七七・六三〇
貯藏物品	三二、二九三・〇三〇	未拂込金	二二二、六四九・三二〇
預備金	一九一、〇三三・七七〇	合併差益	一〇〇、六一一・一四七
假出金 (内重役慰勞金 五〇、〇〇〇・〇〇〇圓)	五〇、五三五・五〇〇		
有價証券	一、五四一・七〇〇		
合計	三、二一四、九三八・〇八七	合計	三、二一四、九三八・〇八七

第十一節 小田水力電氣株式會社

成立

上浮穴郡小田町村を供給區域として大正七年十一月十五日創立に關する第一回有志會を開き續いて十二月十日發企人會に於て資本金五萬圓の小田水力電氣株式會社設立を滿場異議なく可決したのであるが事業經營許可の遷延と株式募集の不振により大正十年一月九日に至りて漸く創立總會を開き得たのである。

起業目論見書

三〇〇、〇〇〇	創立費	六、八〇〇・〇〇〇	水力工事費
八、三〇〇・〇〇〇	發電所費	六、〇〇〇・〇〇〇	配電線路費
二、五〇〇・〇〇〇	需要家屋内工作物費	三〇〇・〇〇〇	測量監督費
三〇〇・〇〇〇	豫備費	計 二四、五〇〇・〇〇〇	
第二章 諸會社合併			

一一一

創立ニ關スル事項報告書

本小田水力株式會社ノ設立ヲ思ヒ立ち我々發起人が第一回ノ協議會ヲ開キタルハ實ニ大正七年十月ノ頃ナリシガ、時恰モ歐洲戰爭ノ大亂中ニテ點燈用ノ石油ハ非常ノ暴騰ヲナセル際ナリシ爲メ立ち處ニ嚴者ノ發同ヲ得テ直ニ發起人會ヲ開クコトニ決定シ、着々ト其ノ歩ヲ進メテ、アリタルモ如何セン懸ノ水利使用許可並ニ運信省ノ電氣事業經營認可運延セルタメ徒ラニ長年月ノ日子ヲ要シ一部ノ人々ニ於テハ或ハ不許可ノ運命ニ送遭スルモノト連斷サレタル向モアリタル程ナリシガ我々創立委員ハ一日モ速カニ許可ヲ得ルコトニ極力運動セルモ如何セン斯カル運動ニハ費用ノ伴フモノナルガ故ニ可及的費用ヲ投ゼズシテ効ヲ奏スル様此間相當ニ苦心ノ存ズルモノアリタリ、百方運動ノ結果昨年末認可アリタルニ付直チニ株式募集ニ着手シタルモ財界變亂時代ニ入りタル爲メ株式ノ募集ニハ相當骨ヲ折リタルモ滿ク滿株トナリタルニ付第一回ノ拂込ヲ了シ本日茲ニ創立總會ヲ開ク事ヲ得タルハ欣喜ニ堪ヘザル處ナリ。

- 因ニ創立ニ要セシ費用ハ左ノ通りニ付承認ヲ仰キタシ
- 金貳百圓也 測量及設計費
- 金拾圓也 測量手傳人夫賃
- 金七拾六圓六拾五錢也 電氣事業許可申請ノ爲メ廣島市出張旅費
- 金壹百九拾五圓九拾九錢也 發起人實費總價
- 金五圓也 雜費
- 合計 四百八拾七圓六拾四錢也

小田水力電氣株式會社  
 創立委員長 都 兼 宗 壽 郎  
 取締役 都 兼 九 平、吉 木 長 治 郎、竹 内 才 治、大 塚 直 雄、都 兼 宗 壽 郎、菊 池 卯 平、沖 田 安 太 郎  
 監査役 神 谷 光 五 郎、太 田 品 太 郎、島 津 光 治

創立當時の役員は左の諸氏である。

合併 經緯

小田水力電氣株式會社は上浮穴郡小田町村附近を供給地域とし我社の電力を受電營業してゐたが小規模の不利なるに依り我社へ合併を希望し來り、我社亦需用家の福祉と縣下事業統一の爲め協調、其實現を見るに至つたのである。

假 契 約 書

伊豫鐵道電氣株式會社ヲ甲トシ小田水力電氣株式會社ヲ乙トシ兩會社合併ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲及乙ノ兩會社ハ合併シ甲ハ存續シ乙ハ解散スルモノトス

第二條 乙ハ昭和三年二月末日迄ニ未拂込株金全部ノ拂込ヲ完了スルモノトス

第三條 甲ハ資本金三萬五千圓ヲ增加シテ株式七百株ヲ發行シ合併履行ノ日ニ於ケル乙ノ最終ノ株主ニ對シ乙ノ額面五拾圓拂込済ノ株式拾株ニ對シ甲ノ額面同額拂込済ノ株式七拾株ノ割合ヲ以テ割當交付スルモノトス

第四條 昭和二年十一月三十日現在ノ乙ノ別途積立金二千八百十圓ニ該當スル預金ハ乙ニ於テ之ヲ自由處分スルコトヲ得

第五條 甲ハ乙ノ役員ニ對シ慰勞金ヲ支出スルモノトシ其金額ハ甲ノ取締役ニ於テ之ヲ定ム

第六條 乙ノ電氣供給料金ハ合併履行ト同時ニ甲ト同一ノ程度ニ引下ゲ供給規程ヲ改正統一スルモノトス

第七條 合併履行期日其他合併ニ伴フ諸般ノ事項ハ甲乙双方ノ代表者ニ於テ協定スルモノトス

第八條 本契約ハ株主總會ニ於テ承認ヲ得ル能ハザル場合又ハ監督官廳ノ認可ナキ時ハ無効トス

右契約ヲ確保スルタメ本書ヲ二通作成シ各其堂通フ保有スルモノトス

昭和貳年拾貳月六日

松山市大字湊町五丁目拾番番地  
 伊豫鐵道電氣株式會社  
 取締役社長 井 上 要

上浮穴郡小田町村大字町村甲一四一番地  
 小田水力電氣株式會社

取締役社長 都 築 宗 壽 郎

監第二〇三三號

伊豫鐵道電氣株式會社  
小田水力電氣株式會社

昭和三年一月十七日附申請同社合併ノ件認可ス

但シ別掲命令書ノ條項ヲ遵守スベシ

昭和三年五月二十三日

逓信大臣 望 月 圭 介

監第二〇三三號

命 令 書

伊豫鐵道電氣株式會社  
小田水力電氣株式會社

昭和三年五月二十三日附監第二〇三三號認可狀ニ據リ本命令書ヲ下附ス

第一條 電氣事業許可有効期間ハ昭和十年六月六日迄トス

第二條 認可ヲ受ケタル者ハ認可ノ日ヨリ三ヶ月内ニ合併ヲ終了スベシ

前項ノ期間内ニ合併ヲ終了セザル時ハ認可ハ其効力ヲ失フ

第三條 逓信大臣ハ當事者ノ申請ニ依リ正當ノ事由アリト認ムル時ハ前條ニ指定シタル期間ヲ伸張スルコトアルベシ

前項ノ申請ハ指定期間満了前之ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 前條ノ申請書ハ之ヲ逓信大臣ニ提出シ同時ニ其副本ヲ愛媛縣知事及廣島逓信局長ニ提出スベシ  
右命令ス

昭和三年五月二十三日

逓信大臣 望 月 圭 介

小田水力電氣株式會社貸借對照表

昭和三年五月三十一日

借		貸	
科目	金額	科目	金額
起業費	二七、五六七・三六〇	資本金	五〇、〇〇〇・〇〇〇
什器	一、一七六・八四〇	法定積立金	一、三二〇・〇〇〇
貸付器具	六七七・四二〇	未拂品代	二七四・〇〇〇
在庫品	一、八三八・一〇〇	假受金	七二・八五〇
未收入	一三一・九六〇	前期繰越金	五五・〇〇〇
有價證券	八四三・五〇〇		
預金	一一、七一・九七〇		
損金	七、七六四・七〇〇		
合計	五一、七一・八五〇	合計	五一、七一・八五〇

小田水力電氣株式會社損益計算書

自昭和二年十二月一日  
至昭和三年五月三十一日

科目	利益ノ部	損失ノ部
目	金額	金額
電燈料	七、二六二・三二〇	二、五七七・七五〇
原動力料		
合計		

第二章 請會社合併

一二五

電力料		諸給料	
工	電	諸	給
事	力	旅	料
料	料	費	費
五九三・五六〇	一九七・五〇〇	二、〇八八・五〇〇	三七六・四四〇
五・三三〇	二一九・七六〇	八五一・七二〇	一三〇・六九〇
七二・七三〇	二九・四六〇	七三五・二四〇	九、三八四・九二〇
八、三八〇・五六〇	七、七六四・七〇〇	九、三八四・九二〇	
七、七六四・七〇〇	一六、一四五・二六〇		
一六、一四五・二六〇			
合計		合計	
		一六、一四五・二六〇	

小田水力電気株式会社償却内譯書

起業費		備考	
什	費	備	考
件	目	目	目
在	目	目	目
貨	目	目	目
付	目	目	目
庫	目	目	目
設	目	目	目
備	目	目	目
附	目	目	目
設	目	目	目
計	目	目	目
六、八九一・八四〇			
二九四・二一〇			
一六九・三五〇			
四五九・五二〇			
二〇〇・〇〇〇			
一、三〇〇・〇〇〇			
七〇〇・〇〇〇			
九、三八四・九二〇			
合計			

小田水力電気株式会社資本金切下ゲニ就テ

昭和三年六月一日資本金五萬圓ヲ參萬五千圓ニ切下ゲ合併ス

小田水力電気株式会社合併勘定書

昭和三年六月一日

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
電気興業費	二九、四二一・六四〇	資本金	三五、〇〇〇・〇〇〇
貯蔵物品	一、八三八・一〇〇	未拂金	七、九〇九・〇〇〇
未収入金	一三一・九六〇	假受金	七二・八五〇
有價證券	八四三・五〇〇	合併差益	九六五・三三〇
預金	一一、七一・九七〇		
合計	四三、九四七・一七〇	合計	四三、九四七・一七〇

### 第三章 組織の變遷

#### 第一節 定款

明治二十年九月十四日四萬圓の資本金を以て、伊豫鐵道會社が旅客貨物の運輸業を始めて以來、大正六年一月一日伊豫水力電氣株式會社を合併して電氣事業經營を加へ、附帶事業として貨物運送業並に土地建物業を經營するに到り、その間五十年の定款は改廢限りなく、變遷の跡を綴る事は第一編總説、第三編營業、並に第四編計理の事項と重複する嫌あるに付之を省略し、現行の定款を掲げるのみとした。

#### 伊豫鐵道電氣株式會社定款 (現行)

##### 第一章 總則

第一條 當會社ハ伊豫鐵道電氣株式會社ト稱ス

第二條 當會社ノ目的ハ左ノ如シ

- 一、鐵道及軌道ヲ敷設シ一般運輸ノ業ヲ營ム事
- 但シ附帶事業トシテ棧橋並ニ乘客ノ娛樂機關ヲ設ケ又運送及運送取扱業ヲ營ム事ヲ得
- 二、電燈電力ノ供給電氣機械器具ノ販賣並ニ貸付及其附帶事業ヲ營ム事
- 三、土地建物ノ貸貸業ヲ營ム事
- 四、營業ニ關係アル他會社ノ株式ヲ取得スル事

第三條 當會社ハ本店ヲ松山市ニ置キ支店ヲ今治市、宇和島市、新居郡西條町、喜多郡大洲町、八幡濱市ニ置ク

必要ノ箇所ニハ取締役會ノ決議ヲ以テ出張所ヲ設ケタル事ヲ得

第四條 當會社ノ資本金ハ參千九拾八萬七千圓トス

第五條 當會社ノ廣告ハ本店ノ管轄區域外所ノ登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ掲載ス

##### 第二章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ六拾壹萬九千七百四拾株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

株式ハ額面以上ノ價格ヲ以テ發行スルコトヲ得

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ株券ノ種類ハ五拾株券、貳拾株券、拾株券、五株券、壹株券ノ五種トス

第八條 株券ノ換込期日及金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

株券ノ換込ヲ遅延シタルトキハ換込期日ノ翌日ヨリ換込ノ當日迄換込金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徵シ尙爲ニ生ジタル損害ハ之レヲ賠償セシム

第九條 株式ノ賣買譲與ニ因リ株式名義書換ヲ請求スルモノハ當會社所定ノ請求書ニ双方連署シ株券ト共ニ提出スルコトヲ要ス

相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ因リ株式取得ノ場合ニ於テ株式名義書換ヲ請求スルモノハ請求書ノ外ニ其取得ノ原因ヲ證スル書面ヲ添ヘ株券ト共ニ提出スルコトヲ要ス

株式名義書換手数料ハ株券壹通ニ付金拾錢トス

第十條 株券ノ損傷又ハ分合ノタメ新株券トノ引換ヲ請求スルモノハ其事由ヲ明記シタル書面ヲ株券ト共ニ提出スルコトヲ要ス

株券ノ喪失ノタメ新株券ノ交付ヲ請求スルモノハ當會社ノ承認スル保證人貳名以上ノ連署ヲ以テ其事由ヲ詳記シタル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ登拾日ヲ経過スルモ異議ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付ス

新株券交付手数料ハ株券壹通ニ付金拾錢トス

第十一條 株主又ハ其法定代理人ハ其氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ届出スルコトヲ要ス、之ヲ變更シタルトキハ又同ジ

外國ニ居住スル株主又ハ其法定代理人ハ日本國內ニ於テ通知ヲ受クベキ場所ヲ定メ之ヲ當會社ニ届出スルコトヲ要ス

第三章 組織の變遷

第十二條 每營業年度終了ノ翌日ヨリ其營業年度ニ關スル定時株主總會終結ノ日迄株式名義書換ヲ停止スルコトヲ得  
必要アル場合ハ取締役會ノ決議ニヨリ公告ヲ以テ一定ノ期間株式名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第三章 役員

第十三條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 十四名以内 監査役 八名以内

取締役會ノ決議ヲ以テ顧問ヲ囑託スルコトヲ得

第十四條 取締役中社長署名ヲ置キ會社ヲ代表セシム

尙互選ヲ以テ取締役ハ副社長貳名以内常務取締役若干名監査役ハ常任監査役署名ヲ置クコトヲ得

第十五條 取締役ハ當會社株式貳百株以上ヲ監査役ハ壹百株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第十六條 取締役ノ任期ハ參商年トシ監査役ノ任期ハ貳ケ年トス

但シ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

第十七條 補缺選舉ニヨリ選任セラレタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

但シ法定ノ人員ヲ缺クニ至ラザル場合ハ取締役會ノ決議ヲ以テ補缺選舉ヲ爲サザル事ヲ得

第十八條 取締役ハ在任中其所有ニ係ル當會社ノ株式貳百株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス  
前項ノ株式ハ取締役退任スルモ其責任解除ヲ經タル後ニアラザレバ之ヲ返還セザルモノトス

第十九條 取締役及監査役ノ受タルベキ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第二十條 定時株主總會ハ毎年六月及拾貳月ノ兩度ニ之ヲ召集ス

第二十一條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ任ジ事故アルトキハ副社長之ニ代ハル社長副社長共事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ズ  
取締役總テ事故アル時ハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第二十二條 株主總會ノ議決ニ付可否同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス  
但シ議長ハ自己ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ゲズ

第二十三條 株主總會ノ議長ハ會議ヲ延長シ會場ヲ變更スル事ヲ得

第二十四條 株主ハ代理人ヲシテ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得  
但シ其代理人ハ當會社ノ株主タル事ヲ要ス

第二十五條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及出席株主貳名以上之ニ署名スルコトヲ要ス

第五章 計 算

第二十六條 當會社ハ壹年ヲ貳期ニ分チ五月末日及拾壹月末日ヲ以テ決算期トス

第二十七條 當會社ハ每期總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シ殘額ヲ純益金トシ左ノ通り之ヲ處分ス  
一、法定準備金 純益金ノ百分ノ五以上 一、役員賞與金 純益金ノ百分ノ五以内

一、株主配當金 額

但シ計算ノ都合ニヨリ純益金ノ一部ヲ別種ノ積立金トシ又ハ後期ニ繰越スコトヲ得

第二十八條 株主配當金ハ毎決算期最終ノ株主ニ之ヲ配當ス株主ガ配當金ノ請求ヲ爲サズシテ五ヶ年ヲ經過シタルトキハ其配當金ハ當會社ノ所得トナス  
コトヲ得

第二十九條 當會社ノ計算上單位ヲ生ズルトキハ之ヲ切捨タルコトヲ得

以 上

第一節 職 制

定款の改廢事業の擴張によつて、職制にも自ら變遷を生じ、課を置き係を設け、事務の分掌も亦時に消長あり課係の廢合分立も事業の推移に關聯して變轉限りなきものがある。

伊豫鐵道會社職制 (明治二十一年十二月三十一日調)

伊豫鐵道は明治二十一年十月二十八日を以て松山市三津濱町間の運輸營業を開始し、同年十二月末日の職制は左の通り記載しあるが其分擔事務に就ては文書上に於て據るべきものを見る事が出来ない。當時は社長から役夫を合しても僅かに八十二名に過ぎないものであつた。

社長、幹事、列車長助手、驛長兼會計係助手、乘客係助手、貨物係助手、書記、補助員、小使、機關手、火夫、掃除番、職工、見習、守線手、踏切番、工夫、役夫

明治二十七年に到り、會計課と運輸課の二課制を立てたるも之亦事務分掌に就ては見るべきものなく、別項従業員増減表に見る如く役員十一名、會計課七名、運輸課百〇五名と云ふ状態であつた。

明治二十八年に到り愈々陣容整ひ、二課制を廢して左の通り六係を設け、分掌事務も整然としたのである。



分掌事務

庶務係

一、株主總會及重役會ノ書記其他重要ノ書類諸記録保管ノ事。一、重役ノ勤務上ニ關スル記録其他接待事務取扱ノ事。一、株主總會ノ議案及株主ノ諸報告書類ノ事。一、本會社ノ營業及建設事務ニ關シ官廳へ進達スベキ請願伺等文書起草ノ事。但シ各係專屬ノ事務ハ此限外トス。

一、諸官廳ノ令達及其他ノ文書ヲ受理シ主管ノ各係ニ交付シ又ハ文書ヲ淨書シ他方へ發送ノ事。一、他ノ主管ニ屬セザル事務取扱ノ事。一、當會社ノ日誌及歴史類編纂ノ事。一、當會社ノ一般統計表調製ノ事。一、職員辭令書及人社證書ニ關スル事。一、職員ノ服務規律ニ係ル件及諸願伺等ニ關スル事。一、職員履歷書ノ保存職員調製及職員勳章表調製ノ事。一、當會社ノ諸規則書類及官報新聞雜誌其他各社諸報告類保管ノ事。一、郵便切手諸印紙計算ノ事。一、會社登記ニ關スル事。一、會社ノ印章ヲ保管スル事。

運輸係

一、運輸上ニ關スル諸願伺等取扱ノ事。一、運輸上ニ關スル會社取務役ノ令達書並他方往復文書取扱ノ事。一、當係ノ諸書類保存ノ事。一、停車場運失品取扱ノ事。一、運輸上貨物紛失及損害等措置ノ事。一、運輸上必要ノ諸記録保管ノ事。一、各車往復ノ哩數進捗時間記録ノ事。一、運輸上ニ關スル諸規則並ニ列車發着時間表編成及變更等取調ノ事。一、當係ニ關スル統計材料調査ノ事。一、貨物問屋其他運輸上特約取扱手續ノ事。一、各停車場ニ屬スル收支ノ審査及會計係へ報告取扱及調査ノ事。一、各停車場及車掌ヨリ進達ノ諸表其他ノ書類ヲ調査シ及之ヲ整理スル事。一、營業收入ノ決算ヲ爲シ特約貨車ノ貸金ヲ定メ且之ヲ帳簿ニ明記シ及徴收スル手續ノ事。一、定期乘車券學生券其他ノ諸乘車券ヲ發行シ及貸金ヲ徴收スル手續ノ事。一、停車場構内廣告取扱ノ事。一、各停車場諸收入貸金ノ適合帳簿登記ノ精粗等ヲ點檢シ其他一切ノ書類調査ノ事。一、諸郵便物搭載ニ關スル契約ノ手續及搭載貸金ノ決算徴收手續ノ事。一、旅客切符ノ出納及出札集札調査計算ノ事。一、電話ノ通信ヲ取務事。

汽車係

一、汽車運轉ノ事。一、機關車諸車製造修繕及保存ノ事。一、鐵道布設修繕材料製作ノ事。一、諸工場ノ管理其他器械取扱ノ事。一、購入物品検査ノ事。一、諸車輛ノ清潔及検査ノ事。一、本係ニ屬スル收支豫算ノ取調及工場費用調査取調ノ事。一、運輸仕業日報ノ調査及運輸中事故取調ニ關スル事。

建築係

一、鐵道ノ測量及製圖ノ事。一、線路工事ノ事。一、線路ニ要スル諸構造ノ事。一、工事受負契約手續ノ事。一、工事成績報告ノ事。一、電話線架設保守及信號柱据付ノ事。一、工事ノ監督及出來形検査ノ事。一、本社並ニ各驛倉庫諸車庫器械場住宅番人家等建築修繕及保存



ノ事。一、橋梁コルベルト轉車臺、給水器等建設修理及保存ノ事。一、工事材料品検査ノ事。一、本係ニ關スル豫算ノ取調報告ノ起草及他  
方任復文書等取扱ノ事。一、本係ニ關スル書類ノ整理及保存ノ事。一、本係ニ關スル統計材料調査ノ事。

倉庫係

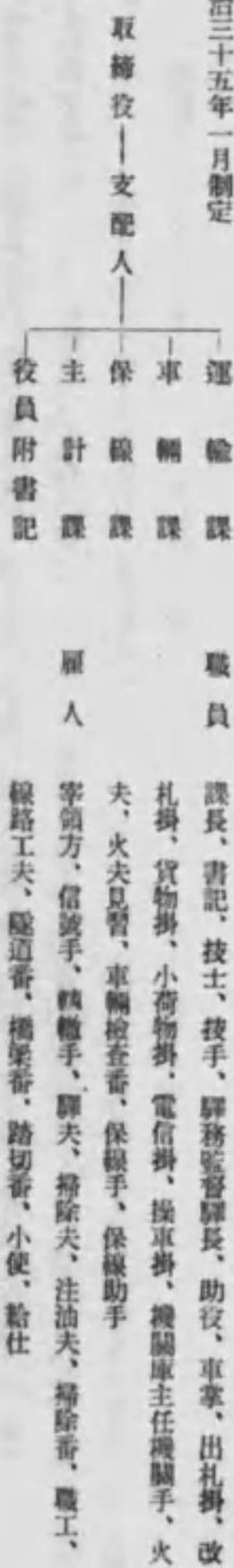
一、本會社ノ用度品並ニ工場ニ要スル製作品原料品建築工事ニ要スル諸材料品等ノ注文購入約定手續及本會社所有物品修繕ノ事。一、各係ノ不用  
品賣却取扱ノ事。一、諸費及物品價格取調ノ事。一、購買品保險取扱ノ事。一、貯藏物品保管配給貸渡等取扱ノ事。一、旅客切符ノ製賣購  
入契約ノ事。一、小使給仕等ノ増減進退其他取締ニ關スル事。一、物品借用及借用品保管ノ事。一、鐵道敷地ニ係ル土地並ニ家屋等買取ニ  
關スル事。一、鐵道敷地ニ關シ登記合併免租等ノ事務及其他諸官物泊道町村關係者等ニ對スル各交渉事務取扱ノ事。一、土地家屋整理ノ事。  
一、當會社ノ所有ニ屬シ又ハ當會社ニ於テ施設シタル道路橋梁河海航路等ノ性質狀況等ヲ審ニシ記録編纂ノ事。一、物品受渡ノ事。

會計係

一、株券ノ調製及株主名簿調理保管ノ事。一、拂込ノ株金受取手續ノ事。一、株式賣買讓與書接及其手数料ノ事。一、株金拂込ノ通知簿納者  
ノ處分手續等ノ事。一、割付金配當ノ事。一、株券及領收書等渡方ノ事。一、株主住所簿及印鑑簿整理ノ事。一、株券亡失盜難火災等紛失  
處分ノ事。一、株主議決權利數取調ノ事。一、資本及收益勘定ノ事。一、爲替金ノ事。一、決算書編纂ノ事。一、現金收支傳票取扱ノ事  
一、諸印紙及切手類買入手續ノ事。一、各銀行ノ取引勘定及諸契約ノ事。一、日計簿原簿其他計算諸帳簿取扱ノ事。一、身元保證金借認金諸  
保證券類取扱及保管ノ事。一、諸預ケ金及諸預リ金委託金等取扱ノ事。一、財産目録調製並ニ保管ノ事。一、諸勘定報告書其他會計ニ關スル  
諸統計調査編纂ノ事。一、金錢收支ニ係ル諸證書類並ニ其他本係ニ關スル帳簿書類ノ編纂及保管ノ事。

明治三十五年一月に至リ再び課を置キ事となり、職名及事務分掌にも異動を生じたのである。

明治三十五年一月制定



事務分掌

運輸課

一、乘客及貨物輸送ノ事。一、各線取締ノ事。一、車輛運輸中ノ清潔ニ關スル事。一、遺失品取扱ノ事。一、運輸上貨物紛失及損害等措置  
ノ事。一、諸郵便物搭載ニ關スル事。一、貨金及列車發着時刻表ニ關スル事。一、旅客切符ニ關スル事。一、電氣通信及依託電信事務取扱  
ノ事。一、運輸上ノ收入計算ノ事。一、當課ニ關スル統計材料及書類ノ調製並ニ保管ノ事。

車輛課

一、列車運轉ノ事。一、諸車輛ノ製造修繕及保存ノ事。一、諸車輛検査ノ事。一、鐵道布設修繕ノ材料製作ノ事。一、諸工場ノ管理其他機  
械取扱ノ事。一、諸工場用材料検査ノ事。一、當課ニ關スル統計材料及書類ノ調製並ニ保管ノ事。

保線課

一、鐵道ノ測量及製圖ノ事。一、線路其他土木ニ關スル建築修繕及保存ノ事。一、工事請負契約手續ノ事。一、電話線ノ架設及保存ノ事。  
一、工事用材料検査ノ事。一、當課ニ關スル統計材料及書類ノ調製並ニ保管ノ事。

主計課

一、用度物品並ニ建築製作ノ諸材料品等購入ノ事。一、不用品賣却ノ事。一、貯藏物品保管配給貸渡等ノ事。一、土地並ニ家屋買取ニ關スル  
事。一、株券及株主名簿調製保管ノ事。一、株金拂込ノ事。一、資本及收益其他諸勘定整理ニ關スル事。一、各銀行ノ取引及勘定ノ事。  
一、諸證券類取扱及保管ノ事。一、爲替方ニ關スル事。一、當課ニ關スル統計材料及書類ノ調製並ニ保管ノ事。

役員付書記

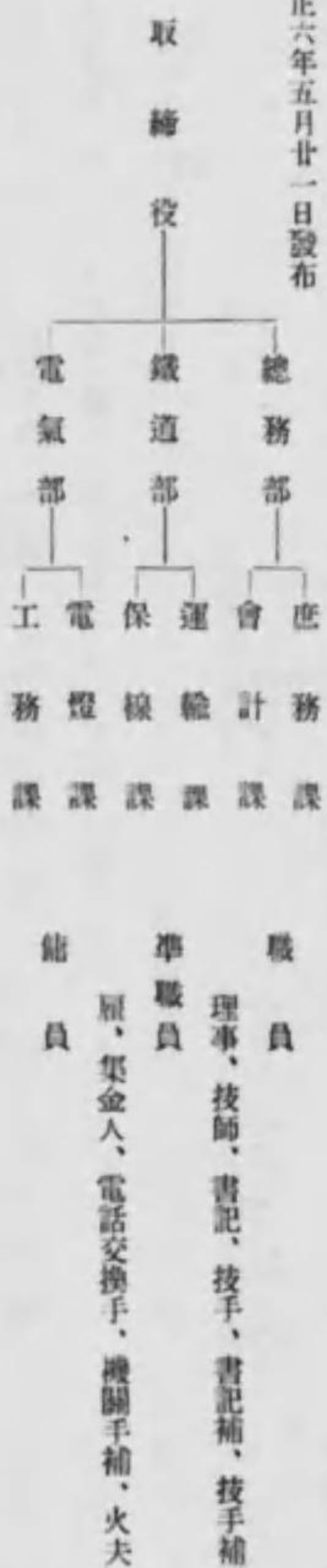
一、當會社ノ印章ヲ保管スル事。一、株主總會及役員會ニ關スル事。一、文書ノ起草任復及保管ノ事。一、日誌歴史及統計類編纂ノ事。  
一、職員勤怠進退ニ關スル證書記録ノ事。一、諸規則書類及官報新聞雜誌其他各社諸報告類取扱ノ事。一、來客接待ニ關スル事。一、郵便切

手印紙類取扱ノ事。一、商業登記ニ關スル事。一、各課ノ主管ニ屬セザル庶務取扱ノ事。

伊豫鐵道株式會社合併後改正のもの

大正五年十二月三十一日伊豫水力電氣株式會社合併迄は鐵道營業のみで從來、課と稱するも運輸關係のもののみであつたが、新に電氣事業を加へたる爲に一大改革が行はれたのである。

大正六年五月廿一日發布



事務分掌

總務部——庶務課

- 一、文書ノ調査發受及編纂保存ニ關スル事。一、印章保管ニ關スル事。一、諸統計ノ調査編纂ニ關スル事。一、株主總會及役員會ニ關スル事
- 一、官廳ノ手續及社外交渉ニ關スル事。一、社員ノ身分進退賞罰及救済ニ關スル事。一、社報ノ編輯發行ニ關スル事。一、無賃乘車證發行及社員體調査ニ關スル事。一、諸稅ニ關スル事。一、土地建物ノ處理及管理ニ關スル事。一、株券社債券ノ發行及書替ニ關スル事。一、社内取締ニ關スル事。一、他課ニ屬セザル事務ニ關スル事。

總務部——會計課

- 一、豫算決算ニ關スル事。一、會計諸勘定整理ニ關スル事。一、金錢出納ニ關スル事。一、有價證券保證金積立金ノ管理ニ關スル事。
- 一、物品ノ貯藏及配給ニ關スル事。一、什器管理ニ關スル事。

鐵道部——運輸課

- 一、乘客貨物及郵便物ノ輸送ニ關スル事。一、電車及列車運轉ニ關スル事。一、公衆電報取扱ニ關スル事。一、乘車券ノ出納及取締ニ關スル事。
- 一、各驛ノ管理及監督ニ關スル事。一、遺失品ニ關スル事。一、機關庫管理ニ關スル事。一、附屬工場管理ニ關スル事。一、車輛並ニ鐵道用機械器具ノ製作修繕及検査保管ニ關スル事。

鐵道部——保線課

- 一、鐵道ノ測量設計及工事ニ關スル事。一、鐵道線路ノ管理保存ニ關スル事。一、土木工事ノ測量設計及監督検査ニ關スル事。一、構體ノ保存修繕ニ關スル事。

電氣部——電燈課

- 一、電燈電力ノ供給ニ關スル事。一、機械器具材料ノ貸付及販賣ニ關スル事。一、各出張所散宿所ノ營業監督ニ關スル事。一、料金損料工費ノ計算及領收證發行ニ關スル事。一、料金損料及工費領收ニ關スル事。

電氣部——工務課

- 一、電氣工事ノ測量設計及監督検査ニ關スル事。一、發電電氣閉閉ニ關スル事。一、電話交換ニ關スル事。一、發電所變電所閉閉所及電車ノ機械器具材料及附屬工作物ノ管理ニ關スル事。一、電氣工事ノ施設保存及修繕ニ關スル事。一、電氣機械器具材料ノ試験修繕ニ關スル事。
- 一、電壓ノ調整並ニ絕緣試驗ニ關スル事。

三部制は大正七年五月之を變更して支配人の許に各課を獨立せしめたが大正十一年六月愛媛水力電氣株式會社の合併によつて課の外に支店を設け又副支配人を置くこととなり更に大正十三年五月事業の擴張發展に伴ひ調査部を設けて電氣事業に於ける營業、技術の指導統一を計ることとした。爾來宇和水電株式會社の合併其他により數次の變更改廢を行つて現在左の如き制度を實施してゐる。



事務分掌規程

(昭和十一年一月制定)

一、庶務課

會議、文書收受並ニ調査、訴訟、登記、官廳諸手續(營業及技術ニ關スル分ハ除ク)公課、社則、社報、無貨乘車證、無料電燈、無料電氣扇、人事、労働問題及社員待遇問題、株式、社債、土地建物管理、保險、電話交換、社内取極、其他他管不屬事項。

一、會計課

決算、諸勘定整理、金銭出納、利益配當、有價證券保證金及積立金管理、什器備品管理、物品購入貯藏配給、請負契約、不用品處分。

一、營業課

本店區域内電氣營業、電燈電力料金及物品代計算並ニ集金、内線及引込線工事検査施工並ニ保修、内線用器具材料ノ試験作業、開閉。

一、電氣課

本店區域内發電所變電所充電所送電線路ノ運用維持、高低壓配電線路ノ建設及保修、電話管理、電氣機械器具製作修理及試験作業(電車用器具ノ製作修理並ニ内線用器具ノ試験作業ハ除ク)電線路敷地交渉及電柱架橋ノ整理並ニ敷地料金ノ計算。

一、運輸課

荷客輸送、列車電車及自動車運轉、運轉時間表及賃金表作成、乗車券出納保管、停車場停留所管理及監督、公衆電報取扱、遺失物取扱、娛樂場(土地建物ヲ除ク)及棧橋經營並ニ運送取扱營業。

一、車輛課

機關庫、客車庫、電車庫ノ管理及監督、機關車運轉、附屬工場管理、車輛製作修繕検査、諸機器具製作修繕、電車運轉手ノ養成及電車ノ操作ニ

關スル監督。

一、工事課

鐵道、軌道(車輛ヲ除ク)ノ測量設計建設改良保修、送電線路ノ測量設計建設改良、遊園地ノ測量設計建設改良保修、建物、棧橋ノ修繕。

一、土木課

發電所、變電所ノ建築土木ニ關スル測量設計建設改良保修。

一、支店

管轄地域内ノ電氣營業、電燈電力料金及物品代計算並ニ集金、發電所變電所充電所送電線路ノ運用維持、高低壓配電線路ノ建設保修、配電及開閉、内線及引込線工事検査施工並ニ保修、電氣機械器具修理及試験作業、電線路敷地交渉及電柱架橋整理並ニ敷地料ノ計算、出張所開閉所散宿所監督、金銭出納、會計帳簿整理、保證金積立金管理、什器備品管理、物品貯藏配給、日用品買入。

一、業務課

營業、經理ニ關スル企劃調査研究統一、豫算編成及決算ノ對比、營業報告書、事業報告書並ニ諸統計圖表ヲ作製、電氣供給規程ノ制定並ニ需給契約ノ調査立案、營業ニ關スル官廳手續、電氣智識普及宣傳並ニ從事員訓練、營業監査並ニ傍系會社調査。

一、技術課

技術ニ關スル企劃設計調査研究統一、技術ニ關スル官廳手續、技術ニ關スル諸統計圖表作製、技術ニ關スル監査並ニ電氣從事員訓練、電氣機械器具ノ検査試驗。

(昭和十一年高知縣下ノ供給區域ハ高知縣ニ讓渡シタルニ依リ七月一日付中村出張所ハ廢止トナル)

第三節 社員及従事員

株主

明治二十一年下期に於て株主数は二百七十三人であつたが、各社合併し資本金の増額に伴ひ、現在では株主数約七千を數ふるのである。當初四萬圓の資本金に對して現在三千七十八萬圓の比に較べると株主数は膨脹の度合ひ少く端株の減少を示すものである。

株主數増減一覽表

年 月	人 員	備 考	年 月	人 員	備 考
明治二二下	二七三		明治三七下	三七六	
二三上	三三二		三八上	三八〇	南海電氣合併
二三下	三三四		三八下	三九九	〔松山電軌及松電 興業合併〕
二三上			三九上	四二六	
二三下			三九下	三四一	
二四上			四〇上	三三八	
二四下			四〇下	四〇四	廣見川水力合併
二五上			四一上	四二三	
二五下			四一下	四三一	
二六上			四二上	四三九	
二六下	四五〇		四二下	四二七	
二七上	四七三		四三下	四四九	宇和水電合併
			大正 九下	一、二二二	
			一〇上	一、六八一	
			一〇下	一、六〇七	
			一一上	二、四二五	
			一一下	二、九一九	〔愛媛水力及川上 水力合併〕
			一二上	二、八五二	
			一二下	三、〇一四	
			一三上	三、〇二二	
			一三下	三、〇三二	
			一四上	三、〇二二	
			一四下	二、九九九	
			一五上	五、三八五	

二七下	五四一		四三上	四三八		一五下	五、三六五	
二八上	六一九		四四上	四三六		昭和二上	五、四二二	
二八下	六〇〇		四四下	四四四		二下	五、五〇一	周桑電氣合併
二九上	六一〇		四五上	四三八		三上	五、五二八	
二九下	五四七		四五下	四三六		三下	五、九一八	〔遠洋電氣小田水 電合併〕
三〇上	四六九		二上	四五八		四上	六、〇二三	
三〇下	四六三		二下	四五六		四下	六、〇七七	
三一上	四五六		三上	四五二		五上	六、二一六	
三一下	四五五		三下	四五四		五下	六、七七七	
三二上	四六〇		四上	四五二		六上	六、八六八	
三二下	二四六		四下	四四八		六下	六、九二六	
三三上	三〇七	〔道後南豫南社合 併〕	四上	四四七		七上	六、九七八	
三三下	三二八		四下	四四七		七下	七、〇一四	
三四上	三三一		五上	六三一		八上	七、〇二〇	
三四下	三三三		五下	六四八		八下	七、〇〇九	
三五上	三四三		六上	六七三		九上	六、九七四	
三五下	三四一		六下	六七一		九下	六、九六九	
三六上	三四九		七上	一、三五六		一〇上	六、九三三	
三六下	三六〇		七下	一、一〇七		一〇下	六、九二二	
三七上	三七三		八上	一、一四六		一一上		
			九上	一、一五〇				

従事員

創業當初以來従事員數は大差なきも、一般従事員は鐵道の延長と、更に電氣供給區域の擴張により、異常なる膨脹の跡を示し、創業當時の八十二人は現在二千人に及び愛媛縣下及徳島縣（高知縣幡多郡中村出張所區域は十一年七月一日譲渡）に跨る廣汎の地域に分在してゐる譯である。

尙役員の變遷並に被合併會社役員、及各課長の變遷は卷末諸表と重複に付省略する事とした。

従事員増減一覽表

年 月	人 員	備 考	年 月	人 員	備 考
明治二〇年 九月	八二	明治二〇年九月一日會社創立	大正 三年 二月	三五六	
同 二一、一二	八二		同 四、一二	三五〇	〔大正五年十二月三十一日伊豫水 力電氣合併〕
同 二二、一二	七六		同 五、一二	五五八	
同 二三、一二	七六		同 六、一二	五五五	
同 二四、一二	七五		同 七、一二	六〇二	
同 二五、一二	八五		同 八、一二	六六五	
同 二七、一	一二三		同 九、一二	七八三	〔大正九年六月三十日南瀬電氣株 式會社合併〕
同 二七、二	一〇六		同 一〇、一二	九九〇	〔大正十年四月一日松山電氣軌道 會社松山電氣興業會社合併〕
同 二八、二	一一五		同 一一、一二	一二五八	〔大正十一年六月一日愛媛水力及 川上水力電氣合併〕
同 二九、二	一五七		同 一二、二	一、四〇九	〔大正十二年八月一日廣見川水力 合併〕
同 三〇、二	一五七				
同 三一、二	一七〇				

同 三二、二	一七八		同 一三、二	一、四七七	
同 三三、二	三三二	〔明治三三年五月一日道後南瀬鐵 道會社買收〕	同 一四、二	一、五〇五	〔大正十四年十二月一日宇和水電 合併〕
同 三四、二	三四六		昭和 元、二	一、八九五	
同 三五、二	三四六		同 二、二	一、九七六	〔昭和二年五月一日周邊電氣會社 ヲ買收〕
同 三六、二	三二四		同 三、二	二、〇七五	〔昭和三年六月一日幡洋電氣ト小 田水電合併〕
同 三七、二	三〇七		同 四、二	二、一〇一	
同 三八、二	三三三		同 五、二	二、二二九	
同 三九、二	三一九		同 六、二	二、〇八八	
同 四〇、二	三三四		同 七、二	二、〇五七	
同 四一、二	三三九		同 八、二	一、九八九	
同 四二、二	三三六		同 九、二	一、九八五	
同 四三、二	三四五		同 一〇、二	一、九七二	
同 四四、二	三五〇		同 一一、二		
大正 元、二	三六四				
同 二、二	三六六				

員 增 減 表

工 事 課	保 險 課	建 設 課	土 木 課	業 務 課	技 術 課	調 査 部	今 治 支 店	宇 和 島 支 店	西 條 支 店	大 洲 支 店	八 幡 濱 支 店	中 村 出 張 所	小 倉 出 張 所	合 計
														82
														76
														76
														75
														85
														123
														106
														115
														157
														157
														170
														178
														322
														346
														346
														324
														307
														313
														319
														334
														339
														336
														345
														350
														364
														366
														356
														350
														558
														555
														602
														665
														783
														990
														1258
														201409
														261477
														311505
														1895
														93
														66
														23
														23
														99
														24
														102
														16
														111
														15
														14
														158
														247
														110
														86
														130
														32
														1976
														2075
														2101
														2129
														2088
														2057
														1989
														1985
														1972
														1935

昭和二年五月一日周桑電氣ヲ買収  
 大正十二年八月一日廣見川水力電氣ヲ合併  
 大正十年四月一日松山電氣軌道及松山電氣興業ヲ合併  
 大正十五年十二月三十一日伊豫水力電氣ト合併新ニ伊豫鐵道電氣株式會社ニ變更  
 昭和三年六月一日鎌津電氣ト小田水電ヲ合併  
 大正十四年十二月一日宇和水電ト合併新ニ伊豫鐵道電氣株式會社設立  
 大正十一年六月一日愛媛水力電氣及川上水力電氣ヲ合併  
 大正九年六月三十日南海電氣合併  
 明治二十年九月十四日會社創立  
 明治三十三年五月一日南豫道後兩鐵道會社買収

各 課 別 從 事

種 別	年 月	役 員	庶 務 課	會 計 課	主 計 課	營 業 課	電 燈 課	電 氣 課	工 務 課	運 輸 課	運 輸 係	汽 車 係	建 築 係	倉 庫 係	鐵 道 部	車 輛 課
明治	20年 9月															
	21. 12															
	22. 12															
	23. 12															
	24. 12															
	25. 12															
	27. 1	11			7					105						
	27. 12	11			7					88						
	28. 12	11									51	21	22		3	
	29. 12	12			4						69	21	28		23	
	30. 12	12			1						68	23	28		24	
	31. 12	12			1						71	49	29		7	
	32. 12	10			1						77	52	30		7	
	33. 12	12	2													9C
	34. 12	6	2													96
	35. 12	8	1													97
	36. 12	8	2													81
	37. 12	8	1													73
	38. 12	9	2													74
	39. 12	9	2													73
	40. 12	9	1													75
	41. 12	9	2													73
	42. 12	9	2													181
	43. 12	7	2													187
	44. 12	7	2													190
大正	1. 12	7	1													203
	2. 12	8	2													508
	3. 12	7	2													202
	4. 12	7	2													194
	5. 12	6									205					347
	6. 11	12	11		20		40	123		233						52
	7. 11	14	14		24		50	137		247						52
	8. 11	14	16		27		55	181		232						88
	9. 11	13	19		33		55	241		268						97
	10. 11	14	20		43		70	379		342						99
	11. 11	19	27		43		186	212		360						117
	12. 11	19	26		44		239	254		348						119
	13. 11	19	24		46		236	219		360						119
	14. 11	19	24		47		222	224		355						125
昭和	1. 11	22	26		46		249	227		346						121
	2. 11	22	29		49		233	226		366						122
	3. 11	21	32		52		235	269		379						126
	4. 11	20	36		53		231	252		364						127
	5. 11	19	39		52		240	252		365						128
	6. 11	12	39		49		246	213		343						148
	7. 11	10	38		47		250	207		327						135
	8. 11	16	36		46		244	203		295						128
	9. 11	15	41		47		245	193		278						108
	10. 11	15	40		45		249	204		246						97
	11. 5	14	40		45		249	191		239						93

第二編  
建設



## 第二編 建設

### 第一章 鐵道及軌道

#### 第一節 線路

##### 第一 創業線建設

明治十九年十二月二十八日許可指令に接した線路は松山市荻町二丁目、今の瓦斯會社附近より三津濱町、松原橋に至る線路であつたが第一回株主總會に於て井上栗氏等は此の線路を不利とし藤原福正寺前（現松山市驛）を起點とし道後街道との連絡を計るため荻町繩手際（現三津口停留場）に停車場を設置し、三津驛は將來高濱延長に便な様、同町住吉町東詰に変更すべしと主張され、多數の共鳴を得たので一時議事を中止して發起人の一人山内清平氏が急に細引を引張つて測量の上、其の線路變更の可能な事を實證されたのを頼りに此の變更を決定した。

當時の工事方法設計の概要及豫算書は左の通りである。

##### 工事方法設計の概要

##### 一、線路の起點、終點及其の經過地域

- 1 起 點 伊豫國温泉郡藤原村大字福正寺前、松山停車場（現愛媛縣松山市湊町五丁目十七番地ノ一 松山市停車場）
- 2 終 點 同國和氣郡古三津村大字古三津 三津停車場（現愛媛縣温泉郡三津濱町大字古三津 三津停車場）

3 瓦 長 四哩十八鑽五十四節 (六・八一〇三四軒)

4 經過地域

起點松山停車場に發し同國松山壹町繩手際(現城北線三津口停車場附近)古町停車場を經、同國溫泉郡衣山村縣道に並行して西走し終點三津停車場に達す。

二、鐵道の名稱及事務所設置地

伊豫國溫泉郡藤原村大字福正寺前

伊豫鐵道株式會社

三、軌道 の 構造

- 1 原動力及軌間 蒸氣鐵道にして單線二呎六吋(〇・七六二米)軌間
- 2 軌道中心間隔 停車場、構内複線區間に於て九呎(二・七四米)
- 3 線路最少曲線半径 五鑽(一〇〇・五八米)
- 4 軌道の最急勾配 八十分の一(一二・五)
- 5 橋梁並に溝渠 橋梁無し、溝渠十七ヶ所にて内石蓋暗渠四ヶ所、開渠十三ヶ所、何れも基礎は栗石搦き固め目潰砂利を施工、橋臺は花崗石粗石積石垣積とし、各々木桁を架設す。
- 6 軌條及轉轆器、轆又、軌條は工型軟鋼鐵製二十封度(十疋)にして轆又は六番、重錘取柄式轉轆器を使用す。
- 7 枕 木 枕木は主として栗材にして長五尺(一・五二米)巾七寸(〇・二二米)厚三寸五分(〇・一一米)を以て仕様となし軌條敷設間隔は二尺三寸(〇・六九七米)を以て最大とす。
- 8 停車場新設三ヶ所

松山停車場、三津口停車場、三津停車場(建築の詳細は省略す)

創業線建設工事費豫算書

自三津山停車場

項目	数量	金額	計
二十封度軌條	二、三、三四〇尺	一一、五三四・一七八	
軌條布設費並枕木代	一 式	二、八三四・七〇〇	
上 等 客 車	二 輛	九、七〇〇・〇〇〇	
中 等 客 車	二 輛	三、一三五・〇〇〇	
下 等 客 車	四 輛	三、三〇〇・〇〇〇	
手 荷 物 車	一 輛	七四五・六〇〇	
貨 物 車	一 輛	二四二・〇〇〇	
車輪及鋼輪(ベヤリング角捺共)	八輛分	四四八・八〇〇	
レール(ベヤリング捺共)	一 組	三八・五〇〇	
貨物車	六 輛	一一〇・〇〇〇	
修理用器械代	一 式	二、〇〇〇・〇〇〇	
組立用器械	一 式	三五・〇〇〇	
一噸揚起重機	三 臺	六〇〇・〇〇〇	
一噸貨車	三 臺	三〇〇・〇〇〇	
荷 車	二 臺	一四七・〇〇〇	
雜 具	一 式	二一九・六六九	
機車運送費	一 式	八二五・七二〇	
停車場及附屬建築費	一 式	一、五五三・一九四	
線路工事費及橋、樋番小屋、建築費	一 式	二、七四一・八〇九	
線路停車場敷地買上費	一 式	三、五五一・八三〇	
電話	一 式	三八〇・〇〇〇	
第一章 鐵道及軌道			一五一

第一章 鐵道及軌道

創 業 費	一、四五八・〇〇〇		
開 業 費	二五〇・〇〇〇		
合 計	五〇〇・〇〇〇		
創 業 費	三三九・〇〇〇		
開 業 費	三五・〇〇〇		
合 計	三七四・〇〇〇		
創 業 費	一八〇・〇〇〇		
開 業 費	二〇〇・〇〇〇		
合 計	三八〇・〇〇〇		
創 業 費	六八四・〇〇〇		
開 業 費	一、四五八・〇〇〇		
合 計	一、四四二・〇〇〇		

明治十八年十一月ヨリ諸願及請取調ノタメ東京へ三回、大阪へ二回、旅費並ニ諸運費  
 東京大阪ニテ取調費用並ニ實地測量製圖費共  
 本年一月ヨリ八月迄所々行使雇入賃  
 諸規則活版摺寫及創立事務所設置後開業迄諸運費總會入費共  
 器械注文同受取ノ爲メ東京行二人宛二回旅費  
 事業着手ヨリ開業迄八ヶ月分俸給及雜費  
 但シ技術員一名三〇圓、社長一名一五圓、幹事二名十圓  
 宛、雇一名五圓、小使一名三圓、雜費七圓五十錢の積り

斯くて二十年十一月七日車輛類と共に軌條及附屬品を東京刺賀商會に注文し、土工及一切の工事は請負制度とし廿一年五月八日着工した。建築及土工共願調に進行して同年八月上旬に至つて衣山村縣道隧道箇所を除き全工事中九〇%の出来型を計上する事が出来た。次いで同八月十八日日本工事中の難工事なる隧道建設工事に着手し、一般通行止を請願して十八日間に竣工すべく工事當事は晝夜兼行努力したのであつたが、地盤の軟弱と天候不良に陥され豫定の進捗を見る事が出来ず遂に十日間延滞して漸く同年九月十日落成し尚殘工事悉皆は同九月廿八日竣工したのであつた。

右工事に關する主なる豫算及精算額は左の通りで衣山堀割工事が當初の計劃によると線路の勾配甚しく且つ左右堤防破壊の兆あり何れも設計變更をしたので用地、工費共豫算額を越え、尙全線平均の用地買収費がこれ亦豫算の八割強騰貴した等の爲め精算額は豫算額をはるかに超過した。

をはるかに超過した。

創業線豫算決算對照表

科 目	豫 算 額	精 算 額	増	減
軌 條	一一、五三四	一一、二三四		三〇〇
同 布 設	一、一六七	四九〇	三、七二三	六七七
比 木	一、六六八	一、四八四		一八四
停車場及附屬建物建築費	一、五五三	二、六三五	一、〇八二	
線路工事及橋樑	二、七四二	七、一〇二	三、八七〇	
隨路小築建築費	三、五五二	五、一一四	一、五六三	
線路及停車場敷地代	三、八八〇	三、四二一		〇三八
電 話 機				

明治廿一年九月廿八日附工事竣工の旨鐵道局長官宛上申し、同年十月十三日に至り鐵道局三等技師本間英一郎氏來松、翌十四日竣工検査を了し愈々同十月廿七日附鐵道局より開業免許狀に接した。

第二 高濱延長線 (三津—高濱)

本線は既設三津驛より梅津寺海岸を経て高濱に至るもので創業線同様軌間二呎六吋(〇・七六二米)の蒸氣鐵道線である。

一、官 廳 手 續

明治廿四年一月廿五日	布設出願、内務大臣宛	同	四月一日	同假免許
同 六月一日	右本免許狀下附出願	同	七月廿三日	同本免許狀下附

二、工 事 經 過 概 要

本工事は全部請負制度として土木及線路敷設工事は山田組が請負ひ、同組頭工學士山田寅吉氏並に同技術員原達雄氏の測量監督の

下に廿四年七月廿七日工事に着手した。  
各工事共着々工を進めて全線將に工を竣へ様とする同年十二月四日、本工事中の難工事なる高濱山嶺部掘鑿法面が突然崩壊し尙數ヶ所に破壊の兆候を現はしたので、到底掘鑿工事で將來維持の見込が立ち難くなり遂に途中設計變更に決し延長二三七尺（七十二米）を隧道建設に改めた。

これが爲隧道用諸材料の注文其他の爲め落成期が約二ヶ月も遷延したが以後は幸に順調に運び廿五年四月十一日竣工する事を得た。

三、竣 工 檢 査

明治廿五年四月十一日 工事落成届提出 鐵道長官宛 同 四月廿二日 竣工檢査  
同 四月廿八日 開業免許狀下附

第三 平井河原線 (外側—平井河原)

本線路は既設外側驛より素鷺村立花に出で久米村南久米を経て小野村平井に至る間で中間に立花及び久米の兩驛を設置する。

一、官 廳 手 續

明治廿四年一月廿五日附 内務大臣宛 線路布設出願 同 四月一日 假免狀下附  
同 六月一日 本免狀下附申請 同 七月廿三日 本免狀下附

二、工 事 經 過 概 要

本工事は既設線路同様請負制度として明治二十四年八月十日工事に着手した。  
斯くて工事を進めたのであつたが藤原村より中村及び福音寺村地方の線路用地買収に甚しく困難を生じ示談容易に纏り難く、爲めに石手川橋臺の建設並に久米村以東の土工一部落成したのみで其他の工事は容易に着手することが出来ず、已むなく一時中止の状態に立到り遂に二十五年七月六日土地牧用審査委員會を本縣知事に出願し九月十四日に到り其の裁決書を得て漸く同月十六日より再び工事に着手、翌二十六年四月十六日竣成、同日全線に亘り試運轉を了した。

三、竣 工 檢 査

明治二十六年四月十六日 工事竣工届を提出 同 四月廿八日 檢 査  
同 五月 四日 營業開始免許狀下附

第四 舊道後鐵道會社線 (古町—道後—一番町間)

本線路は伊豫鐵道古町停車場附近を起點として松山市西北部を迂回して道後に至り、更に同地より復歸して松山市街東部を通過して松山一番町に達する延長三哩十三釐（五・〇八九五五軒）の區間である。

同線は明治廿六年四月八日假免狀を受け、次いで明治廿七年一月廿四日本免狀の下附を受け同年七月廿日工事に着手した。工事方法其他車輛一式の型式は伊豫鐵道會社線に模倣準據し、爾來工事督勵に勉めたので明治廿八年八月廿二日開業し、道後温泉客の便を計るに至つた。

建 設 費

(明治廿八年八月末調査)

科 目	金 額	科 目	金 額
測量設計工事監督費	九八三・八八〇	建 物	六三〇・二九四
用地費	一四、三九四・八六九	車 輛	一六、二八五・三九八
土工費	三、一九四・七三九	電 話	三三四・二四二
軌道費	九、五五二・六三四	運 送	四四七・七三三
橋 梁	六六六・四四〇	橋 垣 及 境 界 杭	二五六・五一五
溝 渠	一、〇九八・〇四五	總 係	五、一八四・八一
伏 樋	二四四・一四五	計	五七、三八六・八〇四
停車場費	四、一三三・〇六九		

### 第五 森松線 (立花-森松)

本線は既設立花驛より石井村上石井を経て浮穴村森松に至る區間で中間に石井停車場を設置する。

#### 一、官廳手續

明治廿六年六月廿七日	出願	同	十二月一日	假免許狀下附
同 廿七年三月十三日	本免許狀下附出願	同	七月三日	本免許狀下附

#### 二、工事豫算書

測量監督費	三五〇・〇〇〇	用地費	五、二六一・九〇二
土工費	三、五八六・一八三	橋梁費	四、三三九・一三三
溝渠費	一、三八九・〇三二	軌道費	八、八九九・九四六
停車場費	一、〇〇〇・〇〇〇	機械費	六三〇・〇〇〇
運送費	一八〇・〇〇〇	柵垣費	一八〇・〇〇〇
通信線路費	三三三・四七八	創業費	八〇〇・〇〇〇
豫備費	一、五〇〇・三二六	計	二八、三四〇・〇〇〇
		(一軒當り)	六、三五四・〇〇〇

#### 三、工事經過概要

本線路は殆んど平坦線で屈曲少く、二ヶ所の橋梁工事を除けば大體に於て工事容易であつたが全線を三工區に分け社外請負とした。斯くて廿八年三月十八日土工に着手し、次で同年四月五日停車場建築工事に着手した。折柄日清戦争のため人夫の募集困難で各工事共豫定の進行を見ることが出来なかつたが漸く同年十二月六日竣工した。

#### 四、竣工検査

明治二十八年十二月七日附	竣工届提出	同 二十九年一月七日	検査
同 一月廿五日	開業認可指令		

### 第六 舊南豫鐵道會社線 (郡中-松山間)

本線路は單線狹軌二呎六吋で、松山市久保町伊豫鐵道外側驛に隣接して起り温泉郡雄群村及び余土村を経て重信川を渡り伊豫郡岡田村並に松前村を過ぎ郡中町に達する延長六哩五十六釐五十八節(一〇・七九四二七軒)の區間である。明治二十七年一月二十四日附當局の認可を受け同年四月十六日工事に着手した。

本線の通過する地域は途中重信川の鐵橋があり本工事中の難工事であつたが其他は平坦で水田及畑地であつた。

#### 工事方法

- 1 軌間は二呎六吋で伊豫鐵道線に準じ蒸氣列車を運轉する。
  - 2 勾配は重信川橋梁前後取付けの爲築堤された八十分の一が最急である。
  - 3 曲線の最少は半径十三釐
  - 4 軌條、平底型軟鋼二十釐度、轉轆器並に轆又は重錘取柄式六番を使用
  - 5 枕木は専ら檜材を用ひ長五呎六吋、巾八吋厚四吋を以て仕様とし標準配置間隔は二呎四吋則ち三十呎軌條に十三本、廿七呎軌條に十二本、廿四呎軌條に十一本、廿一呎軌條に十本の割
  - 6 土工は主として築堤で其の高さ全線平均二尺九寸五分、切取五寸を以て標準とした。
- 築堤の最高は重信川前後で十五尺以上に達し築堤施工基面の築堤六尺以上は十一尺とし、六尺未満は十尺とした、而して法面勾配は築堤高に應じて異にし、高さ三尺未満は一割二分五厘、三尺以上は一割五分、切取部分は殆んど郡中終點に近い縣道に沿ふ畑中で施工基面巾十尺、平均深五寸である。

7 橋梁及溝渠は重信川橋梁百十八呎四連の外、橋梁九ヶ所、溝渠六十七ヶ所以上の通りで全線工事は進捗し明治廿九年七月四日開業するに至つた。

郡 中 線 (郡中・松山) 建設工事費豫算額

科 目	金 額	科 目	金 額
測量及工事監督費	五〇〇・〇〇〇	停車場	四、五〇五・五〇〇
用地費	一五、四二二・四二七	建物	二、四六〇・〇〇〇
土工費	六、三三七・四一四	車輪	二、四六〇・〇〇〇
橋梁費	一九、三九六・二六〇	電車	四九〇・〇〇〇
溝渠費	二、七七二・六六七	鋼線	一、〇〇〇・〇〇〇
伏樋費	四三一・四〇〇	鋼索	一、四二五・七三二
軌道費	二〇、九九二・六〇〇	計	九五、〇〇〇・〇〇〇

第七 横河原延長線 (平井河原・横河原)

本線は既設平井河原驛より南吉井村田窪を経て北吉井村横河原に至る三哩五十一鎖七十三節(五・八六八六七軒)の區間で中間に田窪驛を設置す。

一、官 廳 手 續

明治廿九年八月廿九日 線路延長出願 同 卅一年九月八日 假免許狀下附  
 同 九月廿二日 本免許狀下附申請 同 十二月廿日 許可指令

二、線路延長臨時委員部の設置

本建設工事免許に先んじ本社は明治三十一年八月左記規定に基く線路延長臨時委員部を設立し設計監督並に工事に關する官廳手續等

の一切を取扱ふ事となつた。

臨時委員部設置規定 (明治三十一年八月制定、同九月一日ヨリ實施)

第一條 當會社ニ臨時委員部ヲ置キ取極役ノ指示ニ依リ横河原線延長工事ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム。  
 第二條 委員部ニ左ノ人員ヲ置ク。

- 一、委員 五名
- 主 務 壹名
- 技 士 貳名
- 委 員 貳名
- 一、助手 若干名

第三條 主務ハ本延長工事ニ屬スル一切ノ事務ヲ專任主擔ス。  
 第四條 技士ハ當會社ノ技士ヨリ兼掌シ設計工事製作等ノ事ヲ主擔ス。  
 第五條 委員ハ事務員中ヨリ兼掌シ主務ヲ補助シ事務ヲ分任ス。  
 第六條 助手ハ委員ノ指揮ヲ受ケ延長工事ニ關スル各般ノ事務ニ從事シ及工事ノ實施監督ヲ爲ス。

三、工 事 豫 算 書

測量監督費	一、〇〇〇・〇〇〇	用地費	一一、九五五・六〇〇
土工費	一、二、五六五・〇〇〇	橋梁費	五、二九一・九二〇
溝渠費	一、二、一九四・〇〇〇	軌道費	二〇、〇九五・五〇〇
停車場費	二、三〇四・五〇〇	車輛費	二、二二五・〇〇〇
機械費	九一〇・〇〇〇	建物費	一、七二五・〇〇〇
運送費	一五〇・〇〇〇	橋垣費	二〇〇・〇〇〇

第一章 鐵道及軌道

通信線路費 六五九・二五〇  
 豫備費 一、五三三・八三〇

創業費 一、〇〇〇・〇〇〇  
 計 八一、七二五・〇〇〇  
 (一軒當り 一三、九二二・〇〇〇)

四、工事經過概要

本工事は全工區を左の通り四分し、線路敷設作業は始めて本社直營施工とし其他は總て社外請負とした。

一、線路築堤並に切取工事

一、線路砂利採集並に撒布工事

一、停車場其他建築工事

一、本工事に伴ふ車庫増築工事

爾來各工事共無事進捗し線路築堤並に切取工事は明治三十二年八月竣工、小野川梅本並に内川各橋梁工事は同年七月、八月相次いで落成、更に軌條敷設工事は我社線路工夫を以て遂行され、停車場建築請負工事と共に同年九月悉皆竣工するに至つた。

五、竣工検査

明治三十二年九月十二日 竣工届提出

同

九月廿八日

検査

同 十月十三日 開業認可指令

第八 道後線(古町-道後-一番町)軌間擴張並に動力變更

一、工事概要

1 動力を電氣とし電動客車を運轉すること。

2 軌間二呎六吋(〇・七六二米)を三呎六吋(一・〇六七米)に変更すること。

3 軌條は二十呎度(十呎)を撤去し四十五呎度(二十二呎)を使用すること。

4 線路は舊線路によることとしたが、道後より古町及一番町に至る本線は道後より二十一鎖(〇・四三三四五軒)の箇所に於て初め

て分歧し其の間兩線併用であり分歧點に信號所を設置してゐたが電車運轉の圓滑を期するため同區間を複線とすること。

5 動力は伊豫水力電氣株式會社より高壓交流を受け、松山市大字味酒水元に變電所を設け整流すること。(これを木屋町變電所と謂ふ)

6 停車場は當初既存のものを其儘使用し只一部乗降場を改造するはすであつたが、松山電氣軌道會社との對抗上一番町停留場をやや西方に移轉し小唐人町に面して設置することとした。

7 本工事は列車運轉營業をなすつ、施工することゝて先ず、從來の五尺枕木中に三十呎軌條一本に付十本以上の七尺枕木を挿入し舊軌條の外側に新軌條を敷設し、ポイントのみ最後に切換を行ひ、運轉開始後に於て舊軌條及枕木を撤去し、枕木間隔を整理して道床搦き固めを完成する事。

二、工事豫算

用地費	二、九四〇・〇〇〇	土工費	二、七〇〇・〇〇〇
橋梁費	九八〇・〇〇〇	溝渠費	二、三三〇・〇〇〇
軌道費	四二、八一〇・〇〇〇	停車場費	一、二〇〇・〇〇〇
電力線路費	二二、二六〇・〇〇〇	豫備費	三、九六〇・〇〇〇
伏樋費	・八四〇	合計	八〇、〇〇〇・〇〇〇
(一軒當り)	一四、一三四・〇〇〇		

三、官廳手續

明治四十一年一月九日 軌間擴張並に動力變更の件出願 逓信大臣宛

同 二月廿五日 右 許 可

同 四十三年六月十三日 工事方法變更の件申請 内閣總理大臣

同 七月二日 同 上 同 上

同 八月三日 右 認 可

同 四十四年四月十四日 工事施行申請の件認可

同 同上

四、工事経過概要

本工事中線路敷設作業は會社直營とし、其他は社外請負とし四十三年十月一日起工した。當時松山電氣軌道會社が既に工事に着手して居たのでこれに先んじて完成せしむべく關係者は必死の努力を續けた結果四十四年上期末には既に軌條敷設、砂利撒布、伏樋橋梁の改築、一番町停車場の改築等落成し全工程の九分型の竣工を見るに至つたが本線分岐點より道後に至る複線區間の用地買収困難な爲、遂に従來通り一應單線として開業することとなり、同年七月廿三日松山電氣軌道線に先んじて完成した、尙右複線用地は同年十月四日買収を完結し直ちに線路敷設を了した。

五、竣 工

明治四十四年七月廿四日 竣工届提出

同

八月五日 開業認可指令

斯くて八月七日一時列車運轉休止の上ポイントの切換を行ひ翌八日より電車運轉を開始することゝなつた。

第九 舊松山電氣軌道會社線 (江ノ口―道後)

本線路は三津濱町江ノ口を起點とし松山市を経て道後村道後に至る延長六哩二十鎖餘(一〇・〇五八四〇軒)の線路で伊豫鐵道高濱線に並行して松山市に入り堀端に沿ひて市街を貫通一番町に出て道後に到るもので石手川上流に水力發電所を建設し電車運轉を計劃したものである。

線路は途中伊豫鐵道高濱線及び道後線を高架橋斷し全線中國道に五十七鎖五十節、縣道に三哩四十六鎖、里道及町道に九鎖二十節を併用、一哩七十一鎖五十節に新設軌道を敷設した。

以上により既に明治卅九年九月二日付内務省より特許指令を受け、次で明治四十年八月二十八日付縣知事宛軌道工事施行申請を了し翌年二月廿八日認可された。

工事方法概要は次の如し。

- 1 動力は電氣を用ひ電動客車を運轉す。
- 2 軌間は四呎八吋二分の一の廣軌とす。
- 3 軌道中心間隔は並行區間に於て十呎とす。
- 4 曲線は一鎖二分を以て最小半徑とす。
- 5 勾配は二十五分の一を以て最急とす。
- 6 軌條は「ダブルボルト」型七十封度、レール一本毎に栗枕木十五本を配し接續は「アングルバー」を使用、六本の「ポールト」にて締結し、轉轍器及轆又は六番自動を採用す。
- 7 橋梁は堀川橋梁徑間六十三呎、三十呎鋼工型二重桁二連。
- 8 歸線は軌條を用ひ之を接續する「ボンド」はB S 二零番相當「クレオンボンド」を以て軌條毎に電氣的に接續す。

古町跨線橋は傾斜六十度徑間四十呎の「プレートガーダー」を架設し橋臺は粗石練積とし袖石垣は間知石練積とす、尙ほ橋桁下端の高さは伊豫鐵道線「レールレベル」より十五呎とし橋梁上は水平に架設前後築堤勾配は二十五分の一とす。

道後線跨線橋は道後線と傾斜八十度にして徑間二十二呎とし橋臺は粗石練積、袖石垣は間知石練積とす、橋桁は高さ二十吋の工型を架し、下端より伊豫鐵道線「レールレベル」に至る高さは十四呎六吋となし前後築堤勾配は二十五分の一を附す。

斯くて明治四十一年八月十三日軌道工事に又同年十二月十日電氣工事に着手したが折柄經濟界の不況に遭遇し、尙當初の計劃に斷を生じて請負者との間にも種々紛争を繰り返し荏苒として工事は進行し得なかつたが、漸く事件の解決を計り工事を進め道後一札ノ辻間二哩六十一鎖及本町住吉間、二哩七十三鎖六十節は明治四十四年八月十九日竣功、本町札ノ辻間十七鎖四十節は同年九月十八日次で住吉江ノ口間二十三鎖は翌四十五年一月十日落成し次の如く認可指令を得て起點江ノ口停留場より道後停車場に至る間は全く開通するに至つた。



道後一札ノ辻	明治四十四年八月十九日縣知事宛運輸開始申請	同年八月三十日認可	同年九月一日開通
本町一住吉町	同	同	同
本町一札ノ辻	同	同	同
住吉町一江ノ口	明治四十五年一月十日	同	同
電氣工作物使用認可	明治四十四年九月二十二日	同	同

工事費概算書

(明治四十五年六月末日調べ)

科目	目	金額	科目	目	金額
測量設計並ニ工事監督費	測量設計費	三九、二五八・三二〇	發電所	發電機費	五二、三七七・六九七
	土地費	一〇三、九五四・九一〇		變電所	三二、二〇五・二五一
	橋梁費	四三、一七九・五六〇		車輪	七八、八三六・三三五
	溝渠費	一四、〇五一・二〇四		諸物	二一、五〇一・九二
	伏樋費	一七、五三八・八三四		附屬設備	五二、五六七
	水路費	一、一一一・一八〇		運送	一七、六〇九・一四三
	軌道費	一三四、五九八・九〇九		橋垣及境界杭	八八、三三九
	電線費	一四八、二八〇・八二六		燈力	五、六四九・三三八
	合	八二、三〇四・八八三		計	七九一、五九八・二七八

第十 軌道線(江ノ口道後) 軌間擴張、線路中心線一部變更並に一部複線敷設

一、工事概要

1 軌道線の軌間四呎八吋半(一・四三五米)を三呎六吋(一・〇六七米)に改築すること。

2 江ノ口一 番町間は従来通り軌道線により、一番町よりは、最初鐵道電車線に聯結せしめ御寶町停留場附近より新線を敷設し六角堂附近にて軌道線に接続、道後に至る計劃を立てたが、後大體右線路に沿ふて一番町より道後に至る縣道の改修が行はれることとなつたので右道路を併用敷設することとし、同時に一番町一 道後間を複線軌道とすることに變更した。

3 線路變更により六角堂停留場を北方に移轉し、古町線との連絡設備を整へ鐵道線御寶町停留場は西方に移轉設置すること。

二、工事豫算

測量監督費	七、二〇〇・〇〇〇	用地費	一三、四八〇・〇〇〇
土工費	一五、〇九四・〇〇〇	溝渠費	三、四五〇・〇〇〇
伏樋費	八〇〇・〇〇〇	軌道費	一五、四九九・〇〇〇
停留場費	四、九七四・〇〇〇	橋垣費	四〇〇・〇〇〇
電力線路費	八、〇七六・〇〇〇	合計	六八、九七三・〇〇〇
		(一軒當り)	六、八〇〇・〇〇〇

三、官廳手續

最初全線を軌間變更のみとして企劃されたが途中前記の如く道後一 番町間が變更されたので次の様に官廳手續を取つた。

大正十二年一月二十四日	江ノ口道後間軌間變更の件出願	鐵道、内務大臣宛
同 十二年四月十七日	右 許可	
同 十二年四月二十五日	同上工事施行の件出願	縣知事宛
同 十二年四月二十七日	右 認可	
同 十三年八月四日	道後一 番町間線路一部變更並に複線敷設の件出願	逓信大臣、内務大臣宛
同 十四年三月四日	右 認可	

四、工事経過概要

本工事中江ノ口より一番町間は既設中心線を變更せず單に軌間變更工事であるから既に大正十二年四月十七日付鐵道、内務兩大臣の工事施行認可指令に基き會社直營にて大正十二年五月一日起工した、勿論營業中の線路であるから全線一度に改築を行ふ事は出来ぬので一番町より江ノ口に向つて十鎖(〇・二軒)前後に區分漸次進行せしめた、改修を終つた新線には三呎六吋(一・〇六七米)軌間電車を運轉せしめ新舊電車に跨る乗客は徒歩連絡を願つたのであつた、斯くて同年六月末全線の竣工を見た。

次いで道後—一番町間複線軌道は先ず縣、松山市、道後湯ノ町及我社の四團體共同事業として大正十四年十月縣道工事に着手し、軌道跨線橋を撤去し道路敷とし同年十二月完成、次いで翌十五年一月下旬より複線敷設工事に着手同年三月末完成した。

斯くて大正十五年三月廿九日付道後—一番町間工事竣功届を提出し同年四月四日付逓信大臣より電氣工作物使用認可及び同年五月二日付愛媛縣知事より開業認可指令を受けた。

五、線路撤去

以上施工に伴ひ一番町より六角堂に到る既設軌道線及び地方鐵道法による道後御寶町間を撤去、御寶町より一番町間は軌道線に編入した。

第十一 城北線 (木屋町—上一万) 建設

一、工事概要

1 既設木屋町驛より清水町、鐵砲町を経て練兵場南側に副ひ上一万に出て軌道線に接続するため鐵道法による電動客車を運轉すること。

2 木屋町—道後間の既設線は撤去すること。

二、工事豫算

測量監督費

一、四五〇・〇〇〇

用地費

二九、三三〇・〇〇〇

土工費 八、八二〇・〇〇〇  
伏働費 一、三三〇・〇〇〇  
停車場費 六六〇・〇〇〇  
電力線路費 二、四六二・〇〇〇

溝渠費 四、六〇〇・〇〇〇  
軌道費 六、五三二・〇〇〇  
橋垣費 八八五・〇〇〇  
合計 五五、九五九・〇〇〇  
(一軒當り 三三、九三三・〇〇〇)

四、官廳手續

大正十三年四月十四日

免許並に工事施行申請

鐵道大臣宛

同 十三年八月十八日

許可申請並に工事施行申請

逓信大臣宛

同 十四年四月十六日

免許並に工事施行認可

鐵道大臣より

同 十四年五月四日

許可並に工事施行認可

逓信大臣より

五、工事経過概要

土工は社外請負とし線路敷設其他の工事は會社直營とし大正十五年六月起工、兩來各工事共順調に進捗し土工及線路敷設工事は昭和二年三月十七日竣工、電氣工作物施設工事も亦運轉に支障なき程度に出来上つたので三月廿九日逓信大臣より工作物使用認可鐵道大臣より四月二日付運輸營業開始の認可指令があつた。

六、線路撤去

本工事施行に伴ひ既設道後—木屋町間一哩三十鎖八十八節(二・二三〇・五五軒)は昭和二年四月十四日鐵道大臣の許可を得て線路を廢止した。

第十二 連絡線 (古町—松山) 建設

本線は國有鐵道の松山開通により之に連絡するため古町驛より松山驛に達する〇・八軒餘を建設、鐵道法による電動客車を運轉せん

として企劃された。

一、工事豫算

測量監督費	七五〇・〇〇〇	用地費	二二、二〇〇・〇〇〇
土工費	四、九九〇・〇〇〇	橋架費	一、三七〇・〇〇〇
溝渠費	三二五・〇〇〇	軌道費	一、七六三・〇〇〇
停車場費	二、三四〇・〇〇〇	諸建物費	二、二五〇・〇〇〇
構垣費	四三五・〇〇〇	通信線路費	一三八・〇〇〇
電力線路費	一、七九〇・〇〇〇	總係費	四八〇・〇〇〇
合計	四八、八三一・〇〇〇	(一軒當り)	五八、八三二・〇〇〇

二、官廳手續

大正十四年十二月七日	免許出願	鐵道大臣宛
同 十二月廿六日	許可申請	逓信大臣宛
昭和二年一月廿四日	免許指令	鐵道大臣
同 三月四日	許可指令	逓信大臣
大正十四年十二月七日	工事施行申請	鐵道大臣宛
昭和二年二月廿六日	同 上	逓信大臣宛
同 一月廿四日	同認可指令	鐵道大臣
同 三月廿六日	同 上	逓信大臣

三、竣工

土工は社外請負其他は直營工事として、昭和二年二月起工し、土工及び線路敷設工事は同年三月十七日竣工、電氣工作物も運轉に支

障なき程度に出来、同年四月二日鐵道大臣より營業開始認可、四月一日逓信省より電氣工作物の假使用認可、次いで五月廿三日に本使用認可指令があつた。

第十三 軌道線 (古町-荳町) 建設

本線路は高濱線と市内軌道線との連絡を計らんが爲め軌道線荳町停留場より古町停車場間に單線軌道を敷設し電動客車を運轉せしめんとして既に工事施行の認可までを得たのであつたが、折柄松山市に於て荳町より古町驛に至る市道新設の計劃があつたので、我社は當初の計劃を變更し大部分新市道を併用して本町停留場まで複線軌道として古町驛に乘入れる事とした。

一、官廳手續

昭和二年一月十日	單線軌道	特許並に工事施行認可申請	鐵道、内務大臣宛
同 三年一月二十八日	同 上	特許並に認可指令	
同 二年九月十五日	同 上	認可申請	逓信大臣宛
同 三年三月十七日	同 上	認可指令	
同 三年六月一日	複線に變更認可申請		鐵道、内務大臣宛
同 三年六月七日	同 上		逓信大臣宛
同 三年八月十六日	同上認可		鐵道、内務大臣
同 三年七月二十三日	同 上		逓信大臣

二、工事豫算

測量監督費	二二〇・〇〇〇	用地費	一七、三五〇・〇〇〇
土工費	一、四八三・〇〇〇	路面費	九二八・〇〇〇
伏樋費	二七・〇〇〇	軌道費	八、七三一・〇〇〇

停留場費	一、六八〇・〇〇〇	諸建物費	九、九四五・〇〇〇
電力線路費	三、〇二五・〇〇〇	總係費	三〇〇・〇〇〇
合計	四三、六八九・〇〇〇	(一軒當り)	二二八、四四五・〇〇〇)

三、竣 工

本工事の土工は社外請負とし、其他は直營として、昭和三年二月十日着工、四年三月三十日竣工、四月八日付愛媛縣知事より運輸開始の件及逓信大臣より電氣工作物使用の件何れも認可指令に接した。其他本線路の古町驛乗入れは高濱線の電化と相俟つて古町驛構内の設備擴張を要し、停車場本屋、乗降場上屋等四棟百四十餘坪を新築し、舊停車場本屋、乗降場上屋、倉庫並に電車庫六棟を移轉、舊停車場本屋を倉庫に改造、尙六軒家電車庫を古町電車庫に移轉合併し同時に側線の移轉増設を行った。

四、軌道線 一部 廢 止

本工事の完成により高濱線電化工事と相俟つて軌道線江ノ口―荳町間五軒五六の區間は營業の必要を認めない事となつたので既に昭和二年七月二十日付逓信大臣の、又同年十一月二日付鐵道、内務兩大臣の認可指令を得て線路の撤去を行った。

第十四 高濱線電化複線建設

本線路は既設高濱驛より松山市驛に至る亘長九・四四八八六軒の區間で殆んど既設蒸氣鐵道線路を基準とし、既設〇・七六二米軌間線を一・〇六七米に擴張し、尙並行して複線を敷設し、原動力を變更して電動客車を運轉する事に企劃したものである。

一、官 廳 手 續

最初の方針は既設蒸氣鐵道軌間二呎六吋(〇・七六二米)線に並行し、軌間三呎六吋(一・〇六七米)軌道を敷設し、電動客車を運轉する計劃であつたので其れに伴つた起業目論見書及工事設計書を作成して、鐵道、逓信の各大臣に出願した、其の申請書に對して當局と不備事項其他に付き數回に亘り接觸の結果、許可指令があつたが當時本社は時代の推移と將來の發展に備へる爲め既計劃を變更する事、即ち複線軌道として最新式ボギー車を運轉する事及び石井、朝美の兩變電所を新設すること、成り各々其手續を了した其の主なる

手續は次の様であつた。

大正十四年十月十三日	電化認可申請	鐵道大臣宛
昭和二年一月十八日	右 認 可	鐵道大臣
大正十四年十月二十日	電化許可申請	逓信大臣宛
昭和二年三月 四 日	右 許 可	逓信大臣
同 年九月 三 日	單線電氣工事施行認可申請	逓信大臣宛
同 年十月三十一日	右 認 可	逓信大臣
昭和 五年九月二十六日	複線電氣工事施行認可申請	逓信大臣宛
同 六年四月十六日	右 認 可	

二、工事方法及び設計の概要

線路の起點終點並に延長

起 點 既設高濱停車場

終 點 既設松山市停車場

亘 長 九・四四八八六軒

複線延長 九・四四八八六軒

鐵道の種類及軌間

地方鐵道法に依る電氣鐵道にて軌間は一・〇六七米

原動力の供給所及變電所

本社自給にて變電所は松山市六軒家町に新設、朝美變電所と謂ふ。

鐵道電氣設備

第一章 鐵道及軌道